

11.16

「公共事業徹底見直しを実現する集会」 ＝増税でバラマキを許さない！＝

2012年11月16日（金）午後3時～6時
衆議院第一議員会館 大会議室

基調講演 増税で公共事業バラマキを許さない
市川守弘氏（日本環境法律家連盟副代表）

特別報告 「公共事業改革基本法案（試案）」について
鈴木堯博氏（日弁連 元公害対策環境保全委員長）

各運動体からの報告 道路、ダム（砂防ダムを含む）、スーパー堤防、
リニア新幹線、湿地埋立他

主催 11.16公共事業徹底見直しを実現する集会実行委委員会

連絡先 045-620-2284(水源連事務局)

参加団体 道路住民運動全国連絡会、水源開発問題全国連絡会、ラムサール・ネットワーク日本、全国自然保護連合、
スーパー堤防取消訴訟を支援する会、日本湿地ネットワーク、日本環境法律家連盟、
溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、日本森林生態系保護ネットワーク

「公共事業徹底見直しを実現する集会」 ＝増税でバラマキを許さない＝ 開催にあたって

2009 年の政権交代を実現させる大きな要因であった「コンクリートから人へ」が「人からコンクリートへ」と完全に先祖返りしてしまいました。さらに、消費税増税法附則第 18 条第 2 項を根拠として不要不急な公共事業へのバラマキが促進されようとしています。

私たちは原点に立ち返って、「公共事業徹底見直し」の実現を求めます。

消費税増税法附則第 18 条第 2 項

「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。」

この附則を根拠に、社会保障費の借金返済に予定している 7 兆円の流用を狙って、200 兆円の「国土強靱化基本法案」が国会に提出され、100 兆円の「防災・減災ニューディール推進基本法案」、「公共事業 160 兆円プラン」といった公共事業バラマキ政策が提案されています。

ダム問題、砂防ダム問題、幹線道路問題、リニア新幹線問題、整備新幹線問題、湿地開発問題、スーパー堤防問題等で闘っている運動団体が互いに団結して現在の状況に対応することが必要です。

「公共事業徹底見直し」実現 ！！

===集会資料目次===

基調講演資料	 3
特別報告資料	 4
2012 年度公共事業関連予算資料	 11
各政党の公共事業拡大関連法案等	 16
実行委員会構成団体からの報告	 21
全国の公共事業実態報告	 31
11.16 集会関連要請文・賛同団体一覧・集会宣言（案）	72

目次

基調講演 増税で公共事業のバラマキを許さない	3
特別報告 日弁連の【公共事業改革基本法（試案）】の提言	4
公共事業関連書資料	
平成 24 年度国土交通省・公共事業関係予算	11
整備新幹線	12
幹線道路	13
社会資本整備事業特別会計	14
平成 24 年度国土交通省・公共事業関係予算について	15
各政党の公共事業拡大関連法案	
自民党 国土強靱化基本法案概要	16
公明党 防災・減災ニューディール推進基本法の骨子について	18
民主党 「日本再生計画～ビジョン 2030～」	20
実行委員会構成団体 分野別報告	
道路 道路住民運動全国連絡会（道路全国連）	21
ダム 水源開発問題全国連絡会	23
湿地 ラムサール・ネットワーク日本	25
スーパー堤防 江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会	27
湿地 日本湿地ネットワーク	29
砂防ダム 溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、	30
森林施行&林道問題 日本森林生態系保護ネットワーク	32
全国の公共事業実態報告	
外環ネット	33
三番瀬再生事業	34
中池見湿地	35
国営平城宮跡歴史公園	36
四国横断自動車道	37
那賀川左岸高潮堤防工事	38
中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業	39
嘉陽海岸住民参加型エコ・コースト事業	40
大嶺海岸（那覇空港滑走路増設事業）	41
普天間飛行場代替施設建設事業	42
信濃川上流梓川水系霞沢第 2 号砂防堰堤、島々谷川第 6 号砂防堰堤	43
信濃川支流裾花川清水沢治山ダム	44
当別ダム	45
厚幌ダム事業	46
サンルダム・平取ダム・当別ダム	47
平取ダム	48

成瀬ダム（国直轄）	49
最上小国川ダム建設事業	50
思川開発事業（南摩ダム）	51
ハッ場ダム事業	52
「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」の試験掘削	53
霞ヶ浦導水事業	54
浅川ダム	55
太田川ダム	56
設楽ダム建設事業	57
木曽川水系連絡導水路	58
川上ダム建設	59
槇尾川ダム	60
安威川ダム	62
新内海ダム（内海ダム再開発）	62
平瀬ダム	63
山鳥坂ダム	64
五ヶ山ダム	65
石木ダム	66
天草・路木ダム	69
川辺川ダム建設事業	70
立野ダム	71
内閣法理大臣・国土交通大臣等への要請書	
11.16 公共事業徹底見直しを実現する集会実行委員会	72
道路住民運動全国連絡会	74
外環ネット	76
横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）	77
水源開発問題全国連絡会	78
スーパー堤防	79
リニア・市民ネット	80
泡瀬干潟を守る連絡会	81
平城宮跡を守る会	82
11.16 公共事業の徹底見直しを求める集会賛同団体	83
集会宣言	84

基調講演

増税で公共事業のバラマキを許さない！

弁護士 市 川 守 弘

- ・消費税増税法と無駄な公共事業の「復活」
- ・国会による公共事業のチェックができなければ財政民主主義はない
なぜ、チェックできないのか？

ア 高速道路問題

国幹会議を経ない高速道路建設

・・・大臣の裁量によって建設される高速道路

イ 国交省のマニュアルすら無視するダム建設

ウ アンタタッチャブルの林野行政

・・・林道、治山ダム、森林整備事業

- ・結局、官僚が「ブラックボックス」によって守られている
- ・ 情報公開
- ・議員の学習
- ・監視するNGOの育成

特別報告

日弁連の【公共事業改革基本法（試案）】の提言 レジメ

2012年11月16日

弁護士 鈴木堯博

- 1 日弁連の公共事業問題への取り組み
- 2 公共事業の何が問題か
 - (1) 環境を破壊するムダな公共事業
 - (2) 公共事業複合体
 - (3) 公共事業の上位計画決定の仕組み
- 3 現行の公共事業評価制度
 - (1) 公共事業評価制度の導入
 - (2) 公共事業評価制度の問題点
 - (3) 評価結果
- 4 公共事業をめぐる政治の動き
 - (1) ハッ場ダムの中止宣言から継続決定へ
 - (2) 2012年度国家予算での大型公共事業の復活
 - (3) 自民党の「国土強靱化基本法案」
- 5 公共事業改革の必要性
 - (1) 東日本大震災・原発事故を契機に
 - (2) 少子高齢化社会の到来
 - (4) 未来人のために持続可能な社会を
- 6 日弁連の「公共事業改革基本法（試案）」
 - (1) 情報公開の保障
 - (2) 市民参加の保障
 - (3) 環境保全優先性
 - (4) 国と地方公共団体の役割分担
 - (5) 審議会の改革
 - (6) 独立・中立の「第三者機関」のチェック
 - (7) 不正行為の禁止
 - (8) 「費用便益分析」の確立
 - (9) 公共事業の中止に伴う措置
 - (10) 争訟手続の確立
- 7 公共事業改革基本法（試案）の法制化を実現するために

日弁連 公共事業改革基本法(試案)の提言

2012年11月16日
日弁連公害対策・環境保全委員会 鈴木堯博

圏央道・南インターJCT(高尾山側から撮影)



日弁連の公共事業問題への取組み

原 点 ⇒ 弁護士法1条
「基本的人権の擁護と社会正義の実現」
「法律制度の改善に努力」
特 徴 ⇒ 現場主義: 現地調査に基づき意見表明

公共事業問題に関する最初の人権大会決議:
1975年「公共事業による環境破壊に関する決議」
(空港、新幹線、道路、原発などの公共事業)採択以来、
①環境を破壊するムダな公共事業の即時中止
②公共事業に関する法制度の改革
を求めて、問題提起をし、意見書等の発表を続けてきた。

2012年6月・・・「公共事業改革基本法(試案)」の発表 2

公共事業の何が問題か

- 大規模公共事業による自然環境破壊と公害発生
- 公共事業が深刻な財政危機の原因
- 公共事業による膨大なムダの発生
- 政・官・業の癒着構造(公共事業複合体)のもとで公共事業拡大

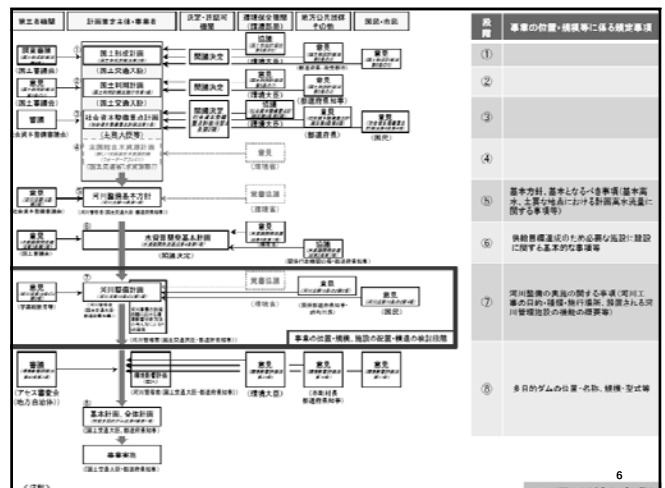
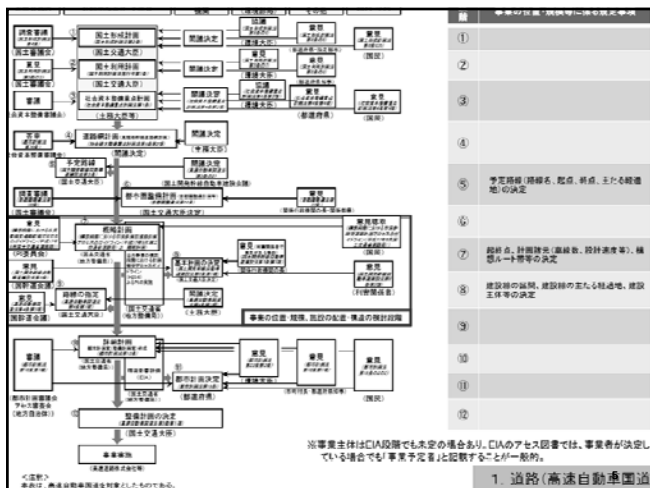
3

公共事業複合体

⇒国民不在・民主主義の危機

- 【政】政治家(族議員)
 - 【官】官僚
 - 【業】建設業界
- ≪官僚の行動動機≫
①予算獲得 ②権限拡張 ③天下りポスト獲得
⇒「公益」の美名のもとにムダな公共事業拡大
- 【学】学者のお墨付き(御用審議会)
 - 【司】司法のお墨付き(行政裁量論)⇒「専門技術的・政策的判断」には司法審査は及ばない

4



公共事業の評価制度の導入

■ 地方自治体の制度

1997年 北海道「時のアセスメント」 公共事業の大幅見直し

■ 国の制度

- ① 1997年 行政改革会議最終報告：政策評価制度の導入の提言
- ② 1998年 公共事業の再評価システムの導入
- ③ 1998年 中央省庁等改革基本法「政策評価機能の強化」
- ④ 2001年 中央省庁による政策評価制度スタート
- ⑤ 2002年 「政策評価法」の施行
各府省の「公共事業評価実施要領」に基づき実施

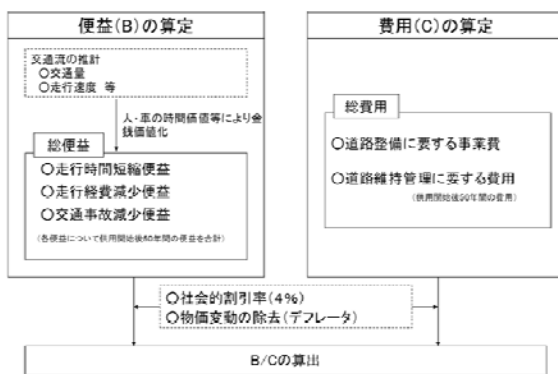
7

現行の公共事業評価制度の問題点

- 1 環境に及ぼす影響の無視
- 2 行政の内部評価
- 3 独立・中立の「第三者機関」による審査制度の欠如
- 4 費用便益分析の「費用」と「便益」のお手盛り評価
- 5 情報公開の欠如（費用便益分析データの不開示）
「政策評価に関する基本方針」（2005年12月 閣議決定）「政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。」
- 6 市民参加の手続きの欠如

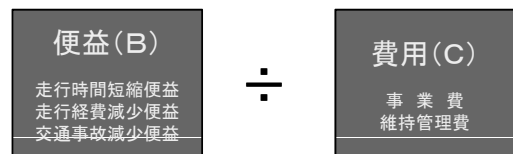
8

道路事業の「費用便益分析」の計算方法



67

道路事業の費用便益比(B/C)



$B/C > 1$ …事業実施の前提条件

国土省の「客観的評価指標」(2003年8月6日)

「便益が費用を上回っている」ことが「事業採択の前提条件」(再評価では $B/C = 1.0$ でも公共事業は継続されている。)

10

便益額の大半を占める「走行時間短縮便益」を計算する際、国土省は新道と直接関係のない「その他道路」を恣意的に設定。平均すると効果の出やすい「主な周辺道路」に比べ距離にして百倍近くも計算に入っていた。

「その他道路」を外して計算すると、 B/C が1に満たないケースが7割以上に上った。





13

会計検査院の国交省に対する改善要求

「国が実施する道路整備事業における費用便益分析について」
(平成22年10月28日付け国土交通大臣あて)」

- ① 費用便益比等の数値の算出方法等について、第三者に具体的な説明ができるよう、分析業務の発注先に、成果品として交通量推計や便益の算出根拠となる分析データ等の提出を求め、便益の算出根拠を明確にして、その根拠資料を保存すること。
- ② 費用便益比の算定の基礎となる総事業費について、第三者に具体的な説明ができるよう、費用の算出方法及び算出根拠を明確にして、その根拠資料を保存すること。

14

公共事業の評価結果

— 現行の公共事業評価制度の問題点 —

「公共事業」の評価結果(2002年から3年間)

(総務省行政評価局「各府省が実施した政策評価の点検結果」2005年)

- 事前評価 不採択が妥当と判定された事業の割合 0% (0件/4788件)
- 再評価 中止が妥当と判定された事業の割合 1.5% (52件/3395件)
- 事後評価 改善措置が必要と判定された事業の割合 0.1% (1件/1402件)

「道路事業」の評価結果(2009年度までの累計)

(国交省のホームページのデータ)

- 事前評価 不採択が妥当と判定された事業の割合 0% (0件/1458件)
- 再評価 中止が妥当と判定された事業の割合 0.9% (32件/3397件)
- 事後評価 改善措置が必要と判定された事業の割合 0.5% (1件/217件)



ハッ場ダム建設事業に関する対応方針について

平成23年12月22日
水管理・国土保全局
治水課事業監理室

ハッ場ダム建設事業については、「継続」するとの対応方針を決定した。

19

2012年度国家予算 大型公共事業復活!!

大型公共事業の総事業費41・5兆円

①ダム建設 3兆8300億円

ハッ場ダム・大滝ダム・設楽ダムなど

②高速道路 33兆1500億円

東京外郭環状道路・名古屋環状2号線など

③整備新幹線 4兆400億円

北海道新幹線・北陸新幹線・九州新幹線

④国際コンテナ戦略港湾 5000億円

20

自民党の「国土強靱化基本法案」 2012年6月 国会提出

- 今後10年間で総額200兆円規模のインフラ投資
- 「高速自動車国道、新幹線鉄道等の全国的な高速交通網の構築」
- 消費税の増税分をムダな大型公共事業に
- 「人からコンクリートへ」の政策の具体化

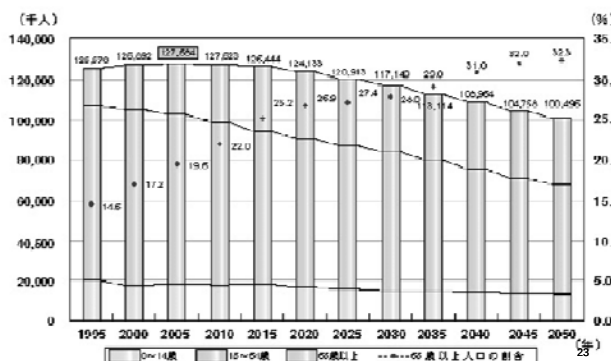
21

東日本大震災・原発事故を契機に 公共事業の抜本的改革の必要性

- 復興を最優先課題とする視点:「都市の復興」よりも「人間の復興」に重点を
- 防災の視点:コンクリート依存の公共事業よりも緊急避難対策等ソフト面の安全対策に重点を
- 環境保全の視点:環境保全を最優先して持続可能な社会を構築するために貢献する公共事業を
- 財政危機・少子高齢化社会への対応の視点:開発型公共事業よりも改善型・縮小型公共事業を
- 社会資本整備の視点:産業基盤整備型の公共事業よりも生活基盤整備型の公共事業を
- 民主主義の視点:政・官・業癒着構造型の公共事業(公共事業複合体)ではなく地方分権・市民参加型の公共事業を

22

少子高齢化社会の到来 日本の将来推計人口



23

未来人のために持続可能な社会を



「公共事業改革基本法(試案)」の基本点

- 1 情報公開の保障
- 2 市民参加の保障
- 3 環境保全優先性
- 4 国と地方公共団体の役割分担
- 5 審議会の改革
- 6 独立・中立の「第三者機関」のチェック
- 7 不正行為の禁止
- 8 「費用便益分析」の確立
- 9 公共事業の中止に伴う措置
- 10 争訟手続の確立

25

1 情報公開の保障

- ① 公共事業実施機関は、公共事業の費用便益分析等の評価に関するすべての情報並びに計画決定や継続決定等に関するすべての情報を公告・縦覧に供するとともに、その情報を分かりやすくインターネット上で公表しなければならない。
- ② 上記情報に関するすべての資料の保存義務
- ③ 上記資料に対する市民の謄写・閲覧請求権

26

2 市民参加の保障

- ① 市民は、公共事業の評価及び計画決定等に関する説明会や公聴会に参加し、又は意見書の提出により、意見を表明することができる。公共事業実施機関はこれに応答する義務を負い、できるかぎり市民の意見を事業に反映させるよう努める義務を負う。
- ② 公聴会においては、公共事業実施機関と公述人との間での質疑討論及び公述人相互間での質疑討論(双方向性の討論)を行う。
- ③ 一般からの公募も含め幅広い分野から人選して「市民監察委員会」を設置し、同委員会は、特定の公共事業に係る評価及び事業の見直しについて審議し意見を述べ、「公共事業評価審査委員会」は、その意見を尊重して公共事業実施機関に対し勧告をする。
- ④ 一定数以上の関係地域内の住民も、「公共事業評価審査委員会」に対し公共事業の見直しを行うよう申し立てることができる。

27

3 環境保全の優先

- ① 公共事業は、必要性、効率性、有効性、公平性、技術的可能性、環境保全優先性(良好な環境の保全について優先的に配慮し、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずること)の基本的要件に適合するものでなければならない。
- ② 貨幣価値に換算できない環境等の価値の評価については、公共事業の実施による影響を列挙して、それを定性的に評価し、総合的評価における最終的判断材料に加えなければならない。
- ③ 環境の価値の評価に当たっては、仮想評価法(CVM)その他の定量的評価手法の開発を進め、可能な限り定量的な評価手法を用いるように努めなければならない。

28

4 国と地方公共団体の役割分担

- ① 国又は独立行政法人等が公共事業を実施する場合においては、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定する。
- ② 地方公共団体は、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から、地域における行政の自主的かつ総合的な公共事業として上記以外の事業を実施する。

29

5 審議会の改革

- ① 審議会の公正さを確保するために、事業官庁OBが委員になることを原則的に禁止する。
- ② 事業者から財産上の利益を受けた者は委員に選任できない。
- ③ 委員の経歴の公表を義務づけるなど、人選の透明性を確保する。
- ④ 会議及び議事録の完全な公開を義務づける。

30

6 独立・中立の「第三者機関」によるチェック

- ① 独立・中立の第三者機関「公共事業評価審査委員会」の設置(内閣府設置法49条3項)
- ② 「公共事業評価審査委員会」は、公共事業実施機関の実施する公共事業について審査し、計画廃止、実施、中止、継続等を勧告する。
- ③ その勧告に基づいて、公共事業実施機関は、事業の実施、中止、継続を決定する。

31

7 不正行為の禁止

市民の公共事業策定手続に対する信頼を確保するために、不正行為を禁止する。

「公共事業の施行に関する決定書、評価書、費用便益分析等の文書やデータについて不正の記載をするなど、不正の行為をしてはならない。」

32

8 費用便益分析の確立

- ① 科学的・合理的な費用便益分析の確立
費用便益比(B/C)は、1を上回ればよしとするだけでなく、事業種別に応じてその数値を決定する。
- ② 環境への影響を適正に評価するシステムを確立する。
- ③ 費用便益分析マニュアルは事業種別ごとに公共事業評価審査委員会が策定する。
- ④ 費用便益分析の算定に係る条件設定データ等に関するすべての情報の保存と開示を義務づける。

33

9 公共事業の中止に伴う補償措置

- ① 公共事業実施機関は、公共事業を中止又は変更したときは、それによって損失を受けた者に対し、原則として、原状回復義務を負うとともに、生活の基礎を失うこととなる者について、生活再建策のあつせんをしなければならない。
- ② 補償内容
 - (1) 生活上の損失
 - (2) 営業上の損失
 - (3) 事業予定地となったことによる地価の下落
 - (4) 社会基盤整備の遅滞
 - (5) 精神的損害
 - (6) その他事業の中止又は変更によって被る損失

34

10 争訟手続きの確立

《現在の裁判の問題点を克服するために》

- 1 「行政裁量の壁」を打破する
公共事業の基本的要件適合性の明定
 - ① 必要性、② 効率性、③ 有効性、④ 公平性、⑤ 技術的可能性、⑥ 環境保全優先性
- 2 公共事業の計画段階から訴訟提起が可能となる
- 3 誰でも訴訟提起が可能となる
 - ① 公共事業実施機関による事業の計画決定や継続決定等に不服のある者は、何人も、行政機関に対し不服を申し立てることができる。
 - ② 公共事業実施機関による事業の計画決定や継続決定等に不服のある者は、上記不服申立てに対する決定に対し、裁判所に対し取消しの訴えを提起することができる。³⁵

「公共事業改革基本法(試案)」の法制化を実現するために

- 1 ムダで有害な公共事業の中止を求める運動(訴訟提起も)を全国各地で粘り強く展開すること
- 2 ムダで有害な公共事業に対する批判的な世論を大きく盛り上げること
- 3 公共事業の法制度改革のための国会内の動きを作り、広げること

36

平成24年度国土交通省・公共事業関係予算（財務省主計局主計官 角田 隆）

公共事業関係費の推移

（単位：億円、％）

年 度	当初予算額	伸率	増△減額
52 (1977)	42,846	21.4	7,544
53 (1978)	54,551	27.3	11,705
54 (1979)	65,468	20.0	10,917
55 (1980)	66,554	1.7	1,087
56 (1981)	66,554	0.0	0
57 (1982)	66,554	0.0	0
58 (1983)	66,554	0.0	0
59 (1984)	65,200	△ 2.0	△ 1,354
60 (1985)	63,689	△ 2.3	△ 1,511
61 (1986)	62,233	△ 2.3	△ 1,456
62 (1987)	60,824	△ 2.3	△ 1,409
63 (1988)	71,599	17.7	10,775
元 (1989)	73,024	2.0	1,424
2 (1990)	73,217	0.3	193
3 (1991)	77,048	5.2	3,831
4 (1992)	80,602	4.6	3,555
5 (1993)	84,595	5.0	3,993
6 (1994)	88,820	5.0	4,225
7 (1995)	92,398	4.0	3,577
8 (1996)	96,184	4.1	3,786
9 (1997)	97,447	1.3	1,263
10 (1998)	89,853	△ 7.8	△ 7,593
11 (1999)	94,307	5.0	4,454
12 (2000)	94,307	0.0	0
13 (2001)	94,352	0.0	45
14 (2002)	84,239	△ 10.7	△ 10,113
15 (2003)	80,971	△ 3.9	△ 3,268
16 (2004)	78,159	△ 3.5	△ 2,812
17 (2005)	75,310	△ 3.6	△ 2,849
18 (2006)	72,015	△ 4.4	△ 3,295
19 (2007)	69,473	△ 3.5	△ 2,542
20 (2008)	67,352	△ 3.1	△ 2,121
21 (2009)	70,701	5.0	3,349
22 (2010)	57,731	△ 18.3	△ 12,970
23 (2011)	※1 49,743	△ 13.8	△ 7,987
24 (2012)	※2 48,137	△ 3.2	△ 1,606
	45,734	△ 8.1	△ 4,009

※1 地域自主戦略交付金等に移行した額(5,056億円)を含まない。
※2 地域自主戦略交付金等に移行する額(2,403億円)を加えた場合の計数。

公共事業関係費

（単位：億円）

	24年度			前年度 予算額	対前年度	
	要求	要望	増減		率	
治 水	5,772	5,140	632	5,687	86	1.5%
海 岸	248	233	16	264	▲16	▲5.9%
道 路 整 備	12,579	11,140	1,440	12,359	221	1.8%
港 湾 整 備	1,685	1,385	300	1,666	19	1.1%
空 港 整 備	707	588	118	719	▲13	▲1.8%
新 幹 線	706	706	－	706	－	－
都 市 ・ 幹 線 鉄 道	231	143	88	235	▲5	▲2.0%
航 路 標 識 整 備	41	41	－	45	▲4	▲9.0%
住 宅 対 策	1,451	1,351	100	1,823	▲372	▲20.4%
社会資本整備総合交付金	14,395	13,475	920	17,539	▲3,143	▲17.9%
農 業 農 村 整 備	2,129	2,004	126	2,129	－	－
林 野 公 共	1,748	1,559	189	1,790	▲42	▲2.4%
水 産 基 盤	690	620	71	724	▲33	▲4.6%
農山漁村地域整備交付金	96	80	16	318	▲221	▲69.7%
水 道	318	318	－	416	▲99	▲23.8%
廃 棄 物	503	448	55	576	▲73	▲12.7%
国 営 公 園 等	304	303	1	331	▲28	▲8.3%
地 域 再 生 推 進 費	558	558	－	620	▲62	▲10.0%
そ の 他	1,572	1,543	29	1,795	▲223	▲12.4%
合 計	45,734	41,633	4,101	49,743	▲4,009	▲8.1%

<参考>公共事業関係費から一括交付金へ移行する2,403億円を加えたベース

再 計	48,137	44,032	4,106	49,743	▲1,606	▲3.2%
-----	--------	--------	-------	--------	--------	-------

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しないものがある。
(注2) 上記のほか、復興予算として東日本大震災復興特別会計(仮称)に計上される公共事業関係費7,288億円がある。

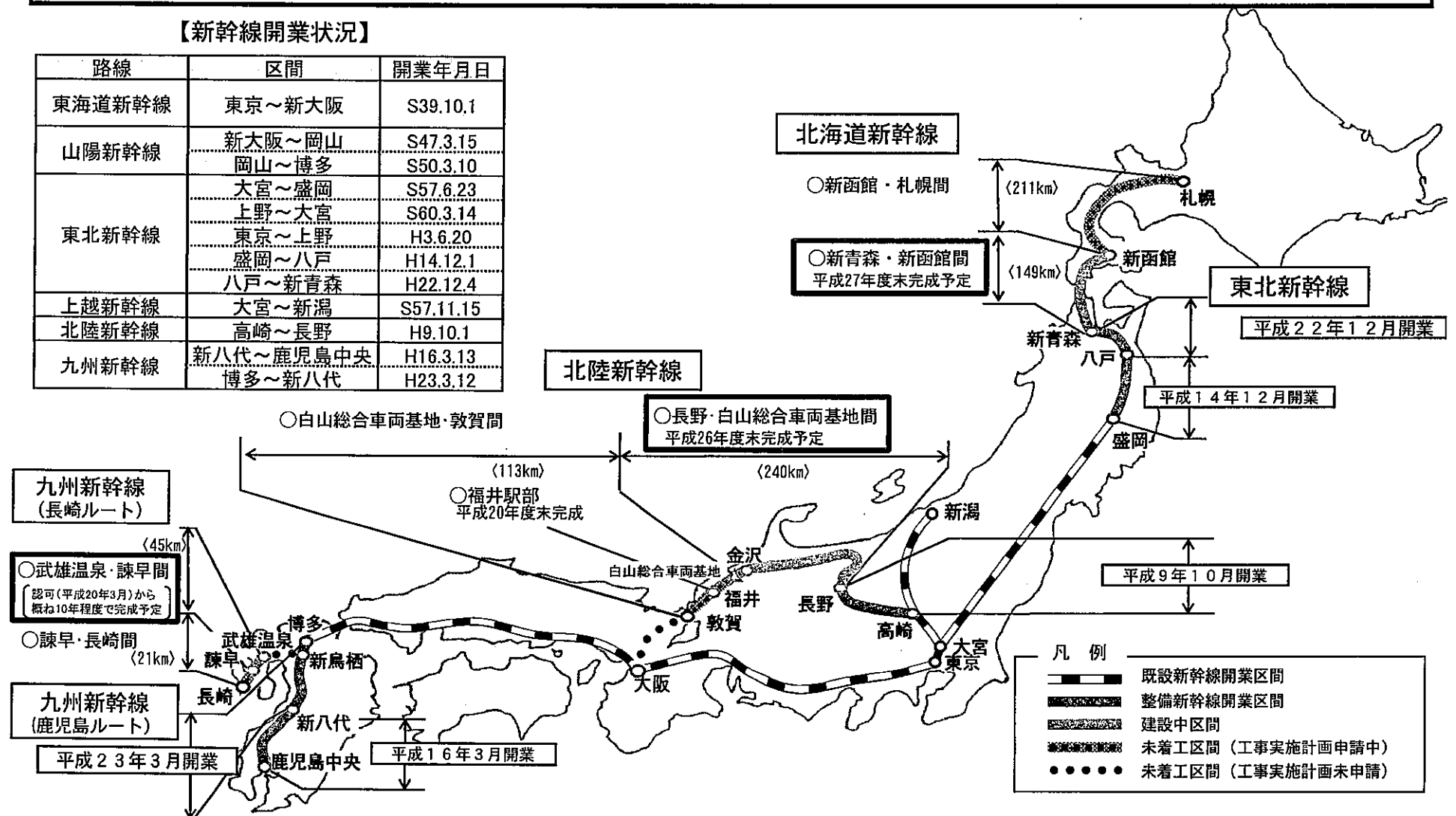
整備新幹線の着実な推進

【政府案：706億円】

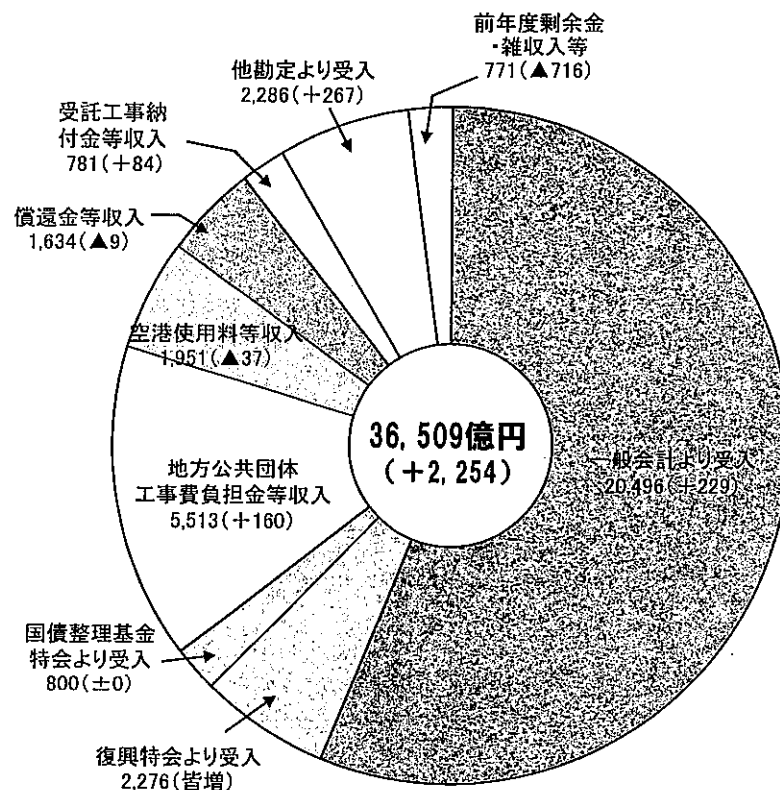
- 整備新幹線は、(独)鉄道・運輸機構が施設を整備し、JRが運行を行う上下分離方式で整備。
 ○現在建設中の区間は、北海道新幹線(新青森・新函館)、北陸新幹線(長野・金沢(白山総合車両基地))、九州新幹線(武雄温泉・諫早)の3区間。
 ○未着工の区間は、北海道新幹線(新函館・札幌)、北陸新幹線(金沢(白山総合車両基地)・敦賀)、九州新幹線(諫早・長崎)の3区間。

【新幹線開業状況】

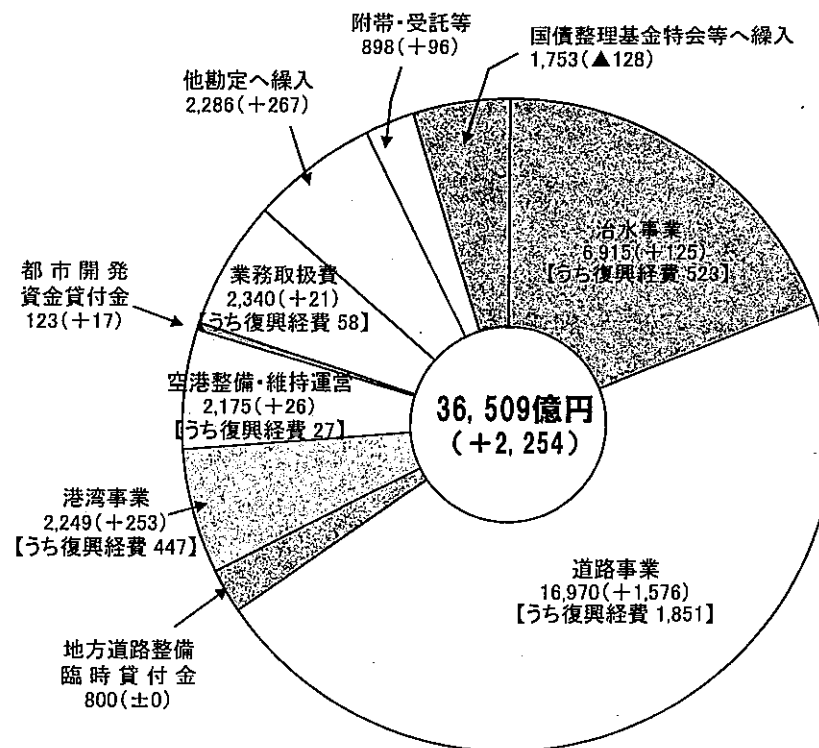
路線	区間	開業年月日
東海道新幹線	東京～新大阪	S39.10.1
山陽新幹線	新大阪～岡山	S47.3.15
	岡山～博多	S50.3.10
東北新幹線	大宮～盛岡	S57.6.23
	上野～大宮	S60.3.14
	東京～上野	H3.6.20
	盛岡～八戸	H14.12.1
	八戸～新青森	H22.12.4
上越新幹線	大宮～新潟	S57.11.15
北陸新幹線	高崎～長野	H9.10.1
九州新幹線	新八代～鹿児島中央	H16.3.13
	博多～新八代	H23.3.12



【平成24年度 歳入予算】



【平成24年度 歳出予算】



(単位:億円)(対23当初)

勘定別	歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
治水勘定	8,168(+297)	7,118(+156)	7,118(+156)
道路整備勘定	20,116(+1,744)	18,344(+1,648)	18,344(+1,648)
港湾勘定	2,512(+262)	2,296(+257)	2,296(+257)
空港整備勘定	3,202(▲83)	2,203(▲10)	2,203(▲10)
業務勘定	2,510(+33)	2,454(+40)	2,454(+40)
特別会計全体	36,509(+2,254)	32,415(+2,089)	32,415(+2,089)

<主な歳出増減の内訳>

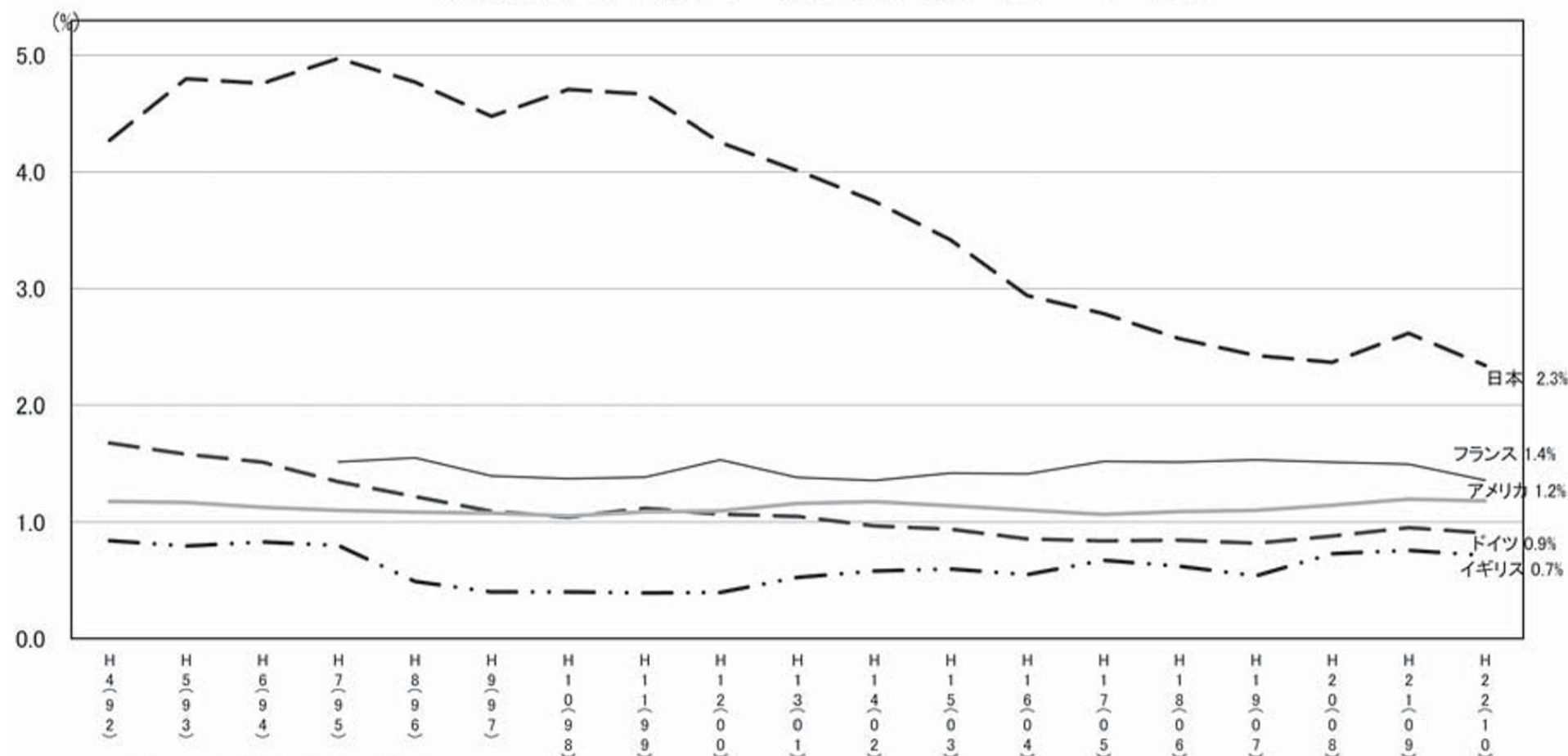
(対23当初)

- ・市街地再開発事業等の増に伴う、都市開発資金貸付金の増(+17億円)
- ・ダム建設事業費等の減 (▲397億円)
- ・道路交通円滑化事業費等の減 (▲275億円)
- ・借入金の償還額の減少に伴う、国債整理基金特会等へ繰入の減 (▲128億円)

※上記の内訳は、東日本大震災復興関連事業を除いたものである。

(資料3-2)

一般政府総資本形成(うち公共事業相当分)の対GDP比の推移



(出典) 1.日本:国民経済計算年報(年度ベース)

2.その他各国:OECD/ National Accounts 2011 vol.2 等

(注) 1.公共事業関係費相当分の試算は、SNAの「政府の機能別分類」(COFOG:Classification of Functions of Government)のうち、分類04経済業務、分類05環境保護、分類06住宅・地域アメニティに属する事業を公共事業に相当するものとして試算。

2.日本以外の各国については、一般政府Igに一般政府在庫品増加を加えた一般政府総資本形成の内訳。

自民党 国土強靱化基本法案 概要

～ 長期間にわたって持続可能な国家機能・日本社会の構築を図るために ～

1 国土強靱化の基本理念

- ① 経済等における過度の効率性の追求の結果としての一極集中、国土の脆弱性の是正
→ 戦後の国土政策・経済政策の総合的検証の結果に基づく多極分散型の国土の形成
- ② 地域間交流・連携の促進、特性を生かした地域振興、地域社会の活性化、定住の促進
→ 我が国の諸課題の解決、国土の保全、国土の均衡ある発展（複数国土軸の形成）
- ③ 大規模災害の未然防止、発生時の被害拡大の防止、国家社会機能の代替性の確保
→ 大規模災害発生時における我が国の政治・経済・社会活動の持続可能性の確保

2 国土強靱化基本計画等

- ① 国土強靱化基本計画（国土強靱化施策の基本的方針、政府が総合的・計画的に講ずべき施策等）
- ② 広域地方国土強靱化計画（三大都市圏等の広域圏単位、施策の方針、総合的・計画的に講ずべき施策等）
- ③ 都道府県国土強靱化計画・市町村国土強靱化計画（それぞれ上位の計画を基本として策定）

3年間を国土強靱化集中期間（第一段階）とし、15兆円を追加投資

3 国土強靱化に関する基本的施策

国の施策

- ① 東日本大震災からの復興の推進
- ② 大規模災害発生時の円滑・迅速な避難・救援の確保（避難路・避難施設・緊急輸送道路整備）
- ③ 大規模災害に対し強靱な社会基盤の整備等（建築物耐震化、密集市街地対策、国家機能代替性確保）
- ④ 大規模災害発生時の保健医療・福祉の確保（救急医療体制整備）
- ⑤ 大規模災害発生時のエネルギーの安定的供給の確保（自然エネルギー利用促進、原発安全確保）
- ⑥ 大規模災害発生時の情報通信の確保（多様な通信手段確保、行政機関の業務継続用情報システムの整備）
- ⑦ 大規模災害発生時の物資等の供給の確保（危険分散のための工場等移転の支援）
- ⑧ 地域間交流・連携の促進（全国的高速交通網の構築、日本海国土軸・太平洋国土軸等の相互連携）
- ⑨ 我が国全体の経済力維持・向上（国際競争力強化のための社会資本整備、アジアとの貿易・交流・連携）
- ⑩ 農山漁村・農林水産業の振興
- ⑪ 離島の保全等（海岸等の保全、周辺海域の警備強化、住民の生活基盤の整備）
- ⑫ 地域共同体の維持・活性化（隣保協同の精神に基づく自発的防災活動に対する支援）

地方公共団体の施策 → 上記国の施策を勘案し、区域の諸条件に応じた施策を実施

4 国土強靱化戦略本部・国土強靱化国民運動本部等

国土強靱化戦略本部（内閣に設置）

〔本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、国土強靱化戦略担当大臣、本部員：国務大臣〕

○ 国土強靱化基本計画等の案の作成・実施の推進、関連重要施策の企画立案・総合調整 等

国土強靱化国民運動本部（内閣府に設置）

〔本部長：国務大臣、副本部長・本部員：関係行政機関職員・有識者〕

○ 国土強靱化国民運動の推進 等

都道府県国土強靱化国民運動本部・市町村国土強靱化国民運動本部

※上記組織のほか、

緊急事態対処、国土政策、経済政策、科学技術政策を担う組織の在り方に関する検討
→ これらの組織については、検討結果に基づき、別途、設置法を制定

自民党「国土強靱化基本法案」を決定 バラマキ批判も

毎日新聞 2012年06月01日

自民党は1日の総務会で、東日本大震災を踏まえ、災害に強い国土づくりを進める「国土強靱(きょうじん)化基本法案」を決定した。4日に国会に提出する。全国的にインフラ整備などを進める内容で、10年間で総額200兆円の集中投資を想定している。巨額の公共投資計画に、党内からは「財政規律を無視し、時代錯誤だ」(自民党中堅議員)とバラマキ批判が出ている。

法案は、党の国土強靱化総合調査会(会長・二階俊博元経済産業相)がまとめた。自民党は、同法案を次期衆院選の政権公約の柱の一つに据える。公共投資による需要創出でデフレ脱却を図るとして、年間20兆円を投資。20兆円のうち通常の公共事業関係予算を除けば、国土強靱化関連の予算は年間5兆円程度だが、財源は国債発行が中心となる。執行部では、実現に向け、15年度に国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の赤字を半減させる目標を先送りする意見も上がる。党内からは批判が続出している。政権公約について議論した5月31日の党の政調全体会議では、「財政再建には歳出削減が必要だ。自民党は公共事業に偏っていると思われる」「200兆円という数字が独り歩きする」などの異論が出た。谷垣禎一総裁は1日の記者会見で「自民党はまた土建国家をつくるつもりなのかという批判もないわけではない」と認めた上で、「財政赤字の主要な原因は公共事業ではなく、社会保障だ」と理解を求めた。

一方、公明党も防災力強化のため、道路の老朽化対策などに10年間で100兆円を投じる「防災・減災ニューディール」を次期衆院選公約に盛り込む。しかし、自民党と同様の巨額の大型公共事業構想であることに、党内では「自民党は二階氏ら道路族が主導しており、一緒に『バラマキ』批判を受けかねない」(中堅議員)との懸念が出ている。[中井正裕]

◆国土強靱化基本法案のポイント◆

- ・大規模災害の未然防止など防災、一極集中を是正する国土の均衡ある発展が目的
- ・首相を本部長とする「国土強靱化戦略本部」を内閣に設置し、具体的な事業計画を示す基本計画を策定
- ・基本計画に基づき、各地方自治体はそれぞれ強靱化計画を策定して実施、国は全国的な耐震化や高速道路整備などを推進
- ・最初の3年間は集中期間として15兆円を投資し、ほかの公共事業も含めて10年間で総額200兆円を投資

<http://mainichi.jp/select/news/20120602k0000m010080000c.html>

＜防災・減災ニューディール推進基本法の骨子について＞

○公明党では、首都直下地震や三連動地震などへの防災・減災対策を加速化するため、「防災・減災ニューディール推進基本法」の検討を進めてきました。
(同基本法の策定 PT 座長は石田衆議院議員、事務局長は西田参議院議員)

基本法の位置づけ

○基本法は、今後国会への提出を予定している「首都直下地震対策特別措置法」(仮称)と、6月21日に自民党とともに国会に提出させていただいた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法」を束ねる「基本法」として位置づけています。

○なお、基本法の正式な題名は「大規模自然災害の防災・減災のための地域防災・減災体制及び社会基盤施設等の再構築推進基本法案」(仮称)とする予定であり、その通称は「防災・減災ニューディール推進基本法」です。

基本法の特徴

○防災・減災総点検

本法案に定める防災・減災総点検は、必要な施設又は設備等をほぼ網羅する形で、統一された準則のもとに科学的かつ総合的に行う初めての施策です。

○地域からの積み上げ

国が施策の基本計画を定める際には、防災・減災総点検を実施した地方公共団体の意見を十分尊重するものと定め、地域からの積み上げによる施策の策定が行われることとしています。

○ソフト面とハード面の施策のバランス

ハード面での公共事業(防災・減災投資)と、地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図るというソフト面での対策のバランスを取っています。ソフト、ハードあわせて、24項目の基本的施策を規定しています。

○費用の低減

基本的理念として、施設・設備が壊れてから新たに作り直すのではなく、予防的に改修や増改築を行うことにより、費用の低減を図ることを明記しています。

○アセットマネジメントの明記

科学的知見に基づいて施設設備の改修・新設等を計画的に実施することにより、施設設備の効率的かつ効果的な維持管理を行うアセットマネジメントの概念を明記しています。

○地球環境の保全・文化への配慮

基本理念として、ハード面の整備充実に当たり、地球環境の保全を図るとともに、文化等との調和を保つよう努めるものとしています。

○女性、高齢者の視点を重視

基本理念として、施策の策定、実施に当たり、女性、高齢者、障害者等の視点を重視する旨を明記しています。

○財源

（10年で100兆円の事業規模を目指す防災・減災投資の財源は）建設国債の発行のほか、地方債、必要とあれば復興債と同様の仕組みのニューディール債（仮称）を発行するほか、民間資金の積極的な活用を図ることとしています。

○集中的な施策の実施

今後10年間に施策を集中的に講じ、なかでも橋や道路といった社会資本の老朽化対策など必要な施策を優先的に講じることとしています。

○体制

全閣僚からなる本部を設置し、政府全体で施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。また、大規模自然災害の防災・減災に関すること、および一元的かつ迅速に災害対応を行う危機管理庁（仮称）の設置に関する基本方針を明記しています。

民主党

戦略的国土議連が提言／日本再生へ「次世代投資」を／30年までに160兆円

日刊建設工業新聞 2012年7月6日

民主党を中心に超党派の議員で構成する「新たな戦略的国土地域政策を推進する議員連盟」（会長・伴野豊民主党衆院議員）は5日の会合で、社会資本整備に関する提言「日本再生計画～ビジョン2030～」をまとめた。災害に強い多軸型国土を形成するため、「子ども」や「地域」という観点を重視した社会資本整備を「次世代投資」と位置付け、30年までに集中実施することを打ち出した。30年までの投資規模を約160兆円と推計している。

提言では、団塊ジュニア世代の定年退職が始まる30年ころまでが、将来のための投資余力がある最後の時期になるとの認識を表明。その上で、将来世代のための次世代投資を行うことは未来への責任だと強調した。次世代投資に当たっては、フルセットの投資ではなく、さまざまな個性を持つ地域が連携することで広域で諸機能を確保し、各地域が交流し合う「多軸型」「多重・分散型」の国土形成を目指すべきだと主張。エネルギー効率の良い循環型社会の形成も図るべきだとした。

次世代投資の具体例には、東日本大震災の復興や、首都直下地震・南海トラフ巨大地震などへの備え、食料生産の強化、インフラの維持更新対策、再生可能エネルギー・新エネルギーの推進などを列挙。「地域を支える良質な建設業の維持」も併せて打ち出した。投資事業を選定する際には、費用対効果（B／C）だけで一律に評価するのではなく、経済、防災、地域経済振興など多様な効果を踏まえた評価を導入するべきだとした。

投資規模については、政府が掲げている「名目GDP（国内総生産）3%成長」という目標を前提に、一般政府公的資本形成（Ig）のGDP比で必要規模を算出。公共投資の民需誘発効果も見据え、IgのGDP比を現在の4.8%から8%に引き上げるべきだと主張。20年度までに8%に引き上げ、この水準を30年度までは維持する方向を示した。その際の公共事業関係費は、12～20年度で約40兆円、12～30年度では約160兆円になると推計している。財源については、建設国債を中心としながら、米国債を担保にしたファイナンスや、国民のいわゆる「たんす預金」を税制措置などによって活用することを検討するよう提案している。

<http://www.decn.co.jp/decn/modules/dailynews/news.php/?storyid=201207060101001>

実行委員会構成団体 分野別報告
実行委員会構成団体報告用紙

団体名	道路住民運動全国連絡会(道路全国連)
分野名	道路
主な交渉相手	国土交通省、東京都などの自治体

[分野の概要]

高速道路等の建設計画：最近の動き一野田内閣で次々復活

- ・ 東京外環道（東京部分）の本格着工（事業費 1 兆 2 8 0 0 億円）
東京都の都市計画道路「外環の 2」は一部事業化
- ・ 東京外環道（千葉部分）は強制収用手続きに入る
- ・ 新名神 道路公団民営化の際に凍結した二区間の凍結解除（6 8 0 0 億円）
- ・ 三陸沿岸道路建設（事業費 1 兆 4 0 0 0 億円）
- ・ 圏央道（一都四県、横浜環状道路を含む）は、毎年約 1 0 0 0 億円を支出している
- ・ 都市計画道路は 5 0 年前の計画を強行している。
首都圏などの良好な住宅地や自然環境が破壊されている

1. 高速道路偏重の政策：

道路は社会資本整備の重点として、道路特別会計が組まれてきた。
 現在も、この特別会計枠を死守しようとして、次々に道路計画を打ち出し続けている。
 予算は高規格幹線道路整備に偏重し、生活道路の予算配分は極めて少ない。

2. 国民に説明責任を果たさない行政：

交通量予測や費用便益比などの指標を採用したものの、それらが決定的な要因ではないとして
 道路予算決定要因をあいまいなまにしている。
 国民参加の下で決めるべきである。

3. 反故にされたマニフェスト、防災を理由に凍結解除：

政権交代した民主党の「コンクリートから人へ」のスローガンのもと、道路事業の見直しに着手した。しかし、最近はその動きに逆行して、次々に凍結を解除。都市計画道路も大震災後、「防災のための延焼遮断帯」を理由に事業推進の事例が急増している。
 防災目的ならば、必要な場所に適切な措置をとるべきで、既存計画に取ってつけた「防災」理由は受け入れられない。また、災害時に渋滞した道路は「導火線」となる。

4. 防災・減災を目的に道路事業拡大：

民主党の「日本再生計画～2030」160兆円、自民党の「国土強靱化基本法案」10年間で総額200兆円のインフラ整備投資、公明党の「防災・減災ニューディール」100兆円など東日本震災以降登場し、公共事業シフトの流れが激しさを増している。
 道路に関しては、防災・減災の目的が強調されているが、既存道路の更新、維持管理だけでも50年間で350兆円を要し、新たな設道路建設の余裕はまったくない。

[問題点]

時代に逆行する、止まらない道路事業

1. 街壊し、健康破壊、環境破壊

計画推進や事業化されている道路は、いずれも 1960～70 年に計画されたものである。時代背景や居住環境が大きく変化し、すでに多くの住民が定住する良好な住宅地に過大な将来交通量予測の道路事業が強行されており、徹底見直しが必要である。

2. 情報開示、関係住民・国民との合意形成や説明責任を十分に果たさない行政

住民参加は必要不可欠である。

3. 道路交通需要の減少

2010 年の全国交通センサスの結果を見ると、全国的に交通量の減少傾向が見られる。交通量が減少しているのに、GDP は上昇している。道路をたくさん造ることが、景気上昇に寄与するという神話は、すでに崩壊している。道路事業の波及効果は乏しい。

特に東京圏においては、1999 年センサス以来、減少傾向にあることが明らかになった。道路の需要は、今後の人口減少、高齢化などから、全体に減っていくことは自明である。

4. 増大する維持・更新費で財政的余裕なし

既存施設の維持管理・更新費用だけで今後 50 年間に 360 兆円必要。

高速道路は、受益者負担の原則とする動きがあったが、東京外環道ではほとんどが税金による事業に変貌した。

5. 情報開示、関係住民・国民との合意形成や説明責任を十分に果たさない行政

住民参加は必要不可欠である。

6. 司法による行政へのチェック機能強化を

司法は、「行政裁量権」を理由に行政の暴走を止められない。

これでは、国民の基本的人権の侵害や公害被害を未然防止できない。

7. 粘り強い運動を大きく

関係住民の運動から地域住民や国民多数の理解を得る運動へ

連絡先 道路住民運動全国連絡会

・電話 FAX 042(662)8115

e-mail cap-mt.takao@nifty.com

連絡先	電話	道路住民運動全国連絡会 電話 FAX 042(662)8115	メールアドレス：	cap-mt.takao@nifty.com
-----	----	------------------------------------	----------	------------------------

実行委員会構成団体報告用紙

団体名	水源開発問題全国連絡会
分野名	ダム問題
主な交渉相手	国土交通省本省・地方整備局、地方自治体

1 2009年の政権交代後のダム見直しの経過 後退に次ぐ後退

2009年9月17日 前原誠司国交大臣は、川辺川ダムと八ッ場ダムの中止とともに、全国の事業中・計画中の143ダムの見直しを明言した。

しかし、その後、ダム見直しの姿勢は次第に後退していった。

2009年11月20日 ダム検証の手順と基準を審議する「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を公表

河川官僚の意向による人選となってダム懐疑派の専門家は排除され、その後の暗転がこの時点で予想されることになった。

この有識者会議は一般には非公開で行われてきている。会議を公開するように、再三再四、要請書を提出し、国会の質疑でも求められたが、頑強に非公開を維持しており、時代錯誤も甚だしい。

2009年12月25日 ダム事業の検証に関する国交大臣の方針

検証対象ダムが大幅に減少し、55事業が対象外へ。

①11月までにダム本体工事の契約を行っているダム事業と

②既存施設の機能増強を目的としたダム事業は対象外へ

これにより、当別ダム、辰巳ダム、湯西川ダム、天ヶ瀬ダム再開発などは事業推進となった。

2010年3月26日 平成22年度予算配分に関する国交大臣の方針

本体工事駆け込み契約の補助ダムを容認。2009年12月以降に本体工事の契約を行う予定の補助ダムの扱いは保留になっていたが、その駆け込み契約を容認

これにより、新内海ダム、浅川ダム、路木ダムなど5事業は検証対象外となった。

2010年9月27日 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が中間取りまとめ（ダム検証のシステムと手順）を公表

2010年9月28日 国交大臣が「ダム事業の検証」を各地方整備局等と水資源機構に対して指示、道府県知事に対して要請。各ダム事業者に送付されたダム検証の実施要領細目は、「中間取りまとめ」に基づいて作成されたものであるが、その前文にある「『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めるとの考えに基づき」という肝心の検証の目的は落とされていた。

2 有識者会議がまとめたダム検証のシステムと手順の問題点

ダム事業者が推進の意思を持っていれば、推進の結果が得られる検証のシステムと手順がつくられた。

(1) 検証システムの問題

① ダム事業者による自作自演の検証

検証主体は地方整備局、水資源機構、都道府県であって、いずれもダム事業者であり、今までダム事業を推進してきた立場にあるから、客観的・科学的な検証を行えるはずがない。

② ダム推進の応援団「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置

「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、その意見を聴きながら、ダム事業者は検証を進める。現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから ダム事業者からすれば、ダム推進の応援団を得たようなものがある。

③ ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質排除

ダム事業の見直しを求める市民が参加できるのは、パブリックコメントと公聴会のみで、意見を聞き

おくだけにとどめられている。

(2) 検証手順の問題

① 利水予定者の架空の水需給計画をそのまま容認

利水予定者は、現実と乖離した水需給計画によって本来は不要な水量をダムに求めている。利水の検証では何よりもまず、各利水予定者の水需給計画をきびしく審査しなければならないが、水需給計画をそのまま容認。

② ダム計画を位置づけた非現実的な河川整備計画または計画案を前提

ダム計画は過大の治水目標流量など、現実と遊離した河川整備計画または計画案によって治水上必要なものとして位置付けられているが、その計画、計画案を前提に検証。

③ 非現実的な代替案とのコスト比較でダム案を選択

①、②を前提とし、しかも、ダムの費用は残事業費、代替案の費用は全事業費として、ダムと代替案とのコスト比較をするため、自動的にダムが最も有利な利水・治水対策となる。

3 ダム検証のフロー

ダム事業者の検証 → 検証結果を国交省に報告 → 国交省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で審査 → 国交大臣が当該ダムの対応方針を決定

有識者会議は形式的な審査をするだけで、各ダム事業者の検証報告をほぼそのまま容認。

(例外、石木ダム、最上小国川ダムは付帯意見が付いた。)

4 ダム検証の途中経過

ダムの検証状況 (2012年11月10日現在)

	検証対象 ダム	検証終了ダム		検証中の ダム
		推進	中止	
直轄ダム・水資源機構ダム	32	4	3	25
道府県ダム(補助ダム)	53	23	12	18
計	85	27	15	43

以上述べたお手盛りのダム検証により、事業推進のお墨付きを得たダムが続出するようになった。水源連関係でも八ッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、五ヶ山ダム、最上小国川ダム、厚幌ダム、安威川ダム、内ヶ谷ダム、石木ダムなどが事業推進となった。

検証終了の42ダムのうち、15ダムが中止になっているが、その大半は最近は年間予算がゼロか数千万円のダムであって推進の意思が明瞭ではなく、ダム検証を機会に中止を決定したものである。まともにダム検証を行って、中止になったのは滋賀県の北川ダムなど、一部のダムだけである。

5 今後の見通し

現在、残りの43ダムについても急ピッチで検証が進められている。ダム事業者が推進の意思を持っていれば、推進の結果が得られる検証のシステムと手順であるから、ダム推進という検証結果が続々と出てくるに違いない。

2009年の政権交代によってダム事業の全面見直しがされるはずであったが、実際には虚構のダム検証によって、反対運動が進められているダムのほとんどは、ダム検証でゴーサインを得て、大手を振って闊歩する状況を呈している。

この状況をダム見直しの方に反転させる運動を何としても展開していかなければならない。

連絡先	氏名 電話	嶋津暉之、遠藤保男 045-620-2284	メールアドレス:	mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
-----	----------	---------------------------	----------	------------------------------

実行委員会構成団体報告用紙

団体名	ラムサール・ネットワーク日本
分野名	湿地
主な交渉相手	内閣府（沖縄振興局）、国交省、農水省、環境省

分野の概要・問題点（自由記述 図表等の貼り付け可）

【止まらない湿地破壊】

無駄な公共事業の代表格・諫早湾干拓事業による閉め切りは、有明海異変にまで発展するも、農水省は裁判で確定した開門の準備をサボタージュし、有明海漁民の生活を脅かし続けています。生物多様性の宝庫として国際的にも貴重な泡瀬干潟（沖縄市）では、公金支出差し止めの判決が確定しながら、民主党政権は選挙公約を破り、新たな埋め立て工事が進められています。司法判決を蔑にして国民との公約を破るこれら二つのことは、民主主義崩壊の一例でもあります。

東日本大震災で壊滅した沿岸の湿地は、一步步再生の兆しを見せていますが、地域によっては、行政の一方的な防災計画によって、生態系の破壊が心配されるなど、様々な軋轢を生んでいます。総額数千億円単位の巨大防潮堤計画に対して、高台移転や避難教育などソフト面拡充を優先すべきとの疑問は多く、住民流出が続いているとか。

震災による地盤沈下や放射性物質流入問題に悩む東京湾三番瀬（千葉県）では、貴重な干潟を人工海浜に作り変える計画が消えません。背景に第二湾岸道の建設があるとも言われています。

日本のアサリ生産を支えている三河湾六条潟（愛知県）は、三河湾次期港湾計画による埋め立てや設楽ダム建設に伴う土砂供給減少によって瀕死の危機にあります。

今年ラムサール条約湿地に登録された中池見湿地（福井県）では、新幹線計画のルート変更が明らかとなり、湿地の上を横切るようになるため、環境への影響が懸念されています。

草原の遺跡として親しまれてきた平城宮跡（奈良県）では、湿地の性急な埋め立て舗装工事が進み、一体化していた生態系が攪乱され、地下水の枯渇により木簡などの埋蔵文化財が破壊の危機にあります。

これまでに数々の開発の波を受けてきた吉野川（徳島県）では、今また四国横断自動車道の橋が最河口部に計画され、IC建設に伴う沖洲海岸埋め立てとともに、生態系への影響が懸念されています。また、清流四国一にも選ばれている那賀川（徳島県）では、急に防災予算がついたということで、河口部を埋め立てて堤防を高くする工事が始まろうとしています。シオマネキの生息地でもあり、希少種が満ち溢れた生き物の楽園が今また潰されようとしています。おそらくこのような「防災・減災」の名の下に進む自然破壊は、全国にゴロゴロしているのだと推察されます。

九州天草の路木川（熊本県）ではダム建設が進み、河口の羊角湾干潟への影響が強く懸念されます。ダムや堰が流域の自然を破壊することは十分過ぎるほど学んできたはずです。

このように、不要不急の公共事業による湿地破壊は各地で行われていますが、中でも深刻なのは沖縄です。世界屈指のアオサグ群落が広がるジュゴンの海・大浦湾辺野古崎を埋め立てる米軍移転計画はよく知られていますが、この他にも多くの問題があります。

1、高江ヘリパット建設

4000種を超える野生生物が記録され、多くの固有種や絶滅危惧種が棲む生物多様性に富んだやんばるの森（沖縄県国頭村、東村）で、沖縄防衛局が6か所の米軍ヘリパット建設工事を強引に進めています。垂直離着陸機オスプレーなどの軍事訓練によって、高江住民は生活を脅かされ、耐え難い危険にさらされています。仲井眞知事はオスプレー配備に反対する一方で、ヘリパット建設を推進しています。

2、浦添埠頭地区整備と軍港建設

那覇市の北隣り、浦添市の米軍キャンプキンザー沖は、沖縄本島屈指の貴重な自然海岸です。サンゴ礁・藻場・干潟が広がり、希少種のカサノリやホソエガサをはじめ多種多様な生き物が生育するかけがえのない海です。都市部近郊に残された自然として特筆すべきこの海もまた埋

め立ての危機にあります。浦添埠頭地区（民間用地）を整備するとともに、那覇軍港を移転させる計画があるのです。ハブ機能を有する国際流通港湾としての那覇港整備の一環として計画されているのですが、その必要性には多くの疑問があります。また、キャンプキンザーは全面返還の予定であり、嘉手納以南の基地を大部分返還することから、那覇軍港は不要となり、移転の必要性もないはずですが。

3、那覇空港滑走路増設（大嶺海岸埋め立て）

現在的那覇空港の沖合・大嶺海岸一帯は、干潟や藻場、サンゴ礁が広がり、希少種や固有種が多く生育する生物多様性の宝庫となっています。都市化にともなう埋め立てが進む中で奇跡的に残った貴重な自然海岸であり、環境省の「日本の重要湿地500」にも選定されています。

ところが、ここにもう一本の滑走路を建設する計画が進められており、11月12日締め切りで環境影響評価準備書のパブコメ募集がありました。

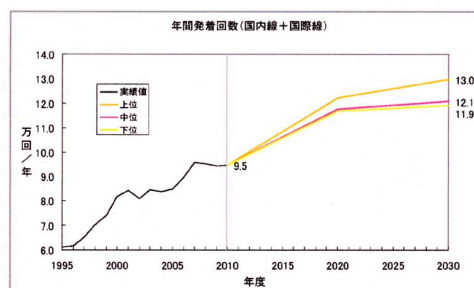
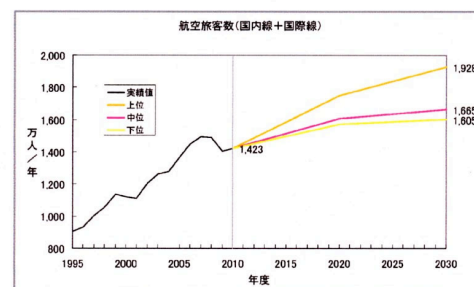


(現在的那覇空港と大嶺海岸)



(複数案の中から最も沖合の1310m案が採用された)

将来の需要増に適切に対応するとともに、国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮するため、約2000億円の予算で建設する予定とのことですが、近年の旅客数や発着回数は頭打ち傾向にあり、過大な需要予測と言えます。国際物流拠点として期待されつつありますが、同じく物流拠点・産業集積の経済特区として整備された中城湾新港地区の惨憺たる現状を見ても分かるように、現実を厳しく見つめる視点が必要です。LCC時代の到来（格安航空会社の参入）ということで今後の需要増が見込めるとしても、利用の2割を航空自衛隊が占める軍民共用空港であることから、自衛隊の撤去・移転を考えることが第一です。何より、大切な海を埋め立てて、かけがえのない自然を失ってしまうことのリスクを真剣に考えなければなりません。埋め立てのための砂をどこから供給するのかも心配です。必要性に疑問符が付き、取り返しのつかない環境への影響を考えれば、那覇空港の滑走路増設は不急事業そのものであると言えます。



注：自衛隊機、海上保安庁機等を除く。

図ー2.2.7 那覇空港の航空需要予測結果

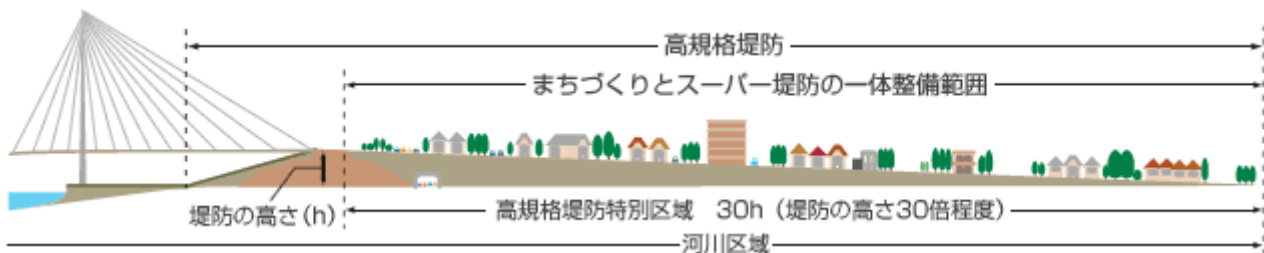
連絡先	電話	03-3834-6566（事務所） 090-8179-2123（陣内）	メールアドレス：	info@ramnet-j.org
-----	----	--	----------	-------------------

実行委員会構成団体報告用紙

団体名	江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会
分野名	「スーパー堤防事業」
主な交渉相手	国土交通省及び江戸川区

2011年5月に事業認可が下りた『江戸川区北小岩一丁目東部地区土地区画整理事業』（権利者88名・住民255名・建物93棟・資金計画43億2800万円。権利者25名が今も強硬に反対している）は、事業名称は通常の土地区画整理事業と何ら変わらないが、実は、行政刷新会議において、計画年数も見込めない上に莫大な費用を要することから「スーパー無駄遣い」として「廃止」の判定を受けた「スーパー堤防事業」と一体的に行うことを前提にした事業である。総面積はわずか1.4ha、堤防の総延長は120メートルに過ぎない、小規模と思えるこの事業こそ、不要不急の国の「スーパー堤防事業」実現を見越した大型公共事業である。人口や資産の集中する首都圏を水害から守ることが事業実施の理由とされてきたが、仕分け後の見直し検討委員会の答申に基づき、国が出した結論は「1～2割に縮小して継続」というもの。ここまで縮小すること自体、不要な事業と認めたも同然であり、これほどまで縮小し、当初謳っていた治水効果は望めるのか。しかも、存続エリアは下流域に限定され、最下流域の江戸川区で、点に過ぎない「スーパー堤防事業」を実施したところで、首都圏を守るに、いかにどの治水効果があるのか。気候変動により、また、大地震予測に基づき、治水対策が必要であるならば、通常の緩傾斜堤防工事や、連続地中壁工法など、別の堤防強化策を講じるべきである。

■「スーパー堤防事業」及び「江戸川区」の問題点



- ① 他の工法との比較や費用対効果の検証もないまますすめられてきた。
- ② 元の堤防高の30倍の幅を持たせて盛り土することが基本形（上図参照）であるが、完全な形で実施されたのはわずか1.1%（2011年度会計検査院調べ）。検査院からも「事業スキームが十分機能していない」と、最大級の見直し要求がなされている。
- ③ 国の直轄事業でありながら地域のまちづくりと一体で行うこととされており、実施の判断は沿川自治体に委ねられている。本来自治体が負担すべき費用も含め、ほとんど国の予算でできてしまうという悪しき補助金行政の最たるものであり、治水上、本当に必要とされる場所が優先されない。江戸川区平井7丁目の同事業（平成16年完成・面積1.2ha）では、総事業費82億円のうち、96%以上が国費。
- ④ 一旦更地にして全体的に盛り土する必要があるため、2度の移転を余儀なくされ、二重ローンなど、生活面において住民の負担が非常に大きい。
- ⑤ 賛成と反対の意見が対立し、計画どおりに事業がすすまず、生活不安が長引くことから、本来は買収事業ではないものの、自治体の任意（先行）買収に応じる人も多数。結果、「まちづくり」のはずが「まち壊し」になっている。すでに権利者88名のうち19名が買収に応じてまちを出ており、前述の平井の事業では4割もの住民が戻らなかった。
- ⑥ ⑤の事態になると、まちのあちこちに空き地が生まれ、事業は避けられないもの、との無言の圧力となっていく。

⑦ 行政は「スーパー堤防化により、住宅の資産価値が上がる」と喧伝してきたが、東日本大震災では、盛り土の上の住宅が数々の被害を受け、利根川でスーパー堤防化された津宮及び須賀地区において崩落などが起きた。土を盛るだけの構造は、実は自然災害には弱いことが露呈している。

⑧ 江戸川区は土地区画整理事業の認可権者である東京都に対し、「国がスーパー堤防事業を実施しない場合は、区が単独で盛り土を行う」旨報告し、国がスーパー堤防新規事業を凍結している間に事業認可をとる強硬手段に打って出た。都はこの報告を根拠に事業を認可したが、こうした説明はこの間、住民にも議会にも一切されていない。都市計画決定時は「国のスーパー堤防事業が前提」と公式書類にも明記したが、事業計画決定時にはそれを明示せず、前述のように認可権者に主張している。そもそも、1999年に策定した区の「都市マスタープラン」には、小岩地区でのスーパー堤防事業は示されておらず、2006年に策定した「江戸川区スーパー堤防整備方針」にて区内全沿川での実施が謳われた。一連のプロセスに整合性はなく、都市計画行政における区の姿勢が問われるところである。

なお、係争中の裁判では「区画整理事業はスーパー堤防事業とは一体の事業ではない」と、区民への説明と全く異なる主張をしていることも大きな問題である。

江戸川区では、下表のとおり、北小岩1丁目東部地区を皮切りに、区内全沿川の4万世帯、9万人の住民が居住している44.3kmの延長において、約2兆7千億円（うち「まちづくり事業費」約9千億円）をかけ、本事業を行っていくとしており、北小岩の下流、篠崎公園地区（約3.6ha、延長450m 権利者92人）でも事業計画を持つ。

今年8月、政府は閣議において2013年度予算に関し、「過去の事業仕分けや、行政事業レビューにおいて、廃止や抜本的改善等と結論づけられた事業は要求しないこと」を明らかにした。私たちは、2013年度も引き続き予算化しないことを強く求めるとともに、スーパー堤防事業そのものの廃止を求めていく。

* 江戸川区における気候変動に適応した治水対策検討委員会資料（江戸川区）

表9 スーパー堤防の計画概要

スーパー堤防		規模		整備事業費		
		延長 (km)	面積 (ha)	堤防事業 (億円)	まちづくり (億円)	事業費計 (億円)
高規格堤防	荒川右岸	4.8	144	4248	2203	6451
	中川左岸(荒川左岸)	8.5	195	5767	2991	8758
	江戸川右岸	6.5	130	3835	1989	5824
	小計	19.8	469	13850	7183	21033
補助スーパー堤防	旧江戸川右岸	9.5	48	1401	727	2128
	新中川右岸	7.5	37	1107	574	1681
	新中川左岸	7.5	37	1107	574	1681
	小計	24.5	122	3615	1875	5490
合計		44.3	591	17465	9058	26523
海岸堤	海岸部	葛西沖開発土地区画整理事業、葛西臨海公園整備等によって高規格堤防並の機能を有する高台化・堤防整備がすでになされている。				

※規模・整備事業費とも、想定試算値

連絡先	氏名 電話	堀 達雄 03-3679-0751	メールアドレス :	hori@m8.dion.ne.jp
-----	----------	----------------------	-----------	--------------------

実行委員会構成団体報告用紙

団体名	日本湿地ネットワーク(JAWAN)
分野名	湿地開発
主な交渉相手	千葉県、福井県など行政

事業の概要・問題点 (自由記述 図表等の貼り付け可)

■次世代に残すべき重要な干潟・湿地に、高速道路などの公共工事計画があり、大規模な自然破壊を伴うものと予測される。2事例を挙げる。

- 1) 東京湾三番瀬(千葉県)において、東京第二湾岸道路の構想及び人工海浜造成の動き
- 2) ラムサール条約湿地「中池見湿地」(福井県)内に新幹線建設ルートを認可

■大規模な自然破壊と伴う恐れとともに、必要性のないムダな公共工事である。

従来、地域の交通渋滞などを口実としてきたが、人口減少、自動車需要などの減少により必要性がなくなった。しかし、東日本大震災発生後は、行政は「防災対策」を推進理由に挙げる傾向がある。

連絡先: 日本湿地ネットワーク(JAWAN)

氏名	電話	メールアドレス:	jawan2@jawan.jp
伊藤昌尚	048-845-7177		

実行委員会構成団体報告用紙

団体名	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、
分野名	砂防ダム
主な交渉相手	国土交通省松本砂防事務所

砂防事業は百数十年続いており、膨大な時間と予算が投入されてきた。国が示す全国土砂災害危険箇所は約 54 万、そのうち土石流危険溪流は 183,863 溪流を越える。これらすべてに単体から複数以上の砂防施設が造られることとなる。全国の砂防ダムの総基数は 90,309 基超、流路工（ほぼ三面張り工区）約 8,792 k m（平成 20 年砂防便覧、治山ダムは含まず）。ここ数十年でも毎年 3～7 千億円前後が投入されている。たとえば北アルプス槍ヶ岳からの高瀬川水系（長野県）では 160 基（40 数基超完成）、熊本県の中止された川辺川ダム建設予定地上流域では実に 230 基（90 数基超完成）、などが計画され、実施されている。全国で、砂防ダムがない溪流を探すことの方が難しくなっているのが現状である。

百数十年行なわれてきた砂防ダムの建設が川の環境や景観に大きな影響を与えてきたことは、誰の目にも明らかである。また源頭部からの土砂供給が止められることで、様々な問題が噴出しつつある。海岸浸食に関しては、明治初期に比べ海岸線が多いところで 1.5 k m も後退している。全国で年間 170ha（甲子園球場の 160 倍）が失われているという。このことに付随し、骨材（セメントに混ぜる小石や砂）の不足や河床低下なども深刻になっている。不足分は山を削る、海底を掘る、田畑を掘り返すといった行為、また諸外国からの輸入で補うため様々な問題を発生させている。そして河床が下がり洪水時に護岸や橋脚の基礎部がえぐられ、災害につながっている。また河床の露岩化（基盤の露出）が進み、魚類や水生生物の生息環境を壊している。

魚道問題では、砂防ダムに魚道を付けているが機能しないものが多く、一基で数億円を越えるものまであり無駄な税金が投入されているということだ。

土砂流出量の変化では、長野県松本市の場合、1962 年の流出土砂量 10,716 t、1999 年 5,967 t と明らかな減少があり（長野県森林と水プロジェクトワーキンググループ提供）、砂防ダム建設の根拠は乏しい。

流出土砂推定の不確実性では、想定（推定）流出土砂量以上の流出で災害が大きくなっている事例が多々あり、曖昧な想定値でダムの大きさが決められているという矛盾が拡大している。他に海の生物への影響、コンクリートの寿命、砂防の整備率など多くの問題がある。

そして注意すべきことは、防災のためということで行なわれ続けてきた平均砂防整備率は僅か 20% くらいであり、この数字はハードに頼ることの限界を示していると考えたほうがよい。今やるべきことは防災のあり方、環境問題、財政問題などを総合的に考えることで、ハードに頼るのではなくソフト面の充実、環境対策、財政事情を考慮したものであるべきだ。そのためには先ず金の掛かるダムの新設を止め、既に造られてしまったダムのオープン化改修を優先的に進めるべきである。

既存ダムのスリット化改修は、同じ大きさのクローズダムの 6 基前後分を合わせた土砂調節量に匹敵する。このことは造る側の論理から言っても不都合はない。また今後予想されるダムの老朽化による決壊時においても、ダム内の土砂が減少することでそのリスクの軽減にも繋がる。当然供給土砂の不足からくる問題なども解消する。国が示した 2001 年土砂災害防止法の理念には、ハードの限界を前提にした考え方が含まれているはずだ。東日本大震災の教訓は、起こることを前提とし人と災害のつき合い方を考え直す機会でもあった。これまでの砂防行政を見直し、浮いたお金を現地復興のために使うことが今求められることである。

信濃川上流直轄砂防事業は多数あるが、私たちが建設見直しの運動を継続している島々谷川第 6 号砂防ダム、霞沢川第 2 号砂防ダムについて記す。

島々谷川第 6 号砂防ダム建設は、ここ 10 年くらいは建設が進行していないが、数年おきに起きる土砂崩れなどで工事用道路（一部取水口までの道路と共通）の補修費や調査費などが毎年予算計上されている。

霞沢砂防ダム建設は、2010 年までにダムサイトまでの工事用道路が建設されたが、たびたび起きる出水や土石流、土砂崩れや土砂流出などによって、ほぼ壊滅状態である。

これらのダムは急峻な山腹、河川敷への無理な道路開設を伴うため、毎年無駄な事業費が使われている。私達を含めた地元環境団体からは中止見直しの要望が何回も出されてきているが、なかなか受け入れられていない。

特に島々谷川、霞沢川、上高地などは自然環境や景観に大きな影響を及ぼすため問題が大きい。いずれの場所の砂防ダム建設でも共通するのだが、流出土砂量の推定が曖昧であり、想定を上回った場合、被災状況が大きくなる可能性を持っている。元々流出土砂量の推定が難しい現在の科学水準において、ハードで対応するやり方には無理があり、ハードの限界を前提とした考え方が必要である。なお土砂災害防止法の理念はこのことが含まれており、生かすべきところが多い。いずれの砂防ダム建設理由も土地利用の安全性を目的にしており、経済を優先させることで、明らかに危ないと思われる場所での土地利用を加速させるためのものとなっている。財政が厳しい中、適切な土地利用による安全性の確保に努めなければ、被災者も税金を納める国民側もたまったものではない。

また工事による自然環境や景観の破壊は、国民の貴重な財産を壊すことであり、税金を使ってまで進める意味はなく許されるべきものではない。

なおこれらの河川には既に造られた砂防ダムが複数ある。まずはダム新設よりははるかに費用がかからない、既存ダムのオープン化（スリット化）改修を優先すべきである。全国の砂防ダムにおいても、既存ダムのオープン化改修がすべて終わった段階で、再度流砂系という視点での土砂収支のバランスを考えていくことが必要である。



既存砂防ダムのスリット化改修

左写真は既存砂防ダムのスリット化改修（飯豊山系砂防事務所管内）。上流側に溜まった土砂が流れ出て空き容量が増える。また下流河床との落差が解消し、ダムがなかったころの景観に戻ってくる。なおスリット幅は、溪流に流れてくる岩石の大きさによって適正が変わる。また形状はV字型（逆台形）が流木や石が詰まりにくく効果が高い。



既存治山ダムの中央部撤去（V字型）

左写真は既存治山ダム中央を基礎部まで完全に撤去したもの（関東森林管理局管内赤谷プロジェクトより）。上下の河床の落差がなくなりイワナや水生生物、動物などが自由に行き来できる。

連絡先	電話	0263-32-1511 田口康夫	メールアドレス：	taguchi@matsumoto.ne.jp
-----	----	----------------------	----------	-------------------------

実行委員会構成団体報告用紙

団体名	日本森林生態系保護ネットワーク
分野名	森林施行 & 林道問題
主な交渉相手	林野庁・環境省・各地方自治体

北海道における森林施業の問題点

20011 年度、北海道大雪山国立公園内の国有林（上川森林管理署管内）において、違法伐採を摘発し、関係業者に損害賠償をさせるなどの成果をあげたが、この種の森林破壊はすべてが明るみに出ているわけではない。日本森林生態系保護ネットワークとしては、今後も監視の目を光らせるとともに、林野庁、環境省などの関係省庁と森林施業のあり方を協議し、伐採前のアセスメントの義務化など、生物多様性の保全に万全を期した森林施業を行うよう提言を続けていく。

広島県・細見谷溪畔林を縦貫する大規模林道に関連する問題

西中国山地国定公園内に位置する細見谷溪畔林を縦貫する大規模林道（大朝鹿野線戸河内吉和区間）は緑資源機構が廃止になった後に、広島県を事業主体とする「山のみち地域作り交付金」事業へと継続されるかどうか問題となっていたが、2012 年 1 月に広島県は「同事業の継続を断念し、事業中止」が決まった。地元 N G O を中心とする反対運動の成果ではあるが、最も注目すべきは同事業の受益者賦課金に対する自治体の助成が違法か否かを巡る住民訴訟で「受益者賦課金の支出には合理背がなく違法」との司法判断が成されたことである。詳しくは、<http://hosomidani.no-blog.jp/>を参照のこと。

この判断は実に画期的で、現在も支払われ続けている全国の受益者賦課金の自治体による助成は違法であることを意味している。税金の無駄遣いをやめさせるためには、各地でこの判例を基に住民監査請求をおこすことでかなりの税金は返還されることになる可能性がでてきた。さらにこれまで無駄な公共事業推進のエンジン役を果たしてきたこの制度が違法であることが周知されれば、公共事業のあり方も大きく変わることを意味している。

このように、細見谷溪畔林保全に端を発した反対運動は大きな成果を手にすることができたのだが、今後は同地域を西中国山地国定公園の「特別保護地区」への指定という課題が残されている。この問題は、環境庁の特定群落調査の結果、特別保護地区として指定されるべき自然度 A A A と認定されていたにも拘わらず、大規模林道計画が存在したために第二種特別保護地域へとされた経緯がある。同じような構図は、熊本県菊池郡大津町（阿蘇外輪山域）の「立野ダム」計画地に隣接する、天然記念物「北向谷原始林」でもみられる。つまり、ダムの湛水による水没域を特別保護地区から分離し第三種特別保護地域に指定している。いずれも恣意的な指定である。こうした恣意的な公共事業優先の政治から生物多様性保全を優先する政治へと転換させる必要がある。

沖縄県やんばる地域の問題

沖縄県やんばるでは過剰ともいえる林道開設が問題となり、地元 N G O を中心とした反対運動がたかまり、日本森林生態系保護ネットワークも協働して取り組んでいる。この運動の結果、沖縄県が進める林道開設は止んだものの、村営林を中心として皆伐による森林破壊が止まらない。こうした森林破壊に環境省はなすすべがなく、生物多様性の保全に関わる事業としては、ヤンバルクイナの保護施設の設置ややんばるに生息する生物の生存を脅かす存在として外来種のマングース駆除を行っている程度でしかない。しかし、このマングース対策も必ずしも効果的であるとの確信はない。生物多様性保全の要は、生息地の保全に尽きるが、その客観的データを収集するために日本森林生態系保護ネットワークは現地調査を継続している。また、生物多様性を破壊する元凶となる森林の皆伐を止めるために、文化財保護法違反を摘発する刑事告発をするなどした結果、一定程度の効果が出始めている。やんばるの森林皆伐の影響など現状を知り、ひろく市民に広報するために、沖縄大学との共同事業として、シンポジウムの開催やブックレット「やんばるの森のまか不思議」を発行した。

連絡先	電話	金井塚 務 0829-54-155	メールアドレス :	Kana.hfm58@viola.ocn.ne.jp
-----	----	----------------------	-----------	----------------------------

全国の公共事業実態報告

事業名	東京外かく環状道路		
事業地	練馬区大泉～世田谷区宇奈根	事業者	国土交通省、NEXCO 中日本・NEXCO 東日本
団体名	外環ネット		

【事業の概要と経緯】

●**事業の概要**：東京外かく環状道路は、1兆2820億円の巨大プロジェクト。供用区間終点の練馬区大泉から延伸し、世田谷区宇奈根で東名高速と結ぶ16kmの高速道路。大深度地下（地下40m以深）を直径16mの巨大なトンネル2本で構成。関越道（大泉）、中央道（三鷹）にジャンクション（JCT）とインターチェンジ（IC）を、東名（世田谷）にJCTを、青梅街道（杉並・練馬区境）にICを設ける。

●**経緯**：1966年計画決定。1970年、沿線住民の反対運動により、当時の建設大臣が「凍結」を宣言。1999年、石原都知事の就任以来、地下化の動きが推進され、2007年に地下化に計画変更決定。2009年国幹会議で整備路線に格上げ。その後、政権交代があり、民主党政権発足当初は測量設計以外の大半の予算が凍結されたが、2012年9月に着工式が行われた。

この間、2002年、国土交通省と東京都は、沿線区市を巻き込んでP I（パブリック・インボルブメント=住民参加型）協議会を開催。その後P I会議と名称を変えて継続、中間とりまとめを公表して中断したまま。2008年から各地で「地域課題検討会」が国、都の主導で開催された。



【問題点】

●**交通量の減少＝必要性のない道路**：事業決定の1966年は、高度成長目前で、人口増加基調。現在は、少子高齢化、若年層の雇用不安定、低賃金の時代、計画地の居住人口も増大。時代背景は、当時と全く異なる。

2010年度の交通センサスによると、東京圏では大幅に交通量が減少。さらに、経済成長と交通量の増加は正比例すると考えられてきたが、1999年以降、交通量減少にもかかわらず、GDPは上昇。このような事実から、道路を造り続ける意味がすでに失われている。

●**不透明な費用便益比**：いわゆる「必要性」の根拠となる費用便益比に関し、過大評価の指摘にもかかわらず、第三者検証を可能にするデータは示されない。この点に関し、2008年に会計検査院が、また2012年に東京高裁（圏央道裁判）が、国交省の不備を指摘し、改善を求めているが、国は改善の姿勢を示していない。

●**住民無視・環境破壊**：沿線区市毎に開催された「地域課題検討会」では、外環道そのものの問題点が指摘された。終了後、国交省、東京都は「対応の方針」をまとめたが、参加住民からは、検討の内容が反映されていないとの批判が渦巻いた。住民に指摘された問題点は、巨大トンネルの地下水脈分断による地盤隆起・沈下の可能性。調布、三鷹、武蔵野、大泉地区の飲料水である地下水汚染の危険性。4か所の排気塔からの大気汚染の悪化など、いま以って納得のいく回答が得られない。また、世田谷の立坑掘削地点で、基準を超える公害物質が検出されたが、地元の声を無視して工事を進めようとする国交省の姿勢は正されるべき。

●**外環地上部にも道路！**：立ち退きを減らすための地下化にも拘らず、都は残存計画に固執。住民激高。

●**五輪・防災目的？**：従来の五輪東京開催の理由に加え、東日本大震災を機に、防災名目の公共事業推進の動きがある。しかし、防災はあくまでもその目的に沿うものとして計画されるべきであり、既存の道路計画を防災目的にすり替える姑息な施策の推進は、厳に慎まれるべきものである。

●**不要不急の外環予算を震災復興に**：現在の社会、経済の動向の中で、大震災と原発被害からの復旧が遅れている現実に向き合い、外環に要する1兆3千億円もの巨費は、直ちに復興・復旧目的に充当すべきである。

問い合わせ先：

氏名	大塚康高	電話	090-1858-6665	メールアドレス	yasu.ootsuka@jcom.home.ne.jp
----	------	----	---------------	---------	------------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	三番瀬再生事業				
事業地	市川市地先と船橋市地先	事業者	千葉県		
団体名	千葉の干潟を守る会				
公共事業は死なず、ただ化けるのみ 東京湾三番瀬 ■はじめに 三番瀬は東京湾の最奥部、千葉縣市川市地先と船橋地先に広がる干潟・浅瀬で1,800ヘクタールあります。現在でもアサリ採取、のり栽培が漁業として行われ、春の潮干狩り、秋のハゼ釣り多くの市民に親しまれています。 千葉県による三番瀬埋立計画は、1980年代よりありましたが、2001年堂本知事になり白紙撤回されました。20年来の干潟保全が成就したと多くの人は胸をなでおろしました。がそれをつかの間、堂本知事は「里海の再生」を掲げて「三番瀬再生検討会議」発足させました。 ■公共事業は死なず、ただ化けるのみ 円卓会議、再生会議と続き、現在は専門家会議が年2回開催されています。埋立計画の中心であった第2東京湾岸道路（以下2湾とする）は、会議の中では一度も議論されたことはありません。そんなことで、多くの人は埋立白紙撤回と同時に2湾はなくなったと思っています。しかし、千葉県は国に2湾を早く作って欲しいと毎年要望をあげています。因みに2湾は市原市の廿五里（ついへいじ）と大田区の城南島を結ぶ道路で、既に三番瀬を挟む習志野市と浦安市に出来ています。 千葉県は、3.11の大震災以降、道路建設の口実としてリダンダンシー（Redundancy）という聞き慣れないことばを使い出しました。つまり震災などで道路や橋が機能不全に陥った場合を想定し、代替手段を確保しておくというものです。県は代替手段となる道路は何本造ってもいいと言っています。2湾もそういう口実で三番瀬に通そうとしていることを、県議会でしきりに述べています。 30年前の埋立計画の構想は、今も生きているのです。公共事業は死なず、化けて出てくるのです。丸2年にわたって行われた円卓会議では「海をこれ以上狭めない」と決定しました。しかし、現在「再生」という名で、人工海浜化の動きを市川市は見せています。「もっと市民が海にふれあえるように」それにより人工ビーチを擁した街ということで、採算がとれ、地域活性化に繋がると県に要望しているのです。 ■ラムサール条約湿地登録と今後の運動 三番瀬では都会にあって今なお活発な漁業が営まれ、市民のレクリエーションの場となっており、賢明な利用がされています。ラムサール条約の国際的基準をいくつも満たしています。 2001年に三番瀬を訪れた元ラムサール事務局長のデルマー・ブラスコさんは「今すぐにも登録できる」と太鼓判をおしてくれました。2010年2月、再生会議の大西会長は、県に対し「ラムサール条約湿地登録を加速すること」の意見書を提出しています。が登録は、なりませんでした。現在、2015年のCOP12の登録に向け新たな署名を開始しています。 三番瀬の猫実川河口域は、貴重な泥干潟が広がっていて、5,000平米のカキ礁もあります。船橋側では潮干狩りも行われています。人工の養貝場もあります。これらを観光資源として捉え、地域の活性化につなげる運動にしていきたいとおもいます。再生という名を借りた新たな開発には、あくまでノーでとりくみます。					
問い合わせ先：千葉の干潟を守る会					
氏名	牛野くみ子	電話	047-453-4987	メールアドレス	ushino@jt2.so-net.ne.jp

公共事業実態報告用紙

事業名	ラムサール条約湿地「中池見湿地」(福井県)内に新幹線建設ルートを認可		
事業地	福井県敦賀市	事業者	鉄道・運輸機構*
団体名	NPO法人ウエットランド中池見		

事業の概要・問題点

* 鉄道・運輸機構＝鉄道建設・運輸施設整備支援機構

「中池見湿地」は、今年7月、ルーマニアで開かれた湿地の保護国際条約、ラムサール条約第11回締約国会議において国際的に重要な湿地として新規に登録された。

「中池見湿地」は、福井県敦賀市にある四方を山に囲まれた盆地状の田んぼの跡。江戸時代に新田開発されて以来、全域耕作が行われてきたが、減反政策から休耕地が増え、25ヘクタールのうち5分の1程度しか田んぼとして利用されないようになっていた。

敦賀市は1990年、この地に工業団地を計画したが、すり鉢状の超軟弱地盤ということから頓挫、そこへ大阪ガス(株)液化天然ガス(LNG)備蓄基地計画が浮上し、1992年に誘致をした。

しかし、環境アセスメント調査や地元NGO、研究者などの調査から世界屈指の厚さを持つ泥炭層(約40m、13万年分)の存在と生物の多様性が明らかになり、保存し、ラムサール条約への登録を求める声が大きくなってきた。その間に電力、ガスの自由化、バブルの崩壊など社会的要因も重なり、2002年に計画中止、撤退となった。

撤退にあたり事業者は買収した計画地、造成施設を敦賀市に寄付。これを受けて敦賀市長は保存を表明、ラムサール条約登録を目指すこととなり、福井県にも財政的、技術的支援を要請した。福井県も登録への国内要件の一つ、法的担保として越前加賀海岸国定公園への編入を申請、中央環境審議会において認められ、環境省は要件を満たした重要な湿地として、ラムサール条約事務局へ報告、登録認定された。

この登録認定と時を同じくしてラムサール条約湿地の集水域内に北陸新幹線(金沢ー敦賀間)のルートが認可されたことで、湿地の命とも言える水環境への影響が危惧されている。地元関係者は、影響の少ないルート変更など再検討を要請しているが、機構側は「トンネルであるから影響はない、事前調査を行うが、結果によつてのルート変更はない」と明言しているため、ラムサール条約事務局や地元関係者は困惑し、機構の認識を注視している現況にある。

問い合わせ先：NPO法人ウエットランド中池見

氏名	笹木 進	電話	0770-23-5003	メールアドレス	scasasaki@rm.rcn.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	国営平城宮跡歴史公園 第一次朝堂院の広場整備		
事業地	奈良市 国営平城宮跡歴史公園 第一次朝堂院跡地	事業者	国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所
団体名	平城宮跡を守る会 (http://narapress.jp/hjk/)		

事業の概要・問題点

▼事業概要

- ・施工範囲 東西210m×南北260m（現状は生態系豊かな湿地）
- ・盛土 約15,000平米
- ・土系舗装 約45,000平米（土に対して4パーセントのセメントを混入した舗装）
- ・その他付属施設（排水溝など）

▼今回の工事に関する具体的問題点

- 1 工事予定地は平城宮が長岡京遷都後、まもなく田となり、千年を経て、その後1960年代に買収され、国有地となり、生態系豊かな湿地として育まれてきたものである。舗装工事は、この区域の動植物を絶滅させるばかりでなく、平城宮跡の中心部であるため、平城宮跡全体として一体化してきた生態系を破壊するものである。
- 2 湿地は1300年にわたり地下水を涵養し、地下遺物を酸化・腐敗から守ってきたものである。平城宮跡が「古都奈良の文化財」として世界文化遺産に登録されているのも、木簡等の貴重な遺物が評価されていることである。盛り土と舗装による環境の変化が地下に及ぼす影響を正確に把握することは不可能であり、遺物損壊の危険がある。現況保持がもっとも望ましい科学的保存手段である。
- 3 日本人の心の原風景として親しまれてきた景観が著しく損傷される。ことに、この場所が平城宮跡の中心部であるため、容認しがたい。

▼「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」の問題点

平成20年に策定されたこの計画では、今後50年に渡り、約800億円という膨大な予算が見込まれている。目的は「遺跡の活用」であり、「国民的プロジェクト」と称しているが、実際には大きな反対の声があがり、国民との合意形成が取れていない。「遺跡の活用」の面でも、具体的計画は土木工事のみであり、ソフト面では具体的な考察がされていない。

基本計画の骨子は、1977年に文化庁が作成しているが、以来、適切な見直しがされないまま今日に至っている。時代は変わり、現在では、ITによるコンピュータグラフィックスでのバーチャル体験など、自然を保存したままで往時を体験できる新しい展示方法が生まれている。現在、同じ国土交通省国営飛鳥歴史公園事務所による「バーチャル飛鳥京」プロジェクトが進行中であり、同技術を使うことも可能であるのに、その可能性をまったく検討しないまま、1970年代に決定した土木と建築のみによる不完全な遺構復原を目指している。

土木と建築による不完全な復原が、「遺跡の活用」としてふさわしいのかどうかも含め、再検討されるべきである。自然環境を保存したまま、歴史理解と自然体験を両立させる方法は、たやすく見つかるはずである。旧来のように、建設業にお金を流すだけの方法を改め、本当に有効な税金の使い道を真剣に検討すべきである。

問い合わせ先：

氏名	寮美千子（代表）	電話	070-5024-9428	メールアドレス	mail@ryomichico.net
----	----------	----	---------------	---------	---------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東～小松島IC区間）		
事業地	徳島県吉野川河口及び沿岸域	事業者	国土交通省・徳島県・西日本高速道路株式会社
団体名	とくしま自然観察の会（ http://www.shiomaneki.net/ ）		

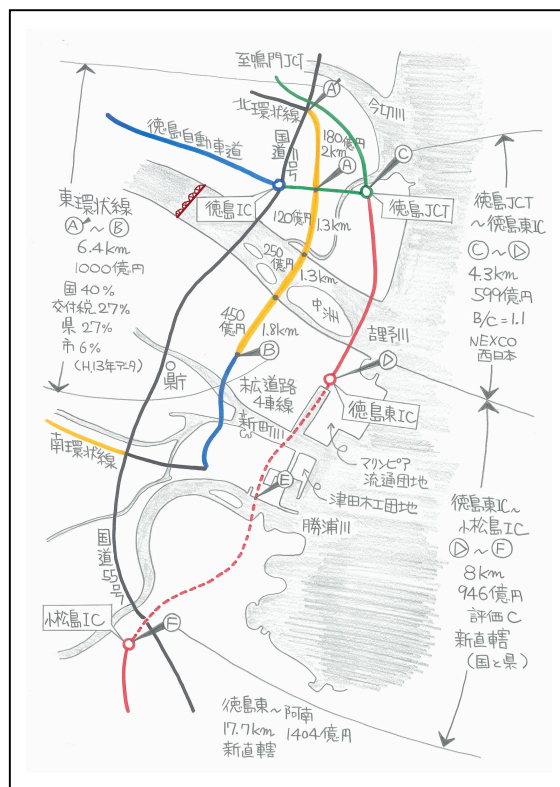
事業の概要

四国横断自動車道は、「四国8の字ネットワーク」として、文字通り四国四県を8の字に結ぶ交通ネットワークであり、「広域交流と地域の「安心」と「活力」を支える上で重要な事業」と位置付けられている。（国土交通省徳島河川国道事務所作成のパンフレット「四国横断自動車道」より）そのなかで、本事業である「徳島JCT～徳島東IC」および「徳島東IC～小松島IC」区間は、吉野川河口の最下流域（川と海が接する所）および沿岸域を橋梁式高速道路が通過する計画である。

1. 「徳島JCT～徳島東」区間：延長 4.3km・事業費 599 億円
2. 「徳島東IC～小松島IC」区間：延長 8km・事業費 946 億円

本事業の問題点

- ① 防災道路としての有用性が本事業の必要性の根拠として挙げられ、また事業者は、盛り土の道路が直接津波避けになることを広報しているが、沿岸部を通過し、まさに海の傍をとるルートは津波や地震によって最も大きな影響や被害が予想され防災道路にはふさわしくない。
- ② 本事業の建設ルートにある吉野川河口干潟は国際的な重要湿地であり、日本一の川幅と景観を誇る河口は国民の宝物である。道路建設によって、吉野川河口干潟及びその周辺の心を癒す自然や景観が永久に損なわれる。吉野川河口域 500ha は、「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に日本で最初に参加しており、建設ルートにある勝浦川河口とともに、環境省の「日本の重要湿地 500」にも選定されている。
- ③ 建設工事により河口汽水域から沿岸域にかけての生態学的連続性が分断され、絶滅危惧種の生息域の破壊を含めて、高いレベルの生物多様性を有する干潟生態系が大きな攪乱を受ける。
- ④ 吉野川河口わずか 1.8km の場所に阿波しらさぎ大橋（4 車線道路・事業費 1050 億円）が建設され、本年 4 月に供用された。隣接した場所に 2 つの巨大な渡河橋（長さ 1300m）を同時につくるのは、明らかに二重投資であり、未来に負の遺産を残す。徳島東環状線に接続して有効活用を図るべきである。
- ⑤ 人口推移からみて、車の通行量も減少することが予想される。将来世代に大きな負担を残すような膨大で過剰な道路建設への投資は避けるべきである。
- ⑥ 本事業は、便益が低い。
- ⑦ 本事業は、道路と港湾などの複合形であるために、環境影響評価など総合的な検討が行われることがなかった。計画の将来性も十分議論されたとは言えない。
- ⑧ 本事業は、すでに 16 年前に閣議アセスが行われたものの、その評価書の内容は、「環境の時代」と言われる今日の状況からみて、もはや時代遅れというべきものである。



問い合わせ先：

氏名	井口利枝子	電話	088-623-6783	メールアドレス	madoguchi@shiomaneki.net
----	-------	----	--------------	---------	--------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	那賀川左岸高潮堤防工事		
事業地	徳島県那賀川河口左岸	事業者	国土交通省那賀川河川事務所
団体名	とくしま自然観察の会 (http://www.shiomaneki.net/)		

事業の概要

東南海・南海地震等対策：東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生すると想定されている東南海・南海地震等に備えるため、那賀川、派川那賀川、桑野川の河口部において、堤防の嵩上げ、耐震、液状化対策および水樋門の遠隔操作化、自動化を実施する。事業費：36,779 億円（平成 23 年）27,5 億円（平成 24 年）

これらの事業の中で、那賀川左岸高潮堤防工事（河口～1.4km 地点）は、将来、現堤防を 3 m 嵩上げするために堤外に 13m 拡幅させる。本事業は那賀川河口域に形成された塩性湿地をともなったワンドの大半を埋め立てし、わずかに残る予定のワンド部分は、基盤コンクリートを埋めた上に泥を戻し、干潟の再生を試みるという計画である。

本事業の問題点

- ① 本事業が行われるワンドは、貴重な生物相を具えるとともに景観的にも貴重な存在であり、埋め立てされる左岸 1,4km 周辺は、那賀川河口域の中でも他にない規模の大きなものであり、これを無くするような堤防工事は、那賀川汽水域生態系の貴重な構成要素を失うものである。
- ② このワンドには、ハマサジ、ウラギク等の絶滅危惧種を含む多様な塩性植物群落が形成され、その周辺の干潟域には、シオマネキやフトヘナタリといった稀少性の高い底生生物の生息が見られまさにホットスポットである。さらにワンド内の水域には様々な魚類の稚魚がその生息場として利用しており、貴重な稚仔魚の生育場として重要な価値を失ってしまう。
- ③ 汽水泥干潟に生息するタイプの絶滅危惧種（タビラクチ、チワラスボ等）がまとまって生息しているのは、那賀川水系の中では本事業で埋め立てされるワンド部分だけであり、ワンドが消失あるいは劣化するのであれば、個体群の維持は困難である。
- ④ 河川のワンドや干潟環境は、津波や洪水のバリアになることを重要視して残すべき環境である。
- ⑤ 堤防のセットバックなど防災と環境配慮が両立する工法を十分に検討したとは言い難い。
- ⑥ 那賀川河口周辺の防災対策としての本事業の位置付が極めて曖昧であり、特に貴重な環境とされる地域の堤防の嵩上げや堤防拡張は最優先されるべきものであるのか、十分検討されたとは言い難い。
- ⑦ 防災補正予算を消化するための突発的な工事着手のようにみえる。
- ⑧ 那賀川河口に隣接する阿南市には無堤地区があり、河口周辺の防災対策の全体計画を早急に策定し、縦割り横割りを超えて、防災対策の優先順位を検討すべきである。

那賀川左岸高潮堤防工事から見た未来

東日本震災の教訓とは何だろう。それは、人が生きていくことができる可能性が自然環境の安定の上にあること。その安定を損なうことが、人の生存の持続可能性を危うくするという当然のことの確認であった。この指標はシンプルである。例えば、どのような新しいアイデアも生物多様性を損なうものかどうかで図れば簡単にその価値がわかってしまう。原発に代わる再生可能エネルギーが万能かといえば、それさえ決して生物多様性の計りをスルーするものではない。災害の防止策といえど、その網から逃れるものではないことを承知しなければならないだろう。どんな場所に住んでも堤防さえ高くすれば津波は防げるのか。まず、住んでもいい場所と、避けなければならない場所があることを、そろそろ認めなければならないのではないのか。東日本の災厄はそのことを教えてくれている。まさに、那賀川左岸高潮堤防工事がその事例ともなりかねないことを懸念する。那賀川の周囲の住居に安心して暮らすためには、どうあらねばならないのかの検証は十分にされたといえるのか。高潮堤防工事のために生物環境への影響を甚大にしてなお、住民の安全を永続的に保証できるのでしょうか。

問い合わせ先：

氏名	井口利枝子	電話	088-623-6783	メールアドレス	madoguchi@shiomaneki.net
----	-------	----	--------------	---------	--------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業		
事業地	沖縄県沖縄市・泡瀬干潟	事業者	国(沖縄総合事務局)・沖縄県
団体名	泡瀬干潟を守る連絡会		

事業の概要・問題点

1. 裁判(那覇地裁 08/11/19、福岡高裁那覇支部 09/10/15)で経済的合理性は無い、公金支出差止、と判決・確定した事業である。
2. 沖縄市の新しい土地利用計画(2010年7月)に基づいて、県・国がそれを認め、新しい埋立事業として「埋立変更手続き」を進め、埋立認可がされ、2011年10月から着工され、今年度は11月初旬頃から本格的な事業(FTZ 東埠頭浚渫土砂の投げ捨て、泡瀬干潟浚渫など)が行われる。
3. 国の目的は、隣接するうるま市新港地区東埠頭の浚渫土砂処分場造成
4. 沖縄市の目的は「スポーツコンベンション拠点形成、リゾート地づくり」
5. 沖縄県の目的は、中部地域の活性化

問題点

1. 泡瀬干潟・浅海域は、環境省が、重要湿地 500、ラムサール条約潜在候補地に選定している。
2. 2012年ラムサール条約締約国会議(ルーマニア)の国別報告書で、日本国は「(候補地の泡瀬干潟で埋立工事が行われていることから)生態学的特徴の部分的な喪失が懸念される」と報告している。
3. 環境省はまた、同埋立工事について「埋め立て回避、埋立地の面積縮小、泡瀬干潟・海域の浚渫回避」などを意見しているが、無視されている。
4. この事業は、次の点で合理性が無い。
 - (1) 沖縄市の観光客数予測は非科学的であり、恣意的であり、合理性が無い、などに示されるように、土地利用計画は、合理性が無い。
 - (2) 沖縄市の計画は、仮に順調に行っても毎年2. 2億円の赤字を生む。
 - (3) この埋め立ては、3・11東日本大震災を教訓にせず、防災対策(地震の津波、液状化)がなされていない。また、沖縄では毎年襲来する台風(高潮位時の波浪)対策もなされていない。
 - (4) 今の埋め立ては従来案の約半分であることから事業者は新たなアセスは必要ないとし、実施せず、事業を再開しているが、旧アセスは「不十分な点が散見される」と判決でも指摘されていること、また旧アセス時点と現在では、環境に対する評価に大きな違いがあること(例えば新種・貴重種・絶滅危惧種が数多く確認されている)、また旧アセスで予測・調査・評価できなかった様々な現象が起こっていること(例えば、泡瀬干潟のシンボリックな存在でありコアジサシ・ウミガメの産卵・育雛の場所であった大きな砂州が消滅しつつある、周辺海域の海草藻場が極端に減少していること、など)などから、アセスを実施しないことは、大きな問題である。
5. 国の目的、うるま市新港地区・FTZ(現・国際物流拠点産業集積地域)振興のための東埠頭・泊地・航路の浚渫土砂処分場造成のための泡瀬干潟埋め立ては、FTZ構想が「成果が上がっていない(県報告書)」ことに見られるように、破綻している。FTZ企業は、現在ある西埠頭さえも利用していない。FTZには、港を必要としないIT企業の誘致が進んでいる。

問い合わせ先:

氏名	前川盛治	電話	090-5476-6628	メールアドレス	save_awasehigata@yahoo.co.jp
----	------	----	---------------	---------	------------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	嘉陽海岸住民参加型エコ・コースト事業		
事業地	沖縄県名護市東海岸の砂浜	事業者	沖縄県北部土木事務所
団体名	日本自然保護協会		

事業の概要・問題点 (自由記述 図表等の貼り付け可)

事業の分野：護岸工事

【概要】

2007年の台風4号がもたらした越波や飛砂により背後の集落が被害を受け、ライフラインである国道331号もこの台風の被害により交通止めとなり、地域住民の生活に大きな支障が出たことにより住民から護岸工事への要望が出た。この地域は豊かな海浜が広がるなど優れた自然環境を有している。毎年多くのウミガメが上陸・産卵するなど地域独特の自然環境がある。

以上を受けて、自然環境に配慮した海岸保全施設整備の調査・計画・設計を行うにあたり、地元住民、有識者、環境団体関係者等から意見を聴衆するため、「嘉陽海岸住民参加型エコ・コースト推進協議会」を設けた。(第1回嘉陽海岸住民参加型エコ・コースト推進協議会における説明資料より) 護岸が完成するのは2014年の予定(琉球新報2011年6月4日より)。

2012年9月の台風15号・17号の影響を受け、更に地元住民からの要望が高まった。

総事業費：3億7千万円

【問題点】

1. 2007年の高波、超波の被害を受けて住民から要望が出たのは「効果的な対策」であり「護岸」ではない。護岸が効果的な対策であるかどうかまず検証すべきである。

2. 設置されている嘉陽海岸住民参加型エコ・コースト推進協議会においても、防風林(保安林)の減少や地先で行われる海砂採取との関係などが指摘されている

3. 同事業協議会協議員の中にさえ護岸を要望する声はなく保安林と植生の整備を強化させることが第一と考えられている。

4. 同海域はジュゴンが餌場として恒常的に用いている東海岸で唯一の場所である。効果があるかないか不明な構造物で壊してよい環境ではない。

5. 仲座栄三氏(琉球大学)により、効果が高く環境への影響が少ないセットバック方式にて対処するよう案が出ている。セットバック方式を導入すれば海域生物への影響も少なくなる。

問い合わせ先：

氏名	安部真理子	電話	080-5067-0957	メールアドレス	abe@nacsj.or.jp
----	-------	----	---------------	---------	-----------------

公共事業実態報告用紙

事業名	大嶺海岸（那覇空港滑走路増設事業）		
事業地	沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市 瀬長地先公有水面	事業者	内閣府沖縄総合事務局
団体名	ラムサール・ネットワーク日本		

事業の概要・問題点（自由記述 図表等の貼り付け可）

【概要】

那覇空港は、沖縄の玄関口として国内外各地を結ぶ拠点空港であるとともに、県内離島と沖縄本島を結ぶハブ空港として重要な役割を果たしており、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業のみならず、生活物資の輸送や県産農水産物の出荷等を通じて県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である。那覇空港は、滑走路 1 本の空港としては国内で 2 番目に利用度が高く、旅客数も 10 年前の約 1.4 倍と観光客を中心に増加している。これに伴い、夏場の観光シーズンや年末年始のピーク時を中心に希望する便の予約が取れないなどの状況が生じている。

このため、本事業は、将来の需要に適切に対応するとともに、沖縄県の持続的振興発展に寄与するため、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮しうよう、那覇空港の沖合に 2 本目の滑走路を新設するものである。

新設する滑走路の長さ：2,700m、公有水面の埋め立て：約 160ha、埋め立てに伴い消失する面積（海域改変区域）約 180ha

（那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書より）

予算額：約 2000 億円

【問題】

1. 需要予測が過大であり、必要性に疑問

- ・ここ数年は旅客数や発着回数が頭打ち傾向にあり、今後ある程度の増加が見込めるとしても、予測はあまりにも過大である。
- ・共用している航空自衛隊の利用を他に移転することで民間専用空港として活用することを先に検討すべきだが、真剣に検討していない。
- ・ハブ空港化は絵に描いた餅。東アジアのハブ空港は複数あり過当競争ぞみ。インチョンや羽田、関西空港に比べても、国内外を結ぶ拠点としてのメリットは乏しく、現実には、滑走路を増設するほどの需要は見込めない。
- ・ピーク時に希望するチケットが取りにくいのは他空港も同じ。

2. 大きな自然破壊であり、環境影響評価もアワセメントそのもの。

- ・沖縄島周辺海域と比べて本海域は高いサンゴ被度を有しているが（那覇空港北儀間の瀬礁池 16%、那覇空港北儀間の瀬礁斜面 43.3%（環境省、2009））、一部を移植するのみで、他は具体的な保全措置がない。
- ・海藻藻場についても同様にほとんど具体的な保全措置がない。
- ・絶滅危惧種や希少種、固有種、新種の生物が多数生育しているが、多くが「保全措置なし」と自然破壊を容認する環境影響評価になっている。
- ・これまでの沖縄での事例を見ても、クビレミドロや海藻藻場、サンゴの移植は困難。移植を評価した環境影響評価準備書は、事業ありきのこじつけに過ぎない。
- ・「環境への影響は、環境保全措置の実施により事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境保全への配慮は適正である」などの評価は、現実を無視した暴論である。

問い合わせ先：

氏名	陣内隆之	電話	090-8179-2123	メールアドレス	bi5t-jnni@asahi-net.or.jp
----	------	----	---------------	---------	---------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	普天間飛行場代替施設建設事業		
事業地	沖縄県名護市沿岸域	事業者	沖縄防衛局
団体名	日本自然保護協会		

事業の概要・問題点 (自由記述 図表等の貼り付け可)

◆事業の分野：飛行場及びその施設の設置、公有水面の埋め立て

普天間飛行場の移設・返還を実現する目的とし、日米安全保障協議委員会において（平成 17 年 10 月 29 日）に、代替施設をキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾に設置するとされた。その後、住民の安全、自然環境の保全、同事業の実行可能性に留意して、V字型の2本の滑走路からなる案とされた。

予算額は 2000 億—5000 億

他に、

※辺野古環境アセス関連事業 総額 86 億円 1409 万円

※辺野古移設を前提にした関連事業は、在日米軍再編に関する 2006 年の日米合意以降、189 件、総額 212 億円に上る。

路の長さ 1,600m を 2 本、公有水面埋め立ては約 160ha（代替施設本体約 150ha、護岸部分約 5ha 及び辺野古地先水面作業ヤード約 5ha）

（普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書より）

問い合わせ先：

氏名	安部真理子	電話	080-5067-0957	メールアドレス	abe@nacsj.or.jp
----	-------	----	---------------	---------	-----------------

公共事業実態報告用紙

事業名	信濃川上流梓川水系霞沢第2号砂防堰堤、島々谷川第6号砂防堰堤		
事業地	長野県松本市島々地区、沢渡地区	事業者	国土交通省松本砂防事務所
団体名	「渓流保護ネットワーク・砂防ダムを考える」・「水と緑の会」		

事業の概要：

・島々谷川第6号砂防ダム：流域面積77.8千平米、計画生産土砂量503.4万立米、計画流出土砂量127.6立米を砂防ダムでコントロールする計画。1990年代初めに着工し当初高さ42mを計画したが、その後半分の高さ22mのオープン式ダムに形式変更。

・霞沢川第2号砂防ダム：建設理由⇒霞沢から流出する土砂が梓川を閉塞すると、下流の沢渡地区が浸水し被害が大きくなるため。計画流出土砂量95.6万立米、計画超過土砂量52.5万立米をスリット型ダム（高さ13.6m、幅26.6m）で処理する計画。

事業の主な経過

島々谷川6号砂防ダム： 1997に工事用道路とトンネル3基は完成したが、その後反対運動などで本体着工は止まったままになっている。現在工事用道路の崩れも大きく、道路もそのままになっている。この状態でなぜか調査費は毎年数億円が計上されている。

霞沢砂防ダム： ダムサイトまでの工事用道路は2010年にはほぼ完成したが、毎年起きる増水や雪崩などで道路が不通となっている。これ以前にもほぼ毎年雪崩、出水などの影響で道路はダメージを受けており、工事用道路の復旧ということで毎年数億円の事業費が計上されている。

最近の状況 問題点

島々谷川第6号砂防ダム

ここ約12年間は、本体工事着工がまったく為されていない。また工事用道路は崩壊したままになっているが、なぜか毎年調査費、道路復旧費が計上されている。計画当初は源流部の林道建設工事によって、伐採された樹木や廃土が、雪崩や大雨により土石流となってダム計画地上流側まで押し出していたが、10年以上経って自然緑化が進行し比較的土砂が出にくい状態に変化している。もともと大きな砂防ダムを造る根拠に乏しかった場所であり、この谷きっての美しい景観や環境を壊す今回の計画を即刻中止と決めるべき正式な手続きを執るべきである。

霞沢砂防ダム

もともと急峻な斜面や土砂流出の影響が出やすい場所への道路建設には無理があり、ダムサイトまでの工事用道路は毎年機能不全に陥ることは明らかである。なおダム完成後は管理のために道路の保守が必要だという。そうならば継続的な出費がかさみ財政に負担をかける。

なお、ダムサイト上部には狭窄部が約500m存在し、天然の大型スリットダムと同機能を備えており、実際に土砂を調節している。この様な場所へのダム建設はまったく意味がない。

同様な条件下での砂防建設は全国に数多くあり、毎年復旧や補修のためのお金がかかり続けることになる。美しい自然を壊し、かつ無駄な税金を投入することは止めるべきである。

問い合わせ先：

氏名	田口康夫	電話	0263-32-1511	メールアドレス	taguchi@matsumoto.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	信濃川支流裾花川清水沢治山ダム		
事業地	長野県長野市鬼無里地区	事業者	林野庁中部森林管理局 北信森林管理署
団体名	山岳会ロック＆ブッシュ 溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える 水と緑の会 長野県自然保護連盟 長野県勤労者山岳連盟 NPO 法人信州いわなの学校		

事業の概要・問題点

戸隠山城の名谷である裾花川の本谷（清水沢）に治山ダムが建設されつつあるのを見つけ、林野庁（中部森林管理局・北信森林管理署）に見直しを交渉したが受け入れられず、完成してしまった。

建設理由について（林野庁側とのやりとり）

2010年7月に裾花本谷（国立公園内）で山腹崩壊が起き、天然ダムができた。この不安定土砂 3.3 万 m³ を止めるべく、崩壊の下流部（公園外）に 2 基のスリットダムを作る。

我々の見たところ、2011年7月の時点で天然プールは少しずつ崩れていっており、大規模な鉄砲水を出すことはない。また現在ある不安定土砂が一気に流れ出したとしても下流の河原は傾斜がゆるく、そこで堆積するのでさらに下流にある林道に達しない。

これに対し林野庁側は、「現在の不安定土砂だけでなくもっと大規模な土石流がおきる可能性があるからそれを防ぐ」と説明した。20 万 m³ の土砂発生を想定した場合に、かろうじて今回の治山ダムが林道保護に役立ちそうであると思われるが、しかしそれを引き起こす大雨や地震は、裾花本谷からの土砂以前に林道の側壁（法面）や小さな支流からの土砂で、林道は通れなくなる可能性が高い。

そもそも大雨でひんぱんに通行止めになる道路は多いのに、人家もない行き止まりの観光地に通じるだけの林道を守るためのわずかな可能性を考慮して本流に治山（砂防）ダムを作るのは異常だ。

長野県環境部・林務部の見解

「今回の治山ダムは、上信越高原国立公園の区域を避け、その下流に計画されていることや、県希少野生動植物保護条例による希少種の生息・生育は確認されていない場所であること、環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメントの対象となる規模に達しないことなどから、環境への影響は少ない事業と考えております」との見解を示した。

つまり、

- 建設地点は国立公園外。
- 希少種が確認されていない（確認作業は簡単なものだが）。
- ダムが小さいから環境アセスメントの対象でない。

だから、「環境への影響は少ない」というのだ。

問題点

- 国有林内では林野庁の論理だけで建設できてしまう。
- 建設地点が国立公園外でダムの規模が小さくても、上流部（大半は国立公園特別地域）への影響が大きい、それを法的に表現できていない。

問い合わせ先：

氏名	三井明高	電話	090-1615-73 28	メールアドレス	akitaka@m.email.ne.jp
----	------	----	-------------------	---------	-----------------------

活動報告用紙

団体名	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会		
対象事業名	当別ダム		
事業地名	北海道石狩郡当別町	事業者	北海道

この一年の活動報告

当別ダムは、総事業費 684 億円、総貯水容量 7,450 万 m³ の多目的ダムである。1970 年の予備調査から 42 年という歳月を経て、必要性に多くの疑問の声があるなか、高橋北海道知事は強行にダム建設を推進してきた。知事は、2008 年 8 月に「特例措置」として指名停止業者まで入札に参加させ本体工事を着工し、2012 年 10 月に当別ダムは完成した。ダムサイトに、当別ダムと高橋知事の名前が刻まれた石碑が建てられたが、次世代に禍根を残すことは必至である。

2013 年度からは、札幌市を除く小樽市、石狩市、当別町に水道水が供給される。しかし、当別ダム建設による水道料金の値上げは考えていないといっていた石狩市と当別町が、水道料金の値上げを決めた。石狩市で 16, 7%、当別町では、当初は 10% の値上げ、2019 年からは、さらに値上げをするということだが、給水エリアの住民からは負担増による不満の声が噴出している。

札幌市へは、ダム完成から 13 年後の 2025 年に初めて 4,000 m³/日（8,000 人分）の水道水が供給される。しかし、2013 年度からの企業債の償還に伴い、札幌市は一滴の水も供給されないにもかかわらず、125 億円のうち 50 億円も負担することになっている。私たちは、当別ダムへ参画することは無駄な投資となるので、これらの予算を福祉や教育に回してほしいという要望書を 2012 年 2 月に札幌市長へ提出した。さらに、札幌市が計画している「豊平川水道水源水質保全事業」を認可しないことを求める要望書を 4 月 25 日に環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官へ提出した。

豊平川水道水源水質保全事業（バイパス事業）

概要：事業費 187 億円 バイパス量 147,000 m³/日（1, 7 m³/日）

事業の目的：①通常時～ヒ素などを含む湧水等の影響をできるだけ原水から取り除く。

②災害時～豊平川で大規模な水質汚染事故が発生して、浄水場が処理停止になった場合は、バイパス管から白川浄水場に供給する。

問題点

- ① 187 億円という公費の無駄遣いである。
- ② 当別ダムおよび石狩西部広域水道企業団に参加する理由を作りだすために、バイパス事業が推進されているのではないか。
- ③ バイパスは豊平川の流量を減少させるので魚類への生息への影響はないのか。
- ④ 115,400 m³ の汚染土の発生が推定される。
- ⑤ 工事による野鳥への影響が懸念される。（支笏洞爺国立公園の中を通過する）

事業が生まれた背景：①将来の札幌市水道の給水量は一人あたりの水量の減少と人口の減少によって、しだいに縮小していく。

②当別ダム事業に参画するためには、自己水源を減らす必要があり、そこからバイパス事業が生まれたと考えられる。

私たちは、9 月 2 日に水源連共同代表の嶋津暉之さんを講師に、豊平川バイパス事業について学習会を開催した。現在は、現地見学や札幌市へ質問書を提出するなど対案作りの活動を進めている。

問い合わせ先：

氏名	安藤加代子	電話	778-6855	メールアドレス	Kayo0727@hotmail.co.jp
----	-------	----	----------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	厚幌ダム事業		
事業地	北海道厚真町	事業者	北海道
団体名	北海道自然保護協会		

この一年の活動報告（自由記述 図表等の貼り付け可）

厚幌ダムとは？・・・厚幌ダムは、北海道日高地方の厚真（あつま）町に計画されたダム。民主党政権によって凍結・見直しが決定された。2011 年春までの 3 回の検討会議で、ダム継続方針となり、2011 年 8 月 23 日に開催された、国交省の有識者会議で、「事業に関して関係住民等から様々な意見があることに鑑み、引き続き理解が得られるよう努力を続けることが重要である。」という但し書きがつけられて、ダム建設が認められた。ただし、この但し書きが実行された形跡は見当たらない。

厚幌ダムは、総貯水量が 4,740 万 m³、有効貯水容量が 4,360 万 m³、洪水調節 760 万 m³（17%）、かんがい用水 1,400 万 m³（32%）、流水の正常な機能の維持 2,130 万 m³（49%）である。地元の大部分がかんがい用水の必要を述べているが、それより流水の正常な機能の維持が優先された作られたダムである。当初予算は 360 億円、北海道負担は 44.6%（160 億円）。赤字再建団体への転落が危惧されている北海道にとっても問題である。

厚幌ダムの問題点・・・1) 治水：過去の最大流量、洪水被害の内水氾濫と外水氾濫の事実とその原因、目標流量の決め方、目標流量のときの水位と堤防との関係など質問するも、最大流量は不明という回答があるのみで、治水の具体的な必要性が示されなかった、2) かんがい用水・・・厚真ダムで過去に春から貯水につとめても夏季の水不足となった。厚真ダムより大きな厚幌ダムで、水不足の解消が可能かどうか質したが、厚真ダムで秋に落水したのが原因、厚幌ダムでは落水しないとの回答（厚真ダムで落水をやめればよいと思うのだが）、また、かんがい用水の具体的な必要量を質したが、回答なし。その他、流水の正常な機能の維持、水道水問題でも質した。

学識経験者の問題・・・治水やかんがい用水などについて北海道に質しても、きちんとした回答がなかったため、厚幌ダム検証の場となった「厚幌ダム建設事業地域代表者会議」の座長で、大学名誉教授に、学識経験者に対する公開質問状を提出した。この質問状に対して、北海道から、「検証の検討主体はあくまでも北海道であり、対応方針を決定するうえで、厚幌ダム建設事業地域代表者会議の構成員である学識経験者の方々に、治水、利水、環境などの各分野の専門的な知見や科学的論拠に基づき、中立的な立場からご意見を伺ったものであります。なお、「厚幌ダム建設事業代表者会議における学識経験者の役割についての質問状」については、対応しかねますのでご了承ください」との回答があった。私たちは、「厚幌ダム計画に関する公開質問状」をだして、検証にあたって、具体的な問題について科学的意根拠に基づいて回答してもらいたいという考えで質問した。今回の経過をみると、学識経験者は、自由にものが言えない、道の意向を具体化する人たちであることが明らかである。

まとめ・・・治水では、過去の洪水の最大流量も明らかでなく、洪水被害が外水氾濫なのか内水氾濫なのか不明な中で作られたものであり、ダムでなければならない根拠が示されなかった点で、ずさんな治水計画である。重視されているかんがい用水についても、必要量を示す資料は示されなかった。科学的根拠が示されずに 160 億円もの道民税金を厚幌ダムに使うのは極めて問題である。このような事態を招いた原因として、○ダムに批判的意見を無視して進められた検証作業の運営、○学識経験者が、道から独立していない、○パブリックコメントに真摯に答えず、その意味が失われている、○国交省の有識者会議の審議が形式的で、有識者らしい審議が行われぬ、などがあげられる。ダムに批判的意見に正々堂々と意見を述べる有識者がいない状態では、川辺川ダム問題のときに、熊本県が住民討論集会を行なったように、ダム推進とダム批判の立場の討論会か、ダム推進の国交相とダム批判の住民団体との意見効果の場をつくるなど、きちんとした意見交換の場をどうしても作り上げる必要がある。

問い合わせ先：

氏名	佐々木克之	電話	011-532-5851	メールアドレス	katusa@dia-net.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	----------------------

活動報告用紙

団体名	北海道自然保護協会		
対象事業名	サンルダム・平取ダム・当別ダム		
事業地名	下川町・平取町・当別町	事業者	北海道開発局・北海道

この一年の活動報告

国直轄のサンルダムと平取ダムは、2009年の政権交代時に凍結・要検証とされたもので、北海道が事業者である当別ダムはすでに完成しているが、すべてのダムについて問題点を指摘してきた。サンルダムはすでに、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の議も経て、ダム事業継続が決まり、平取ダムもすでに知事意見が出されて、近く北海道開発局から国交省へ「ダム継続」が報告される見込みである。

サンルダム・・・2010年12月から2012年7月にわたって検討主体の北海道開発局主催により5回開催された検討の場に対して、ダム推進者だけの検討の場批判と私たちの疑問・意見を提出してきたが、開発局は私たちの要望を無視した。2011年6月～7月（1か月）および2012年8月（2週間）のパブコメに意見を提出した。旭川開発建設部は9月25日に、パブコメに対する回答を示したその日に「ダム継続」を決定して、国交省有識者会議は10月26日の第26回会議で、ダム継続を了承した。私たちは、パブコメに対して、例えば「ダム推進の先頭に立っている下川町は、ダムの治水効果がなく、地域振興のためにダム事業を要望しているが、問題である」と指摘したことに無回答など、疑問・意見の多くを無視したので、それを指摘したが、開発局からはきちんと答えたという回答がきたので、これから証拠を示して継続した闘いを行なう。

平取ダム・・・サンルダムと同様な経過をたどっている。私たちは、知事に対して問題点を指摘して話し合いを求めたが、10月29日に北海道知事は、私たちの要望をまったく無視してダム継続の意見を出した。近く室蘭開発建設部はダム継続の決定をして国交省に伝える見込み。それに対する対応と、有識者会議への対応を早急にすすめる予定である。

当別ダム・・・当別ダムはすでに完成して、湛水試験も終わったが、とくに水道水問題では多くの疑問が残り、当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会と共同で、とくに札幌市の対応を追及している。今後も、札幌市民に問題点を示していく活動を進めたい。

今後の対応・・・2009年の政権交代によりダム問題の進展が期待されたが、前原国交相（当時）が、国交省が取り仕切る有識者会議を立ち上げたことが諸悪の根源となった。この有識者会議は、既定のダム案が必ず決定される中間とりまとめで実施細目を決めたため、どのような批判もシャットアウトした。私たちや全国からも中間とりまとめ批判をパブコメで提案したが、すべて国交省によって無視された。川辺川ダムの住民討論会や淀川流域委員会から学んで、国交省は1) 国交省と住民の意見交換の場を徹底して排除し（有識者会議の非公開もその線）、2) 中間とりまとめで、批判的意見を排除した、と考えられる。

私たちは、1) 地元での闘いを執念深く進めるとともに、2) 水源連を中核として、対政府交渉ができる力をつける。3) そのために、様々な方法で世論にわかりやすく問題点を伝える、ことが必要ではないかと考えている。3) の一環として、水源連の鳴津共同代表他のダム専門家の協力を得て、上記三つのダムについて、2010年3月から2011年5月にわたって5回の検証会を開催して、毎回30～40名の参加者があり、マスコミにも取り上げられた。その成果を現在出版する努力を行なっている。2) については、ダム問題に関心ある地元選出の国会議員にも働きかけ、水源連の認知度を上げていくことなど、将来展望を描くことを望みたい。

問い合わせ先：

氏名	佐々木克之	電話	011-532-5851	メールアドレス	katusa@dia-net.ne.jp
-----------	--------------	-----------	---------------------	----------------	-----------------------------

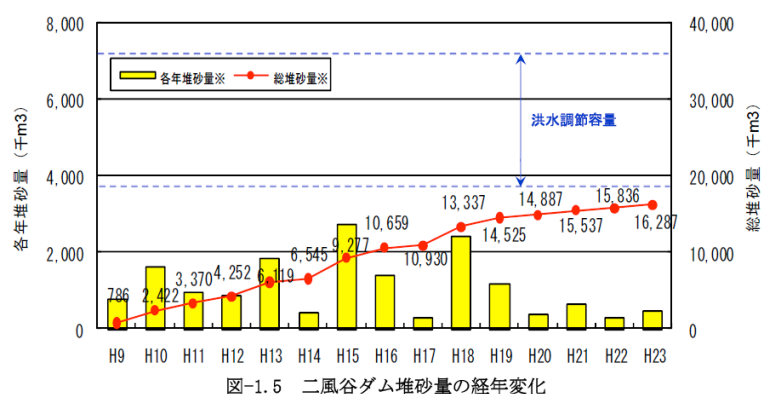
公共事業実態報告用紙

事業名	平取ダム		
事業地	北海道沙流郡平取町	事業者	北海道開発局
団体名	北海道自然保護協会		

事業の概要・問題点

平取ダムは、北海道日高地方の平取町の額平川に建設を予定されている。二風谷ダムは1997年に完成したが、竣工してから16年後の今年、すでに堆砂量は貯水容量の45%に達していて、大きな問題となっている。開発局は、二風谷ダムだけでは治水として不十分なので二風谷ダム上流の額平川に平取ダムを建設すると述べている。私たちは、次の点から平取ダム建設に反対している。

- 2003年に、開発局が目標流量としている $6,100\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水が発生したが、このとき二風谷ダム上流で氾濫して被害が生じたが、下流では堤防の破堤はなかった（ただし、裁判所が国に賠償を命じる判決を下した開発局の樋門の閉め忘れのミスがあり、内水氾濫が生じた）。このとき平取ダムは存在しなかったため、平取ダムがなくても下流の氾濫を防げたとして、私たちは平取ダム建設を不要と主張している。
- ただし、2003年に比べて二風谷ダムの有効貯水容量は約 $1,000\text{万m}^3$ 減少していて、さらに堆砂が進むので、二風谷ダムの堆砂対策が治水の根本問題であると主張している。これに対して開発局は、薄弱な根拠で堆砂はこれ以上進まないと主張し、他方で二風谷ダムの堆砂対策には $1,000$ 億円の費用がかかるとして、私たちの提案を拒否している。（堆砂状態を下図に示した。）
- 二風谷ダムの堆砂の進行は、とりわけ額平川流域が土砂流出しやすいことに起因しているので、平取ダムも二風谷ダムの二の舞になると私たちは主張しているが、開発局は平取ダムに雪解け時期の排砂ゲートを開放することによって堆砂がほとんど生じないと主張している。しかし、二風谷ダムにも排砂ゲートのオリフイスゲートを付け、融水時に開放しているにも関わらず堆砂が進行している例から考えても、開発局の案は説得力がない。
- 額平川水源には、日高山脈の最高峰でアイヌ民族の偉大なる神でもある日高幌尻岳があり、額平川流域はアイヌ民族の聖地である。アイヌの人達は、平取町でダム建設に関わる業務についている関係で、正面切ってダム建設に反対しにくい状況があるが、その中でも聖地を守るために平取ダム反対の声をあげる人たちがいる。私たちもアイヌの聖地を守り、将来は世界文化遺産をめざす上でも、平取ダムに反対している。



開発局資料：二風谷ダムの総貯水容量は $3,150\text{万m}^3$ であったが、最近になって建設時の窪地があることを思い出した（480）ので実際には $3,630\text{万m}^3$ であり、堆砂容量を $1,430\text{万m}^3$ としていたが、 $1,880\text{万m}^3$ あることになるので、現在の堆砂量 1628.7万m^3 でも大丈夫と言い張っている。

問い合わせ先：

氏名	佐々木克之	電話	011-532-5851	メールアドレス	katusa@dia-net.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	----------------------

活動報告用紙

団体名	成瀬ダムをストップさせる会		
対象事業名	成瀬ダム(国直轄)		
事業地名	秋田	事業者	東北地方整備局

この一年の活動報告（自由記述 図表等の貼り付け可）

（１）成瀬ダムの現況（今年度の成瀬ダム関係予算は９億円余）

これまでの事業実施額 295 億円
 残事業費 1,238 億円（まだ 80% も残っている!）
 合計事業費 1,533 億円
 ① 付替道路が完成し、栗駒・須川温泉への国道 342 号線が供用になった
 ② ダム本体工事前に川水を迂回させる転流工のトンネルが 2 本完成した
 ③ 本体工事前の仕事がなくなり、春以降、全ての作業所が撤去になった



湖底から見上げる巨大橋脚

（２）成瀬ダムの検証（年内中にも第 5 回検討の場で結論か？）

第 4 回検討の場で示された、東北地方整備局の検討報告書（素案）

「総合評価で成瀬ダム案が最も有利」

目的別	成瀬ダムの残コスト	その他の代替案（例）	そのコスト
治水（注 1）	420	全川にわたる河道掘削	1,800
かんがい	240	既存ダムのかさ上げ	850
水道	8	地下水取水	19
流水の維持	580	専用ダムの建設	690
発電	***		***

（注1）雄物川全体としては成瀬ダムに加えて築堤及び河道掘削で合計 1,600 億円としている。

●成瀬ダムの治水効果を過大に評価 ⇒ 最大値のみ強調、実際の治水効果はほとんどない！
 「椿川地点における成瀬ダムの寄与率は、雄物川流域で発生した主要な 13 洪水を対象として流出解析を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約 4.7% となり、椿川地点における流域面積に対し、成瀬ダムの流域面積が占める割合 1.4% を超える治水効果が認められるものです。」

（３）成瀬ダム住民訴訟（3.23 第 11 回、7.9 第 12 回、10.12 第 13 回口頭弁論）

●2009 年 5 月提訴以来 3 年以上経過するも 1 審判決はまだ 1 年以上先か？ ●来年春頃から証人尋問か…

（４）私たちの活動と問題点

- 市民による成瀬ダム検証第 1 回講座「かんがい用水と成瀬ダム」第 2 回「成瀬ダム現地見学会」
- 「成瀬ダム検証の意見を聞く場」（公聴会）への積極的な参加とパブコメへの意見提出
- 「東北自然保護の集い」（ダム建設現場の凄まじい自然破壊、ダム湖でのアオコの発生）

問い合わせ先：

氏名	奥州光吉	電話	090-66235279	メールアドレス	info@stop-narusedam.jp
----	------	----	--------------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	最上小国川ダム建設事業				
事業地	山形県	事業者	山形県		
団体名	最上小国川の清流を守る会 ウォーターワッチネットワーク				
事業の概要・問題点 山形県内を貫流する最上川の支流の内、ダムのない随一の清流。天然鮎が遡上し、年間3万人のつり客が訪れる、日本一クラスの友鮎釣りの清流。 近畿大 有路研究室で昨年試算したところ、鮎釣り客の経済効果だけで年間22億円と試算された。 最上小国川ダムは、元々は水道水などの多目的ダムとして構想されたが、途中で流水型ダムに変更されている。小国川流域の戦後最大豪雨は、49年8月1日。その際、流域全体では全壊1戸、半壊2戸、床上浸水61戸、床下浸水278戸の床下浸水。その後、赤倉温泉地域より下流域は治水事業済み。ほぼ赤倉温泉地域（49年浸水約40件）の治水のためのダムである。 赤倉温泉地域では、数件の旅館が明らかに河道にはみ出していることが解る。また、県が温泉旅館の湯量の確保のためにつくったと推測される床止めや堰堤により、その上流に土砂が堆積し、河床が上昇しているために、水害を引き起こし易くなっていると推測され、住民からも証言を得ている。又、近年の浸水被害のほとんどは、川の溢れたのではなく、内水氾濫被害だということが明らかになっている。 清流を守る会と県民有志は、今年、9月25日に、河床を上昇させている土砂を除去するなどのより低廉な事業で治水が叶えられるのに、ダム事業の方を安易に優先させていると、公金差し止めの行政訴訟を提訴した。 1100名の組合員をもつ小国川漁協は、平成18年にダム反対決議を挙げ、その後、一貫してダム反対を貫いている。10月17日には改めて、漁業補償交渉にも一切応じない。今後の事業は全てムダになる為、予算執行を停止するよう求める要請をおこなっている。 山形県は、訴訟提訴や、漁協の要請、これまでの1万人署名にもかかわらず、10月29日、現地で起工式を行い、ダム周辺事業を強行し始めた。その際、反対住民15名が抗議行動をおこなった。現在も、ダム周辺事業が強行されているところである。 この11月27日に初公判がおこなわれる。 詳しくは www.ogunigawa.org をご覧下さい。					
					
問い合わせ先：					
氏名	草島進一	電話	090-4388-3872	メールアドレス	stern8@mac.com

活動報告用紙

団体名	思川開発事業を考える流域の会		
対象事業名	思川開発事業(南摩ダム)		
事業地名	栃木県鹿沼市上南摩町	事業者	独立行政法人水資源機構

この一年の活動報告

☆ 2012年中の活動

- ・ 4月28日 南摩ダム予定地のヤマナシお花見と自然観察会（参加者21人）
- ・ 8月4日 栃木県に水道用水供給事業計画が存在しないことについて意見交換会を開催。
- ・ 8月28日 県知事あて「南摩ダムから撤退を求める申入書」を提出。茨城、千葉、埼玉の会と合同記者会見開催。鹿沼市長にも同旨の申入書、関東地方整備局長には資料を訂正して検討やり直しの申入書を提出。
- ・ 9月 水道用水供給事業計画に関し栃木県に情報公開請求。
- ・ 10月27日 南摩ダム予定地のヤマナシ収穫祭と自然観察会（参加者25人）

☆ 3ダム訴訟の動き

- ・ （2011年）12月19日 進行協議
- ・ 2月20日 進行協議
- ・ 4月27日 現地進行協議（五十里ダム、川治ダム、湯西川ダム、南摩ダム予定地、思川・乙女地点、渡良瀬遊水地、利根川・栗橋地点）。被控訴人側訴訟代理人が初めて現地視察。
- ・ 8月9日 弁論準備
- ・ 10月22日 弁論準備

☆ その他の動き

- ・ 6月29日 1年ぶりに開かれた「思川開発事業検討の場・第3回幹事会」で栃木県が参画水量の使い道を示せず、検証作業が立ち往生。
- ・ 7月3日 渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録。

☆ 特記事項

★思川開発事業の利水計画について情報公開請求等により次のことが明らかとなった。

- ・ 栃木県は、県南広域的水道整備協議会及び検討部会を設立し（2007年6月）、2011年2月までに3回の検討部会を開催したが、関係市町からの要請はなく、広域水道事業計画は全く進展していない。
- ・ 広域水道事業計画の認可がないにもかかわらず、厚生労働省から水資源機構に補助率1／2の補助金が交付されている。

★ハツ場ダムの受益地である足利、栃木、佐野の市長に対する市民団体からの公開質問に対する3市長の対応は次のとおり。

- ・ 足利市長：回答しない。回答しない理由も言わない。
- ・ 栃木市長：「利根川本川の氾濫水が市域に浸水したことはない。」「ダムがない場合、藤岡地域が2～5m浸水する。ダムがあれば藤岡地域の安全度が向上する。」（根拠不明）
- ・ 佐野市長：「利根川本川の氾濫水が市域に浸水したことはない。」「今後は支川の氾濫が考えられる。佐野市は渡良瀬川に接し、その支川が佐野市に流れているから、ハツ場ダムは佐野市にとっても恩恵がある。」（意味不明）
- ・ 以上により、利根川の氾濫水が栃木県を襲ったことがないこと、栃木県がハツ場ダムから「著しく利益を受ける」理由を受益地の市長がだれも説明できないことが分かった。

問い合わせ先：

氏名	高橋比呂志	電話	0289-63-1571	メールアドレス	hirocha@bc9.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	-------------------

活動報告用紙

団体名	ハッ場あしたの会		
対象事業名	ハッ場ダム事業		
事業地名	群馬県吾妻郡長野原町	事業者	国土交通省関東地方整備局

この一年の活動報告

昨秋は、ハッ場ダムの建設継続妥当との国交省の方針に対抗して、公聴会、パブリックコメントのほか、ハッ場ダム本体工事の中止を求めて政治、世論への働き掛けを積極的に行った。ハッ場ダムに反対する関係都県議員の会、住民訴訟に取り組むハッ場ダムをストップさせる市民連絡会と連携し、院内集会、国会陳情、シンポジウムなどを毎週のように実施。また、「ダム検証のあり方を問う科学者の会」の発足、活動を支援し、同会と連携してマスコミへの発信を行った。これらのフル回転の活動は一定の効果を挙げ、民主党内でのハッ場ダム反対意見を後押しすることになった。

しかし、前田武志国土交通大臣（当時）は民主党内の反対論を振り切って、昨年暮れ、本体工事の再開を宣言。本体工事費が今年度予算案に計上された。これを受け、今年1、2月は道路、干拓事業などに反対する市民運動と連携し、院内で抗議集会を連続して開催した。

ハッ場ダム本体工事費は今年度当初予算からは当面は外されているが、予断を許さない状況が続いている。ハッ場ダムの反対運動は本体工事執行阻止のために総力を挙げている。

当会では、国会議員の資料請求、情報公開請求、住民からの情報提供などにより、ハッ場ダムの関連事業の遅延状況、生活再建・地域振興事業の問題、国交省による地すべり対策、代替地の安全対策の問題等を調査し、集会、インターネット、チラシ等により、特に広く一般の人々に伝える活動に力を入れている。

4月には、ダム予定地の長野原町に新聞折り込みチラシを配布し、関係都県議員の会主催の学習会を企画・支援し、ハッ場ダムが災害を誘発する危険性を伝えた。現地における住民への働きかけは、行政の圧力により、表だった活動が難しい状況にあるが、住民に真実を伝える活動を継続して行っている。

当会が取り組んできたダム中止後の生活再建支援法案は、川辺川ダム予定地をモデルとした「ダム中止後の特別措置法案」として3月、国会に提出された。ダム事業に代わる生活補償が具体的に明記されていないなど、いくつかの問題があるが、ダム事業の中止を想定した法整備のない我が国では、特措法の早期実現が望まれる。

今年、新たに取り組んだテーマとして、ハッ場ダム予定地における埋蔵文化財の問題がある。ダム予定地には縄文時代から江戸時代にかけての遺跡が多数ある。江戸天明の浅間山噴火により、水没予定地は泥流で一挙に埋まったところであるので、全域が遺跡と言ってよい。水没予定地はこれまでも、自然、生活、産業の面からかけがえのない土地であるとされてきたが、文化財という側面から見ても貴重な土地であることが改めて確認された。

9月のシンポジウムでは、ハッ場ダムの危険性と遺跡保存による地域振興の可能性を訴えた。

また、9月に4年ぶりに再開された利根川水系河川整備計画の有識者会議においては、当会代表の一人である大熊孝氏と、本会会員の関良基氏が新たに委員になり、ダム懐疑派の委員および利根川流域市民委員会と共に河川行政の民主化を訴え、ハッ場ダム事業の欺瞞性を追及する活動を展開している。

問い合わせ先：

氏名	渡辺洋子(事務局)	電話	027-253-6706	メールアドレス	info@yamba-net.org
-----------	------------------	-----------	---------------------	----------------	---------------------------

活動報告用紙

団体名	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会		
対象事業名	「渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画」の試験掘削		
事業地名	渡良瀬遊水池	事業者	国土交通省

「渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（第二貯水池計画）」が1990年に浮上して、本会を結成、活動の成果があつて、第二貯水池計画が中止になったのは2002年でした。

その後、国交省利根川上流河川事務所に「渡良瀬遊水池湿地保全・再生委員会」が設置され、高松健比古代表世話人も委員となり、本会の意見を反映させてきました。途中、治水容量を増強するための掘削計画が浮上し、暗雲がたちこめました。こちらも湿地を守るために「ラムサール条約湿地への登録を要望する」署名運動に、組織を拡大して取り組みました。

委員会設置から8年後の2010年3月に「渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画」がようやく策定されました。治水容量増強も兼ねた湿地再生計画ですが、モニタリングをしっかり行って湿地の再生を図っていくことが約束され、高松氏をはじめ、私たちの側の委員が多数を占めるモニタリング委員会が発足することになりましたので、私たちはこの湿地再生計画を受け入れました。

国土交通省は湿地再生計画を策定したことにより、渡良瀬遊水池をラムサール条約湿地に登録することに賛意を示すようになりました。国土交通省は積極的、主体的に環境省に「ラムサール条約湿地の法的担保に河川法を適用する」ことに関して協議を申し入れて、2011年2月に初めて「河川法」の適用を決めました。

このことには、「ラムサール・ネットワーク日本」の働きかけが大きかったことを付け加えます。

私たちも、ラムサール条約湿地の登録に向けた運動に焦点を絞りました。「ラムサール条約湿地への登録」について地元の賛同を得るのに時間を要しましたが、2012年7月ついに、渡良瀬遊水池がラムサール条約湿地として登録されました。多くの人の運動の成果を噛みしめる一時でした。

現在は湿地再生計画に基づいた試験掘削が行われています。しかし、いまだ課題山積みと言わざるをえません。

まず、湿地再生そのものが容易ではないことです。試験掘削は、掘削後2～3年は工事の攪乱によってよい湿地環境が創生されても、しばらく経てば、違う環境に遷移してしまうことです。人間の手で自然を再生することは簡単に達成できるものではありません。これから、試行錯誤を何度も繰り返していかなければなりません。

さらに、原発事故の影響の問題もあります。2011年の3.11の原発事故の影響で、2年間ヨシ原を守ってきたヨシ焼きができなくなり、その結果、ヨシ原の生態系が崩れてきています。ヨシ自体の生育が悪くなり、つる植物に覆われてきています。そして、ヨシ焼き後に発芽する絶滅危惧種は、発芽の機会が激減し、衰退してきています。

ヨシ焼きが出来ない理由は、ヨシ灰の放射線量が高濃度となるので、飛散する灰が地元民に新たな放射性物質をもたらすことが危惧されていることです。来春どうするか、今、大きな問題になっています。

運動を始めてから24年の歳月を思えば、これからも、課題を1つ、1つ解決していくしかありません。

問い合わせ先：

氏名	猿山 弘子	電話	0282-23-1078	メールアドレス	watarase@cc9.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	霞ヶ浦導水事業		
事業地	茨城県	事業者	国土交通省
団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議		

1 事業の目的

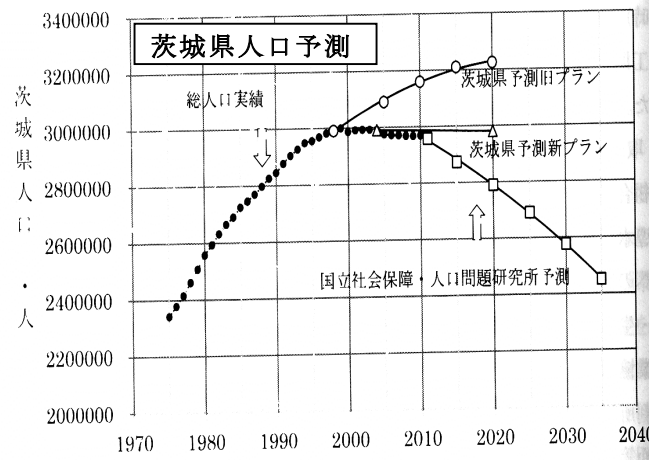
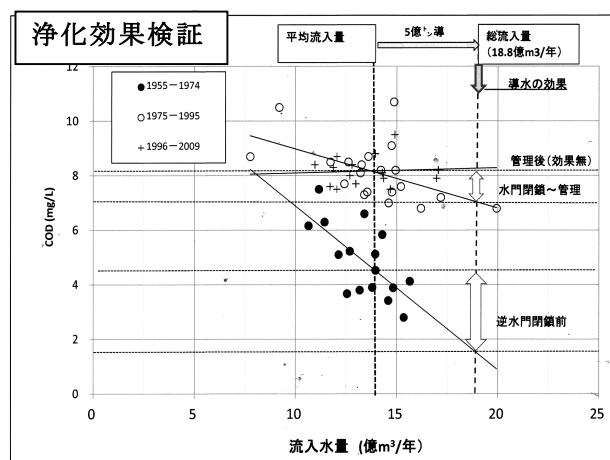
- (1) 水質浄化：那珂川から最大 15m³/s 導水することで霞ヶ浦の COD を 0.8mg/L 低減させる。また桜川・干波湖を浄化する。
- (2) 既得用水の安定化：利根・那珂川二水系間の河川水相互互換により渇水被害（水不足、塩害）を軽減させる。
- (3) 新規都市用水の確保：9.2m³/s の都市用水を新たに開発する。

2 事業の内容

- (1) 工事の概要：直径 3.5～4.5m、全長 43km の地下トンネルで霞ヶ浦と那珂川を繋ぎ、すでに完成している利根導水路と併せて二水系間の河川水の相互互換を行う。
- (2) 進捗状況：利根川機場、那珂川機場、桜機場、茨城立坑、上飯沼立坑、堅倉立坑、美野里立坑、那珂導水路の 1/3 が完成している。予算額 1900 億円の内約 1400 億円を支出済み。
- (3) 着工からの経緯
 - 1976 実施計画着手、1984 年 4 月建設着工
 - 1993 一次計画変更事業費 1900 億円、工期 2000 年
 - 2001 二次計画変更 工期 2010 年 霞ヶ浦導水を考える県民会議監査請求、住民訴訟
茨城県事業計画変更を要望（最大取水量 8.7→5.2m³/s）
 - 2002 三次計画変更 最大取水量 12.7→9.2m³/s、最大取水：第 1 機場 35→15、第 2 機場：12.7→11m³/s、未施工区導水路内径 4.5→3.5m
 - 2007 四次計画変更 工期 2015 年、国土交通省漁協の同意なしに取水口建設着工
 - 2008 那珂川水系 7 漁協取水口建設差止仮処分申立、翌 2009 年 6 月本訴へ
 - 2012 年 10 月水戸地裁では新規都市用水開発、浄化関連の準備書面につづいてアユ・シジミ漁業被害が論点となっている。

3 事業の効果

霞ヶ浦水質浄化については、効果が皆無であることが確かめられている。2020 年の時点で 9.7m³/s の水余りとなる。2010 年 296 万人の茨城県の人口は 2035 年には 245 万人にまで減少し、水余りが加速する。以上より本事業の効果は皆無である（図参照）。



問い合わせ先：

氏名	浜田篤信	電話	0299-46-0988	メールアドレス	kaseco@y5.dion.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	----------------------

活動報告用紙

団体名	＜長野の開発と環境を考える＞信州ラブソディー		
対象事業名	浅川ダム		
事業地名	長野市一ノ瀬	事業者	長野県

“活断層ではない” ととり繕ってダムの建設を強行する長野県

「穴あきダムであること」を全面におしたてて、浅川ダムの工事は猛進中。長野県は9月19日、ダム本体の定礎式を行った。地元住民の建設反対の抗議をふりきって。

2016年度の完成をめざす堤高53m、総貯水容量110万m³の重力式コンクリートの現場。冬をひかえて重機やダンプカーが動き回っている。定礎式の際、阿部守一長野県知事は断層について「念には念を入れて安全性を確認している。説明責任を果たしている」とあらためて安全性を強調した。だが、この説明には偽りがある。就任して3ヶ月後の2010年11月、学識者等の意見に基づく論点再確認報告書で阿部知事は「断層と地滑りの安全性を再確認した」といい、ダムの建設工事に踏み切った。ところが昨年夏、河床の基礎掘削で大小10本の断層が出現。最大の破砕帯をともなう4～5mの断層F-V帯、ダムの堤体直下を南北にまっ二つに横断していた。活断層か否か？が再度問題となった。

阿部知事は経済産業省系の独立行政法人・産業技術総合研究所にF-Vの調査を委託。産総研の副研究統括・佃栄吉氏は10年10月末、3時間1回だけの現地調査をおこない、5ヶ月後に個人の調査結果を口頭で報告した。（文書はなし）。活断層か否か、を曖昧にした結論だった。県は佃報告の中からダム事業者にとって都合の良い部分のみを抽出し、独自の結論「F-Vは断層ではなく、ダム建設に支障となる断層ではないと考える」とまとめた。

この間、建設工事は一度も中断されることもなく継続され定礎式となっている。

佃報告の「県にとって都合がよい部分」とは「明確な断層運動があったという証拠は全く認められない」というもの。掘り出された木片の炭素年代測定等は無視されている。

県の結論は科学的根拠を欠いているばかりか、ダム建設を急ぐ事業者の思惑のみを反映した独断といえるだろう。ちなみに、何度も現地調査した2人の地質専門家（小坂共栄・信州大学名誉教授と松島信翠・日本地質学会名誉会員）は「F-V断層は明らかに活断層である」とする意見書を阿部知事へ提出している。

補足：浅川ダムの住民訴訟は10月末で第13回口頭弁論。断層問題は争点の一つ。

問い合わせ先：

氏名	内山卓郎	電話	026-244-0214 FAX244-1876	メールアドレス	
----	------	----	-----------------------------	---------	--

活動報告用紙

団体名	太田川水未来、ネットワーク「安全な水を未来に」、太田川ダム研究会		
対象事業名	太田川ダム		
事業地名	静岡県森町亀久保	事業者	静岡県

この一年の活動報告

太田川ダムはその安全性、必要性について住民の疑問を残したまま建設され、H20年秋から湛水が始まり、21年6月4日から運用が開始されたが、地元太田川水未来、浜松を中心としたネットワーク「安全な水を子ども達に」、職能グループ太田川ダム研究会の三市民団体はその後この欠陥ダムの定期的監視を続け、様々な問題点をえぐり出している。

(1) 貯水を前提とする「流水の定常化」の河川環境への影響

昨年9月の2度の台風の影響でダム湖の透明度は一時1m以下となり、土砂で白濁した貯水の放出で太田川は森町下流の袋井地域まで濁った。

また淡水赤潮が貯水池に発生して、数カ所に褐色のベルトがみられるようになった。これは渦鞭毛虫（ケラチュウム、ヌマツノウズムシ）を優越種とするプランクトンの大発生であることが顕微鏡検査で明らかになった。今年の7月、9月の台風の後再び透明度は1m近くに落ち、プランクトンの密度は昨年の10倍ほどに増加した。これらの事態の発生は建設前市民から、太田川ダムの水の入れ替わりが貯水容量を基準にして59日もかかる事から強く指摘されたにもかかわらず県河川砂防局が否定しつづけてきたことである。

(2) 堤体に358カ所、フーチングに7カ所も発生したひび割れは、湛水直前に市民に摘発されるまで公表されず、現地事務所から県庁に報告もあげられていなかったことが県議会建設委員会で露見した。ひび割れのうち堤体の40カ所は修理を要する幅0.2mm以上で、長いものは最大27m、深さは最大400mm、工事の不手際とは考えられない斜めクラックや縦クラックが非常に多い。県が補修した後21年冬に再調査した所修理を要するひび割れは依然39カ所に上り、補修が名ばかりのものである事が歴然としているにも拘らず、県は再再調査を放棄して湛水試験を強行した。

(3) ところがその後今日まで、ダムの堤体が一貫して上流側に傾斜を続け、今年の8月末には9.9mmに達している。試験湛水中の注意基準として県は他の23基のダムのデータから、下流側変位5mmを注意水準、10mmを警戒水準ときめていたが、このような常識はずれの現象は全く想定していなかった。

これらの事実にもとづいて3月12日6名の代表が県庁を訪れ、太田川ダムの貯水をやめることを申し入れた。それによって東海地震に際しての大災害を避ける事が可能になり、貯水による環境破壊を防ぐ事が出来るが県はこれを無視する態度を取っている。

堤体の上流側傾斜については、県が傾斜に対する安全基準を定めるにあたって調査したと言う23基のダムについてこのような珍奇な現象が見られたか否かについて情報開示を請求したが、河川砂防局はこれらのダムの実名すら明らかにせず、捏造の疑いさえある。この問題は異議申し立てによって11月の県情報公開審議会でとりあげられることになった。〔陳述者 岡本 尚、補佐人 奥西一夫（京都大学防災研名誉教授）〕

問い合わせ先：

氏名	岡本 尚	電話	0538-85-1364	メールアドレス	okmt@k3.dion.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	設楽ダム建設事業		
事業地	愛知県設楽町(豊川水系)	事業者	国土交通省中部地方整備局
団体名	設楽ダムの建設中止を求める会		

現在の事業は、1973 年ころに地元で計画提示、幾度かの変更を経て、愛知県の東三河地域の水道用水を供給する特定多目的ダムで、総貯留容量 9800 万 m³、堆砂容量 600 万 m³、洪水調節容量 1900 万 m³、利水容量 7300 万 m³ のうち大半の 6000 万 m³ が「流水の正常な機能の維持」の目的となっている。

問題点は以下のとおりである。①東三河の水資源は十分開発済みで新たな開発は不要である。②伝統的な治水方式の不連続堤・遊水地を備えた豊川の洪水には、ダム無しで対応するのがふさわしく、河道整備と堤防強化が有効である。③ダム建設によって河川と流域の著しい環境悪化を招く。④豊川が注ぐ三河湾にまで環境悪化が及ぶと予測されている。⑤加えて、ダムサイト予定地は、以前に電源開発が調査に入ったがすぐに撤退した場所であり、地質地盤の著しく悪いところであり、ダム建設は地域住民の安心安全を脅かす恐れが強い。

(期待できない国の検証、注目される愛知県の取り組み)

2008 年 10 月に基本計画が告示されて、建設への動きが本格化したのは 2009 年度から。2009 年 9 月の民主党政権による見直し方針を受けて、現在、検証中であるが、水没地域の買収・移転補償など補償・再建の段階の事業は進められている。2012 年度は 約 100 億円もの予算が付けられている。なお、検証作業は、事業者自身が非公開で行っており、結果を関係自治体からなる「検討の場」に報告、了承を得る形となっている。関係自治体は、事業推進姿勢のため、まともな検討がなされるはずがない。

なお、国とともに事業を推進してきた愛知県は、2011 年 1 月、大村知事に交替して以降、知事の意向により、県民に内容をよく知ってもらうことを通じて、流域圏の管理についての政策を確立していきたいとして、現在、運営チームを立ち上げて設楽ダム連続公開講座(1、2 回終了済み)を開いている。

(愛知県の負担金支出差止を求める住民訴訟)

環境アセスメントについての住民意見を無視して建設へ動き始めていた 2007 年に、私たちは中止を求める会を立ち上げて提訴し、愛知県の負担金支出を差し止めるための取り組みを進めてきた。2010 年 6 月の名古屋地裁の一審判決は、水需要の見積もりが過大であることを認定しながら、無限定に行政裁量権を認めるものであった。

この一審判決を受け、控訴審において、私たち・弁護団は、行政裁量が認められる範囲の限界を最高裁判例に基づいて明らかにし、設楽ダム事業の計画がそれを逸脱した違法なものであることを立証してきた(控訴審第 4 準備書面)^(注)。また、国土研の調査報告書を基に、設楽ダム建設地周辺の地質が建設には不向きで、調査が不十分であり、未だ、建設に着手できるような段階にはないことを主張した(控訴審第 6、第 9 準備書面)^(注)。

控訴審は現在大詰めにきており、我々は、現地検証の実施を主張したが、愛知県側が拒否して見送りとなった。今後、12 月 20 日に弁論が予定されていて、ここで結審する予定である。恐らく、今年度内に判決がでると予想される。(注) 設楽ダムの建設中止を求める会 ホームページ <http://no-dam.net/>

(市民による検証などの取り組み)

設楽ダムの建設中止を求める会では、9 月 19 日ダムサイト周辺の現地調査会を開いた。報道関係者を含めて 30 名ほどが参加し、3 時間ほどかけて、地形・地質・植生などを視察した。ダムサイト右岸の尾根は極めて脆弱で薄っぺらな地形であることに、参加者一同驚いていた。設楽では、立木トラスト(現在 3200 名参加)、ダムの無い地域振興への取り組みなど、進めていく予定である。

問い合わせ先：

氏名	市野 和夫	電話	メールアドレス	ichinok7@mx3.tees.ne.jp
----	-------	----	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	木曽川水系連絡導水路		
事業地	岐阜県	事業者	水資源機構
団体名	長良川市民学習会		

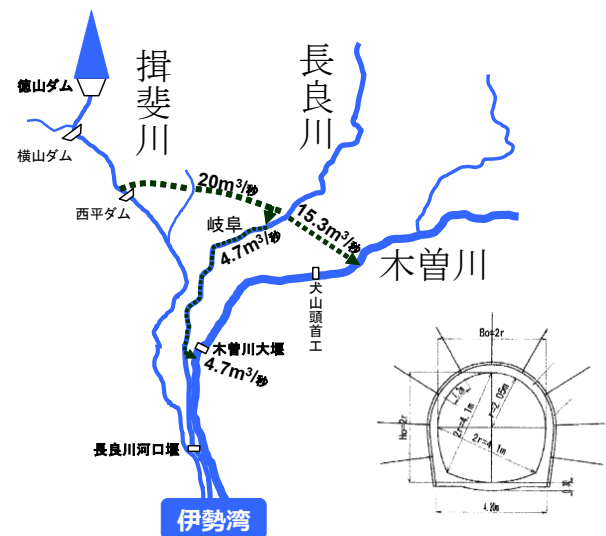
事業の概要・問題点

(概要)

徳山ダム（2008年5月運用開始）に貯めた水を渇水時の河川環境改善と愛知県・名古屋市の新規利水（都市用水）を目的として一部長良川を経由させて木曽川に導水しようとするもの。直径約4mの地下トンネルを約43km工事する上流施設と下流施設の建設からなる。事業費は890億円。

現在、事業「凍結」の名の下で毎年約3億円の調査費が予算化され、国民・県民の血税投入は止まっている。

長良川の河川環境悪化（鮎や鵜飼への影響）を心配する市民への説明も中断したままとなっている。また、最大の事業費負担県である愛知県では水需要が減る中「無駄に無駄を重ねる事業」として知事に対し公金支出差し止めを求める裁判が係争中である。



(問題点)

本事業の最大目的である「河川環境改善」のための導水は、徳山ダム建設事業が検討される際、名古屋市水道が「要らない」と返上した水利権分を充てたもので、「無駄な公共事業」を存続させるために無理やりに「作った目的」である。渇水時の環境改善の科学的根拠もいまだ明確な説明は無い。

とりわけ長良川を経由して流すという理解しがたい計画の背景には下流側に導水施設を作ることにより、使われていない（使う必要がない）長良川河口堰の水利権を「活用」という狙いがあり、「無駄の無駄の上にさらに無駄」を重ねようとする国民不在の事業である。

「凍結」の名の下に進められる税金投入は止めて速やかに事業の中止決定をすべきである。

問い合わせ先：

氏名	武藤 仁	電話	090-1284-1298	メールアドレス	mutohitoshi@yahoo.co.jp
----	------	----	---------------	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	川上ダム建設		
事業地	三重県伊賀市阿保(旧川上地区)	事業者	独立行政法人 水資源機構
団体名	NPO 法人 伊賀・水と緑の会		

事業の概要・問題点

総工費 850 億円

治水・利水・発電を目的としたダム。

現在 1,180 億円と公表

利水について、 三重県 0.6 t/秒 → 0.358 t/秒
(1,111 t/秒開発) (伊賀市の水道用水)

奈良県 0.3 t/秒 → 0

兵庫県西宮市 0.211 t/秒 → 0

発電について → 0

治水について → 伊賀市の岩倉峡真上流部の浸水防止
京都府八幡市、大阪府枚方市、浸水防止
など

ところが、最近になって、長寿命化を目的としている。

他のダムの寿命化を図る、として、川上ダムの建設を推進すると国交省近畿地方整備局は言っている。

(布目ダム、高山ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダムなど)

全て理由にならない口実であり、国民は納得出来ない。

注：他のダムの長寿命化を図る

ダムには土砂が堆積し、有効貯水容量が少なくなってしまう、ついには貯水不能になってしまう。

それを防ぐには堆積した土砂を浚渫することになる。排水孔ゲートの修理も必要になる。これらの措置をすることでダムの寿命を延ばす＝長寿命化としている。これらの措置を行うにはダムの水を抜かなければならず、その期間はダムとしての機能を果たすことが出来ない。その分を一時的に川上ダムに持たせる、というのが水資源機構関西支社の説明である。

問い合わせ先：

氏名	畑中 尚	電話	0595-52-1721	メールアドレス	Htnk1289@asint.jp
----	------	----	--------------	---------	-------------------

活動報告用紙

団体名	あすの槇尾川を考える会（旧 槇尾川ダムの見直しを求める連絡会）		
対象事業名	槇尾川ダム		
事業地名	大阪府和泉市	事業者	大阪府

この一年の活動報告

ダムは2011年2月に中止が決定しました。

現在、ダム事業用地の森林再生事業に取り組みはじめたところです。「産・官・学・民」協働による森づくりという形ですが私たち市民団体は参加を拒否された歪んだ共同体です。

あくまでもダムを誘導してきた行政と地元有力者が仕切っている団体です。市民の声を聴くという姿勢は感じられません。

ダム用の工事道路は作り続けます。

問い合わせ先：

氏名	榊原鉄次	電話	0725-92-2604	メールアドレス	t-sakaki@mti.biglobe.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	大阪府営安威川ダム建設事業				
事業地	大阪府茨木市		事業者	大阪府	
団体名	安威川ダム反対市民の会				
事業の概要： ・ 100年に1度の大雨に対応するために計画されている。 ・ 当初計画では洪水防止が目的であったが、やがて洪水調節に変更された。 ・ 突然利水（上水道）が加わり多目的ダムに変更された。 ・ 社会情勢の変化により3年前に利水が消滅した。 ・ この間に、定石どおりにダムサイズが拡大されてきた。 ・ しかし、利水撤退後にもかかわらず、ダムサイズの縮小は見送られている。 （ダム緒元は省略する）					
事業の問題点： ・ 他の多くのダムと同様に、「ダム建設ありき」の計画である。 ・ だから、計画高水自体が水増しされ、氾濫被害想定が水増しされ、代替案の事業費が水増しされ、B/Cが水増しされ等々、たくさんの水増しにより「問題点の洪水」となっている。 ・ 洪水防止のストライクゾーンが極めて小さい。 ・ 余裕高を無視して、ハイレベルウォーターを超えたら即決壊との非現実的な想定をしている。 ・ しかも同時4箇所の破堤による被害想定を出している。 ・ ダムサイトには、20を超える断層・破碎帯が存在している。 ・ ダム湖の中央を「馬場断層（活断層）」が横切っている。 ・ ダムサイト周辺には土石流危険地域が複数存在している。 ・ ダムサイトの右岸・左岸・ダム底とが、それぞれ異なる岩質でできており、不安定である。 ・ 安威川流域に広がる北摂随一の多様性に富んだ自然が破壊されてしまう。					
進捗状況： ・ 用地買収・代替道路の共用もすんでおり、後は、本体工事を残すのみ。 ・ 事業者（大阪府）は、本年度中の本体工事着工の実績を目指し、12月の府議会に、「転流工事請負契約締結」議案を上程する模様。					
取り組み： ・ 脱ダムネット関西に加盟し、地域の諸団体とともにダム建設の問題点を啓発している。 ・ 同時に、安威川ダム建設の問題点を指摘し啓発する活動に取り組んでいる。 ・ 節目節目に、知事や国交大臣にたいして建設中止の要望書を提出している。 ・ 茨木市内で「洪水問題」に取り組んでいる団体・グループと共同して、学習会を開催している。 ・ 環境フェアー等に参加して安威川の価値を広く市民に啓発し、環境保全や自然保護の意識高揚に取り組んでいる。 ・ 一昨年の「有識者会議」の「事業継続」答申を受け、建設差し止め訴訟にむけての準備に着手している。 ・ これまでに、弁護団会議を15回、有識者を招いての学習会を6回、現地見学等を3回実施している。 ・ 現在は、訴状作成の具体化に向けての議論に入っている。					
問い合わせ先：					
氏名	江菅洋一	電話	090-5045-5133	メールアドレス	

団体名	寒霞溪の自然を守る連合会		
対象事業名	新内海ダム(内海ダム再開発)		
事業地名	香川県小豆島	事業者	香川県

新内海ダム中止を求める活動の報告

全国の皆さんのあたたかいご支援とカンパにより、今日まで運動を続けることができましたことに、まずお礼を申し上げます。立ち木トラストのご支援は、反対地権者・仲間の団結に大きな役割をしていただき、本当にありがとうございます。今後もよろしくおねがいします。

新内海ダム（再開発）のはじまり（起源） 地震であぶないが・利水・治水に一変？？？

83年（s53）旧内海町と議会が現在の内海堰堤の修理を香川県にお願いしたことがはじまりです。しかし、香川県は、この堰堤は「洪水」には「大丈夫」と13年間も取り合わなかった。ところが、95年（H7）阪神淡路大震災を境に県の態度が一変。現在の内海ダムの堰堤付近では「地盤沈下」しているので、阪神淡路大震災クラス地震が起きた場合「安全保障で来ない」として、香川県が「新内海ダム（再開発）」を提起したのが始まりです。ですから、「地震で危ない」が始まりです。ところが01年（H10）、それまで一切具体的に明らかにしなかったが、現地説明会および内海ダム再開発ニュース等で明らかにしたのは「地震で危ない」から「治水」・「利水」対策に様変わりしました。（内海ダム特別委員長証言等から）

「香川県知事」必要がない無駄遣い「自ら証明」

04年（H20）、真鍋前知事は、私たちに「皆さんは感情的になっている。科学的根拠に基づく議論をしろ」と言われました。私たちは、同2月17日「中止を求める科学的根拠」を文書に纏め資料を添えて知事に提出しました。その後、週2回、知事公室長・河川砂防課長に「必要性の科学的根拠」の説明を催促し続けても説明できず強制収容を可能にする「香川県収用委員会」の5回の審議でも「必要性の科学的根拠」の説明が出来ずに結審してしまいました。これは「必要性の科学的根拠がない無駄遣い」を知事が自ら証明したものです。

強行の「錦の御旗」80%の同意署名

アンケート調査の結果、ダム直下回答者の75.7%「正しいとは思わない」と回答

真鍋前知事が新内海ダムを強行した理由は「80%の住民の同意署名」でした。しかし、昨年1月実施した北海道の国立大学法人「室蘭工業大学」大学院・丸山博教授（公共システム工学専攻）による「新内海ダムに関するアンケート調査」の結果では香川県が「強行の錦の御旗」として来た「住民の80%の同意署名」についての設問で「正しい」と「思う」「思わない」の設問のアンケート結果は「正しいとは思わない」がダム直下回答者の75.7%です。このことは、同意署名が「強制的・不公正」であったことを物語っていると思います。

私たちの「中止を求める科学的根拠」 水不足は全く大嘘・水は既に余っている

知事は、日量1千トン水道水源が不足するから必要だと言っていますが、これは、全くの大嘘です。新内海ダム構想が県より提案された97年（H9）この年の3月、吉田ダムが完成、小豆島の多目的ダム総貯水量は161万トンから391万トン、実に2.5倍になりました。その結果6年前の8月31日、四国の水瓶「早明浦ダム」が貯水率0%に、この時の吉田ダムの貯水率82%・250日分も貯水がありました。小豆島の人口はこの10年間で（昨年4月現在）5,169人・14%も残念ながら減少しています。故に水はあり余っていると言っても過言ではありません。

新内海ダムは68人死者が出た地域とは全く無関係

知事は74・76年（s49・51）の小豆島の大災害で68人の死者が出たから洪水対策として必要だと言っていますが、これも全くの大嘘です。新内海ダムの別当川本川は、死者・負傷者・住居被害も全くなく、小豆島では安全な川として知られています。死者の原因は「洪水」ではなく島全体で起きた「土石流」。新内海ダムは68人の出た地域とは水系が全く違い、なんの約にもたたずむ関係です。（詳しくは別紙資料をご参照下さい）

寒霞溪の景観破戒・堰堤決壊で大惨事？？？

問い合わせ先：寒霞溪の自然を守連合会

氏名	山西 克明	電話	0879-82-4684	メールアドレス	
----	-------	----	--------------	---------	--

活動報告用紙

団体名	美しい錦川を未来へ手渡す会		
対象事業名	平瀬ダム		
事業地名	山口県岩国市錦町平瀬	事業者	山口県

今年7月山口県知事選挙があり、選挙前から繋がりがあった、飯田てつなりさんが出馬されたので、僕達は勝手連「自転車こぎ隊！」を立ち上げ、イメージカラーである緑色のTシャツと「山口からエネルギー維新！」と書いてある幟を付けて、炎天下の中、山口県内約450キロを自転車で駆け抜けた。

ただ走るだけでなく、通りすがりの人々へ笑顔で挨拶し、主張を端的に口頭で伝えながらチラシを配って回った。

期日前投票では飯田さんが逆転していただけに、自民党の山本氏に負けたのは残念である。

当選3日後、いやらしくも国交省が平瀬ダム事業継続にお墨付きを与え、嶋津さんの協力を頂き、羽田大臣に抗議文を送る。

知事が変われば、県の事業である平瀬ダムを中止に追い込む、千載一遇のチャンスであったが、今回の選挙をきっかけに新たな繋がりが生まれ、その人達がダム問題にも関心を持ち始めたので、今後の活動に向けて良い機会となった。

9月、平瀬ダム工事業者社長が代表を務める「錦川オオサンショウウオの会」が錦町で全国の関係者に呼びかけた大規模な集会を開いた。昨年やらせダム検証で強引に平瀬ダム事業を推し進めたにも関わらず、偽善者的に、ダム予定地でない支流「宇佐川のオオサンショウウオ」を守ろうと主張している。錦川本流とダムに関わる支流の自然環境や生き物は無視している。

たまたまこの集会をきっかけに、錦川の恵みで生きる人として、リバーガイドの僕にテレビ局から取材が来た。

僕は取材でこう答えた。

「こんなきれいな川はなかなか無いので、ダム開発でなく、自然の摂理に沿った、治水方法で、未来永劫、美しい錦川をみんなに残して行きたい。」

するとテレビ局の方は「ダムの事は言わないで欲しい。」と言った。

3. 11以前の原発と同じだ。

でも僕は、錦川の自然やそこに住む生き物達の「代弁者」としての役割があるので、訂正を断った。結局放送は「ダム開発」のところだけカットし、「自然の摂理に沿った、治水方法で、未来永劫、美しい錦川をみんなに残して行きたい。」と流してくれた。この放送はとなりの広島でも流れ、おそらく数万人の人が、僕のメッセージを聞いただろう。

平瀬ダム事業も国のお墨付きが出てしまったが、これからも「貧者の一灯」を灯して行きたい。

問い合わせ先：美しい錦川を未来へ手渡す会

氏名	吉村健次	電話	0827-76-0303	メールアドレス	neonishiki@gmail.com
----	------	----	--------------	---------	----------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	山鳥坂ダム		
事業地	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂先	事業者	国土交通省
団体名	肱川・水と緑の会		

事業の概要・問題点

●事業の概要と現況

山鳥坂ダムは愛媛県南部を流れる肱川の支流川辺川に建設予定の、洪水調節、河川環境容量を持つダムである。総貯水容量 42900 千 m^3 、事業費は 850 億円。

2010 年 9 月検証対象ダムになり、2010 年 11 月から 2012 年 8 月にかけて愛媛県と流域自治体の実務者レベルでの検討の場の幹事会が 4 回開かれ、8 月 29 日知事と流域首長らが出席した検討の場が開かれた四国地方整備局は「ダム建設事業の継続が最も有利」とする評価を提示し、知事と大洲市長は、速やかに、1 日も早く、とダム建設を要請し、内子町長と西予副市長（市長代理）もこれを了承した。

●問題点

常軌を逸した強硬な手法での事業継続

山鳥坂ダムは 2000 年 8 月与党 3 党による中止勧告をうけた 48 事業のダムのうち唯一いまだに生き残っているダムである。

このダムは 1994 年官報告示された当初は中予（愛媛県の中央部）への分水の為のダムであった。建設省は「分水とダムは一体のものであり、分水がなければダムもない」と言っていた。地元では住民自治体共にダム・分水に対する根強い反対があった。2000 年中止勧告を受けた後、愛媛県知事の波紋を呼んだ脅しともいえるべき過激発言や、強硬な働きかけにより、事業継続になった。翌 2001 年 5 月提示されたダム計画の「見直し案」の分水を中予側が拒否した。四国地方整備局がダム建設は出来ないといい山鳥坂ダム建設中止が大きく報道された。しかし当時松山市長であった中予広域水道企業団の団長は、整備局に提出すると約束したダム使用設定権の取り下げを 3 回催促されてもしなかった。ダムは事業継続になった。翌 2002 年 5 月再度見直した「再構築計画案」が提示された。分水はなくなったと流域住民には説明され事業継続になった。

2003 年 10 月「肱川水系河川整備基本方針」が決定された。四国地方整備局自らが「肱川方式」と称する、学識経験者 7 名と肱川総合整備（山鳥坂ダム）推進協議会のメンバー（流域自治体の首長ら）と野村町長からなる流域委員会で、分水のある基本計画のダムを急ぎ整備計画に位置付けた。

2004 年 2 月住民に説明された「整備計画素案」には全然なかったが、5 月決定の整備計には、鹿野川ダム改造のトンネル洪水吐が加えられていた。住民は全然知らない、説明すべきだとある市議にせめられ、2010 年 5 月トンネル洪水吐の吐口への進入路に着工する数日前に市民への説明会をした。この時トンネル洪水吐の事業は河川整備計画策定の手順を踏んでいないと追求したら、「最後に書き加えた」と山鳥坂ダム工事事務所はその事実を認めた。トンネルの大きさは最初直径 13.8m であったがいまは 11.5m と言っている。鹿野川ダム改造事業費は 420 億円である。

水害を減らせない治水計画

2004 年策定の肱川水系河川整備計画では大洲地点の基本高水のピーク流量は毎秒 5000 t であるのに、毎秒 6300 t を目標としている河川整備基本方針が採用している山鳥坂ダムと鹿野川ダムのトンネル洪水吐を先に建設し、河道の掘削は河川整備計画事業終了後の毎秒 6300 t 対応の事業で行うとしている。これは全くの逆転で、治水の王道である築堤や河道の整備を先にせねばならない。「河道内の掘削をしないで」という言葉もトンネル洪水吐と同じに後から付け加えられている。

隠蔽されているダム事業実施区域の地滑り危険箇所等

環境影響評価準備書には事業実施区域内に危険区域などない図面が掲載されているが、環境影響評価書には、「対象事業実施区域およびその周辺の区域における土砂災害危険箇所の状況」という図面が一枚追加されていた。事業実施区域内に急傾斜地崩壊危険箇所が 2 2 か所、地滑り危険箇所土石流危険渓流が 7 か所ある図面である。

問い合わせ先

氏名	池田亀菊	電話	0893-24-0287	メールアドレス	k-ikeda@shikoku.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	-----------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	福岡県那珂川五ヶ山ダム建設事業		
事業地	福岡県那珂川町	事業者	福岡県
団体名	那珂川と五ヶ山ダムを考える県民の会		

事業の概要・問題点

五ヶ山ダムに気がついたのが去年 8 月。遅過ぎるけれど国交省とその隠れ蓑＝有識者会議＝にこの半年で 6 通の手紙を出しました。回答ゼロ。電話しても、のらりくらりで話にならないので霞ヶ関に見切りをつけて、8 月 14 日福岡県に監査請求。監査が受理されたところで、それを告げる手紙を 10 月 6 日国交省あてに資料と一緒に投函しました。これで 7 通目。国のだらしのない対応をやんわりとなじり「それにしても有識者の先生方に、ご自身の存在意義を再考して頂きたいので、お手数ですが、この手紙を 11 人の方にも回して下さい。」と付け加えたけれど、何も反応はありません。

税金泥棒！国交省に電話して次の有識者会議の日取りを聞いたら、決まっていなそう。

監査請求の眼目は 700 年杉。「水没することが解っていながらダム工事を進めるのは「未必の故意」の殺（人）杉罪である。それを黙ってみている私も未必の故意を糾弾される恐れがある。よって見識の高い監査委員会が県政を正しい方向に転換させることを切望する。」

五ヶ山ダム継続の是非について有識者会議が開かれたのは去年 3 月、震災の直後のことです。震災前ならいざ知らず、あれだけの大事故でお金がいくらあっても足りない日本で、無駄なダムを継続した有識者会議の責任は重大です。それでもその会議では一応質問は出て、それに対して福岡県が 5 月に不可思議な水需要曲線を提出して正当性を主張。有識者会議はひっこんでしまったのです。けれども 59 億円払う福岡県民の一人として到底納得できません。

10 月 15 日 監査請求は却下と棄却の返事が来ました。

●住民監査請求の対象は、財務会計上の行為に限定される。

- 請求のうち
- ア）（杉保存の）検討会のメンバーを早急に公表せよ。
 - イ）両県民を委員に加えて公開で検討会を開くこと。
 - ウ）検討会では徹底的に討論せよ。

はいずれも財務会計上の行為にあたらないため、これらを却下する。

●小川内の杉の取り扱いはその（県予算の）直接の原因となる行為ではないので、仮に、小川内の杉の取り扱いに何らかの違法又は不当があるとしても、五ヶ山ダムの本体工事に係る費用の支出を違法又は不当ならしめるものではない。

したがって、検討会の結論が出るまで、県予算を凍結することは、理由が無いので、これを棄却する。

—————

これを受けて、訴訟に進むかどうか検討を始めたところです。

” 仮に、小川内の杉の取り扱いに何らかの違法又は不当があるとしても、 ” という一文が入っています。「仮に」ではなく本当に違法なのです。

1,000 億円の半分使ってしまったけれど、まだ半分残っています。福島にこそ残りの予算 500 億円は使すべきです。福島のこども達と畑を耕し、緑のダムを創り、700 年杉も国境石も大切にして、質素で楽しい村を切り拓きたいと思って、諦めず進みます。

問い合わせ先：

氏名	田中靖枝	電話		メールアドレス	conspirito07dec@coral.plala.or.jp
----	------	----	--	---------	-----------------------------------

活動報告用紙

団体名	石木ダム建設絶対反対同盟		
対象事業名	石木ダム		
事業地名	長崎県東彼杵郡川棚町	事業者	長崎県

この一年の活動報告

この一年の石木ダム建設について推進派と反対派の攻防は、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議への対応、有識者会議の結果を受けて国土交通大臣の方針決定への対応、更には2009年11月に長崎県と佐世保市が申請した事業認定申請の進展への対応でした。

その結果、事業認定申請は公聴会の前の段階で止まったままです。また、付け替え道路工事も私たちの座り込みと抗議行動の結果、2010年7月から工事を中断したままです。

推進派のダム建設根拠は、「市民の手による石木ダムの検証結果」等により完全に打ち砕いてきたのですが、長崎県はダム建設ありきで話を進め「何が何でも石木ダム」となりふり構わず事業推進を図っていますので、宣伝合戦ではまだまだ私たちが負けています。更なる行動力と知恵が必要です。

水源連のホームページには、最近の石木ダム状況を載せていただきました。今後とも水源連を始めとして、全国の仲間の皆さんの支援を受けながら闘い続けますのでよろしくお願い致します。

石木ダム年表と反対運動経過

年 月 おもなできごと

2012(平成 23)年

2011.10.22 水源連総会 長崎県川棚町「国民宿舎くじゃく荘」 14:00～18:00

水源連との交流夕食会 石木ダム現地「川原公民館」 19:00～21:00

70～80名の参加があり盛り上がった

2011.10.23 石木ダム現地見学会 9:00～

「本当に必要？石木ダムはいらない！全国集会」 佐世保市コミセン 13:30～16:30

約500名の入場があり大成功であった

2011.10.24 長崎県知事へ全国大会参加者一同名で「申入書」を提出し申入れ 長崎県庁別館 11:00
～13:15

2011.11. 1 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議委員へ手紙「全国集会の結果報告と意見書ダイジェスト版の要旨をお読みいただき、石木ダムの検証について公正な判断をお願いします」、「市民の手による石木ダムの検証結果」ダイジェスト版の要旨及び全国大会決議文の3点セットを送付し、前田武志国土交通大臣と政務三役へは関係者から届けた

2011.11.19 全国大会反省会（大会実行委員会解散）

2011.12.17 赤嶺衆議院議員石木ダム現地調査 川原公民館で地区住民と会合 13:30～15:10

2012(平成 24)年

2012. 1.31 第1回石木ダム建設反対連絡会 川原公民館 19:00～21:00

2012. 2. 9 反対同盟会合 川原公民館 20:00～21:00 経過・情勢報告、3.1 4 団結大会

2012. 2.22 第 22 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 中央合同庁舎 3 号館 1 1 階特別会議室 18:00~20:00 予定 石木ダム（長崎県）外 3 ダムが議題となる予定だったが、反対派抗議で 18 時 33 分 異例の流会 岩下和雄さんや水源連の仲間が抗議に参加

2012. 2.23 「八ツ場ダム建設再開は許さない！！PartⅡ～原発・ダム・道路・干拓・・・利権集團を肥やす予算にSTOPだ！～」大会 で、石木ダム反対運動から訴える

衆議院第1議員会館 16:30～19:00 岩下和雄・すみ子さん参加

2012. 3. 1 ダム検証のあり方を問う科学者の会が有識者会議の公開を求めて公開質問書を提出

2012. 3. 5 赤嶺政賢衆議院議員（共産）が予算委員会第八分科会で石木ダム関係質問

2012. 3. 7 第2回石木ダム建設反対連絡会 川原公民館 19:00～21:00

2012. 3.11 河川清掃 9:00

石木ダム建設絶対反対同盟第33回3.14団結大会 川原公民館 13:00



2012. 3.14 中島隆利衆議院議員（社民）が国土交通委員会で石木ダム関係質問

2012. 3.26 古川石木ダム建設事務所所長、「現在契約中の付け替え道路工事契約を解約し現場事務所等を今週中に撤去する」と岩下和雄連絡員に伝える。

※平成21年度契約付け替え道路工事工期期限切れで契約を解約し、精算変更で完了とする
結局付け替え道路工事は進捗無

2012. 4.26 第22回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議開催 中央合同庁舎3号館（国土交通省）11階特別会議室 18:00～20:00 予定 2月22日の流会時議題再上程

「地域の方々の理解を得られるように努力することを希望します」との意見を付けて了承された。

地元から3名（岩下和雄、石丸勇、炭谷猛）が上京し水源連の支援者と共に傍聴を求めたが、約150名の国土交通省職員から封鎖され傍聴はかなわなかった。



2012. 5. 4 大臣決定までの行動として、石木ダム建設反対連絡会5団体名で前田武志国土交通大臣宛『「有識者会議における石木ダムの審議結果について」慎重な判断をお願いいたします』との文書を送付

2012. 5.10 ダム検証のあり方を問う科学者の会（共同代表＝今本博建・京大名誉教授ら11人、賛同者126人）は、「石木ダムについて継続の判断を下さないことを求める要請書」を前田武志国土交通大臣に提出

2012. 5.13 石木川まもり隊が「石木川の源流を訪ねて」を実施 石木川を川棚川合流地点から源流まで散策した。

2012. 5.26 第25回川原ほたる祭り

長崎の「石木川の清流とホテルを守る市民の会」主催でバスツアー「石木川のホテルと棚田見学会」が実施され、ほたる祭りに55名来郷

2012. 5.31 佐世保で石木ダム問題緊急報告会を開催 参加者約50名

2012. 6. 2 日本共産党演説会で、岩下和雄さんが石木ダム問題を訴える

2012. 6. 4 野田改造内閣が発足。 国土交通大臣に羽田雄一郎が就任

2012. 6. 6 石木川まもり隊が「石木ダム建設用地の強制収用反対を求める」請願書を佐世保市議会へ提出
2012. 6.11 国土交通省が、石木ダムについて「補助金交付を継続とする対応方針」を決定 あわせて長崎県に対し「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知
2012. 6.16 前後 長崎県知事名で13世帯へ配達証明により文書送付される。それぞれ受取拒否で対応する。
2012. 6.20 九地整等に事業認定申請の取り下げ等を要請する件で記者会見
2012. 6.21 石木ダム建設反対連絡会議の5団体で国土交通省九州地方整備局へ要請行動 16名参加
「事業認定手続きを再開せず、長崎県及び佐世保市に対し、当該申請を取り下げよう勧告すること」を要請
-
2012. 6.25 佐世保市議会・石木ダム建設促進特別委員会が、石木川まもり隊の「石木ダム建設用地の強制収用反対を求める請願」を審議し否決、同27日本会議でも否決
2012. 6.28 水源連（遠藤さん）と4団体が、長崎県石木ダム建設事務所にて長崎県及び佐世保市に対し事業認定申請の取り下げを求める要請を行い、同日記者会見を実施
2012. 7.11 第6回石木ダム建設連絡会へ石木川の清流とホテルを守る市民の会から5名出席し、この会の構成団体となる。今後県庁での早朝ビラ配布などに取り組む
2012. 7.31 石木ダム建設事務所が地権者（土地共有者を含む）に対し、「石木ダム事業につきまして」と題する書簡を簡易書留にて発送
2012. 9.14 長崎県が九州地方整備局へ事業認定手続きの再開を要請
2012. 9.17 清流の会が、「町民の集い」を前に「石木ダムは必要ない」のチラシを新聞折り込み
2012. 9.19 石木ダム建設促進川棚町民の会が、「町民の集い」をJAながさき県央川棚支店研修室で開催
2012. 9.23 佐世保組が、九地整に事業認定手続きを再開しないこと等を求める要請書を郵送
- 2012.10. 8 石木ダム建設反対連絡会議5団体が、長崎県知事に対し「石木ダム事業認定に関する公開質問書」を回答期限10月18日として郵送
- 2012.10.15 長崎県議会が、石木ダム事業認定手続きの進展を求める意見書を賛成多数で可決し、即日衆議院議長、参議院議長、総理大臣、国土交通大臣、官房長官へ送付した
- 2012.10.19 石木ダム建設反対連絡会議5団体とダムからふるさとを守る会名が、衆議院議長、参議院議長、総理大臣、国土交通大臣、官房長官へ「石木ダム事業認定手続きの中止を求める請願書」を郵送した。これは県議会の行動に対応したもの

問い合わせ先：長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地1					
氏名	岩 下 和 雄	電話	0956-82-3453	メールアドレス	E-mail:k-iwashita@road.ocn.ne.jp

公共事業実態報告用紙

事業名	天草・路木ダム		
事業地	熊本県天草市河浦町	事業者	熊本県
団体名	天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会		

県営路木ダムは総工費 90 億円、貯水量 230 万トンの治水・利水の多目的ダムとして2010年から建設が進められており工事終了予定は2014年3月とされている。

事業の問題点

-治水も利水もでっち上げ-

私たちは1982（平成57）年の路木川氾濫による路木地区家屋浸水被害に関して虚偽の報告をした県に対して厳しく追及してきた。

県は「路木地区の過去の浸水被害等確認作業について」なる報告書を発表したが、具体的な裏付け資料も証言もないにもかかわらず、同報告書結論では、「路木川の氾濫によって当該路木地区が過去幾度も人家の浸水被害・・・等当該地区が多大な影響を被ったことは、残存する行政文書、資料及び地元関係者複数人の証言からも確認できた。」と被害をでっち上げた。

このような、虚偽の報告書を背景に熊本県は本体工事を強行着工したが、路木ダム建設の治水上の建設根拠が無いことは私たちの指摘だけでなく、社会的にも明らかにされ、窮地に立った熊本県は、路木ダムは過去の洪水氾濫の有無に関係なく将来の被害防止を目的に建設するとか、地元住民の命に関わる飲用水の安定供給を確保するために建設する、とダム建設の根拠を利水に問題点を転嫁した。

利水についても同様で、水不足であると住民をあおっているが水不足は無い。それどころか水は十分足りている。仮に水不足が心配ならすぐ側を通っている豊かな一町田川（1級河川）や全く使われずに眠っている八久保ダムを活用できる。しかし、はじめにダムありきから出発しているのでこの提案には全く耳を貸さない。

このように、既存の取水施設では年間を通じて安定的に取水できないとする根拠として、これまでいくつもの検討書を天草市は報告したが、その根拠とされている最終的な報告書は、「路木計画の水収支検討」だがこの報告書も他と同様に虚偽で満ちている。



現在、裁判で闘っているが、来年早々にはいよいよ証人尋問だ。さまざまな虚偽のデータをもとにダム建設にゴーサインを出したそれぞれの責任者たちがどう言い逃れをするつもりか。

私たちの声も高めていかなければならない。

（写真は豊かな照葉樹林が生い茂るど真ん中に工事を強行する路木ダム）

問い合わせ先：

氏名	笠井洋子	電話	0969-46-1130	メールアドレス	by6767@castle.ocn.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	川辺川ダム建設事業		
事業地	熊本県川辺川	事業者	国土交通省
団体名	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会		

事業の概要・問題点

1. 概要

川辺川ダム計画は1966年、当時流域で3年続いた水害を背景に治水を目的に公表された。その後、利水目的や発電目的が追加された。流域住民は1965年の球磨川の水害はダム放流によるものとして、ダムによる治水は危険と指摘し、強固に反対していた。また利水についても減反の進行に伴い、農業用水は足りており、水代などの農家負担が不明なダム利水については農家からの疑問が出されていた。

しかし国は1997年には仮排水路工事を着工し、あとはダムの本体工事を残すのみとなったが、2001年、球磨川漁協は漁業補償の同意を拒否し、国土交通省は本体着工が出来なくなった。2003年には、利水目的である農業用水を実現するための国営川辺川土地改良事業が、裁判で違法とされ、実施できなくなった。そして、この事業は2007年12月には休止となった。

また、漁業補償を拒否された国交省は球磨川漁協の漁業権を強制収用しようとしたが、これも熊本県収用委員会が裁決申請の取り下げ勧告を行い、実施できなくなった。2008年には熊本県知事によるダム計画白紙撤回宣言、2009年の国土交通大臣の中止表明がなされた。2008年の県知事表明以降、「ダムによらない治水を検討する場」において、国、県、流域自治体による治水対策の策定作業が続いている。

特定多目的ダム法に基づく川辺川ダム計画は存在しており、計画が廃止になった訳ではないが、建設は不可能であり、事実上中止状態が続いている。

2. 問題点

川辺川ダムを完全に中止するためのポイントは以下の3点であり、運動体が総力で取り組む必要がある。

2. 1. ダム中止特措法（ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法）の成立

2012年3月13日閣議決定され、国会上程中であるが、成立の見通しは立っていない。この法案が成立すれば、五木村のような長年ダム問題に翻弄されてきた水没予定地に対してダムが中止になっても、振興計画が策定され、それに基づく振興策が実施されることになる。これまでダムが出来る前提で水没予定地に対しては振興計画が策定されてきたが、ダムが中止になる場合の補償は何もなかった。よって、運動体は国会に対して、この法案が成立するよう強力に働きかける必要がある。

2. 2. ダムによらない河川整備計画の策定

「ダムによらない治水を検討する場」において、国、県、流域自治体による治水対策（球磨川流域河川整備計画）の策定作業が続いているが、昨年12月時点で国は、この計画を2012年度中に策定すると表明した。ダム中止特措法は、このダムなし河川整備計画が策定されることを前提としている。よって、ダム中止特措法の成立とともに、この整備計画も策定させる必要がある。

2. 3. ダムによらない身の丈にあった利水事業の実現を

川辺川ダムによる農業用水は裁判で否定されたが、水が全く不要と言うわけではなく、また老朽化が進む既存の農業用水施設の改修なども待たれている。今後は、これら農業用水施設の改修等、即ち身の丈にあった利水事業の実現を現地農民とともに実現させていく必要がある。

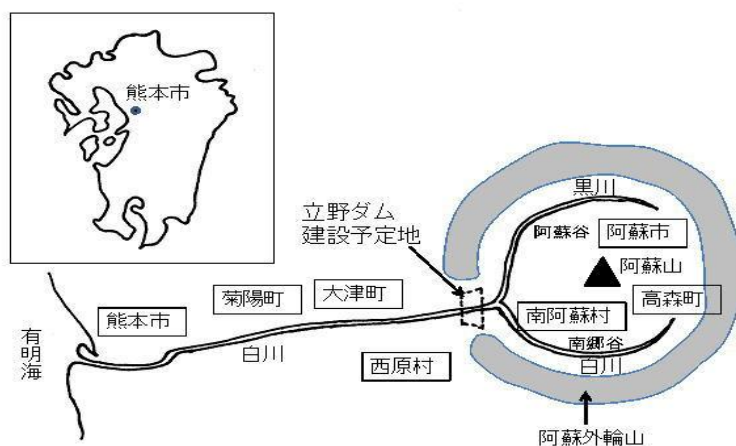
問い合わせ先：

氏名	土森 武友	電話	080-3999-9928	メールアドレス	tsuchi_tk@ybb.ne.jp
----	-------	----	---------------	---------	---------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	立野ダム		
事業地	白川(熊本県南阿蘇村、大津町)	事業者	国土交通省九州地方整備局
団体名	立野ダムによらない自然と生活を守る会		

事業の概要・問題点 (自由記述 図表等の貼り付け可)



【立野ダムの概要】

立野ダムは阿蘇外輪山（カルデラ）の唯一の切れ目、白川・黒川合流点のすぐ下流の立野火口瀬（南阿蘇村・大津町）に国土交通省が計画した、高さ約90mの洪水調節専用の穴あきダムです。

【進捗状況】

立野ダムは1983年に事業が開始され、水没予定地の移転や取り付け道路などの工事は進みましたが、ダム本体工事や仮排水トンネル工事には全く着手されていません。

2011年から始まった事業検証では、2012年10月に九州地方整備局の事業評価監視委員会は立野ダム事業について「事業継続が妥当」とする同局の方針を了承し、同局での検証作業は終了した。

【問題点】

- ・阿蘇外輪山の切れ目に計画されているため、ダム事業区域周辺の地質が非常に悪い。ダムの集水域が阿蘇カルデラで、洪水時の白川の水は大量の火山灰を含む。穴あきダム特有の諸問題がある。
- ・立野ダム事業区域が、阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区。国の天然記念物に指定されている北向谷原始林もその一部が水没する。
- ・河川整備計画では、熊本市の洪水流量毎秒2300トンのうち200トンを立野ダムで洪水調節することになっており、ダム以外の代替案で十分対応が可能。

【課題】

- ・「ダム事業検証」の公聴会では流域住民30人が発言し、立野ダム容認意見は1人もいなかった。しかし、住民の立野ダムの認識度は非常に低く、住民に問題点を広めていくことが最大の課題。

問い合わせ先: 代表 中島康 電話 090-2505-3880 <http://stopdam.aso3.org/>

氏名	緒方紀郎	電話	096-367-9815	メールアドレス	ogt-hawks@s8.kcn-tv.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	---------------------------

内閣法理大臣・国土交通大臣等への要請書

2012 年 11 月 16 日

内閣総理大臣

野田佳彦 様

国土交通大臣

羽田雄一郎 様

11.16 公共事業徹底見直しを実現する集会
実行委員会

ダム・高速道路・新幹線（リニア含む）・スーパー堤防、湿地埋立て等、 公共事業の見直しを求める要請

「コンクリートから人へ」のマニフェストで、公共事業の全面見直しが行われることを多くの国民が期待し、そのことが 2009 年の政権交代を実現させる大きな要因となりました。

ところが、ダムを例にとれば、全国のダム事業の見直しがされるはずであったのに、ハッ場ダムの中止宣言の撤回に象徴されるように、ダム事業者自らが検証を行うという自作自演のダム検証の結果として、多くのダムは事業推進のお墨付きが次々と与えられてきています。

ダムだけではありません。東京外郭環状道路などの幹線道路ネットワーク整備の推進、整備新幹線の未着工区間の復活、リニア新幹線の推進、スーパー堤防の継続、湿地埋立て事業の推進など、不要不急の大型公共事業が次々と大手を振って闊歩する時代に逆戻りしてしまいました。

社会保障制度の維持のために必要と説明され、国民の反対を押し切って成立した消費税増税法には、いつのまにか、その附則に消費税を公共事業にも配分することが書かれており、消費税を公共事業に使う仕組みもつくられました。議員立法で「国土強靱化基本法案法」が提出されるなど、再び、公共事業の大盤振る舞いを求める力が強まっています。

しかし、今後、そのような時代錯誤の政治を進めれば、国家が破たんの道を進むことは必至です。少子高齢化で日本の経済は縮小を余儀なくされていく時代であり、同時に過去のつくりすぎた社会資本の維持と修繕に必要な社会投資が年々増大していく時代ですから、これからは緊急性があつて真に必要な公共事業を厳選していかなければなりません。

そして、巨大公共事業によって多くの自然が壊されてきたことを省みれば、これ以

上の自然破壊を防ぐためにも、公共事業の見直しが急務です。

以上のことを踏まえ、次の３点を要請いたします。

要請事項

- 1 現在事業中及び計画中の公共事業はその必要性を徹底的に見直すこと。
- 2 消費税増税法附則第 18 条第 2 項を根拠とした公共事業を認めないこと。
- 3 公共事業の見直しにあたっては次の「３原則」を基本とすること。
 - i 聖域なき情報公開
 - ii 住民参加の徹底
 - iii 見直し中は工事凍結

連絡先 11.16 公共事業徹底見直しを実現する集会 実行委員会
事務局 遠藤保男 電話 045-620-2284

2012 年 11 月 16 日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 殿
国土交通大臣 羽 田 雄一郎 殿

道路住民運動全国連絡会
東京都八王子市裏高尾町 1 3 4 3 - 1
事務局長 橋本 良仁
電話 042(662)8115

要 請 書

はじめに

昨年 3 月の東日本大震災以降、防災・減災を理由に、これまで凍結してきた高速道路の凍結解除や新たな高速道路建設の事業化を進めています。

東京外環道東京部分の本格着工（事業費 1 兆 2 8 0 0 億円）、道路公団民営化の際に凍結した新名神二区間の凍結解除（6 8 0 0 億円）、三陸沿岸道路建設（事業費 1 兆 4 0 0 0 億円）などが上げられます。

また、国史跡八王子城跡や国定公園・高尾山をトンネルで串刺しにし、横浜の閑静な住宅地を分断する首都圏中央連絡自動車道は、H 2 3、2 4 年の各年に 1 0 0 0 億円近い事業費を投入しています。

東京外環道の千葉部分は、沿線住民の反対の声を無視して、強制収用手続きに入りました。

国民に多大な税金を強要しながら、その多くの財源を大型道路事業に使うとする国の税金の使途に強く抗議します。

道路住民運動全国連絡会は、上記の高速道路建設や強制収用の中止を求めます。さらに来年度予算の作成に当たっては、これら事業の見直しと中止を要請します。

個別の住民団体からの質問や要請に対し、説明責任を果たすべく誠意ある回答を強く求めます。

東京外環道千葉区間

公害調停における千葉県郊外審査会・調停委員会の勧告の趣旨に従い、模型実験、風洞実験による環境影響予測をジャンクションやインターチェンジなど、影響の著しいと予測される地点で実施し、その結果を踏まえ、住民との協議の場を通して環境問題を解決して下さい。

首都圏中央連絡自動車道の八王子城跡と高尾山部分

1 2012年3月に圏央道高尾山トンネル部分の供用が開始されましたが、国史跡八王子城跡の御主殿の滝は涸れた状態が続いている。

地下水位は文化庁との協議同意の水位を現在にいたるも回復していないが、水位はいつ回復するのか説明して下さい。

2 高尾山トンネル近傍の地下水位を観測していた観測孔 H20-1、No3-3 を地下水位が回復したとして閉鎖し、これまで公表してきた地下水位データの開示も中止してしまいました。

地下水位データの開示を求めます。そのため閉鎖した観測孔を回復させるか新たな観測孔を設置して下さい。

3 城山・八王子トンネル工事によって涸れた榎窪川を元の状態に復活させて下さい。

2012 年 11 月 16 日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
国土交通大臣 羽田雄一郎様

外環ネット
連絡先：大塚康高
東京都杉並区善福寺 3-34-5

緊急申し入れ
東京外環道に関わる予算計上の撤回と
不要不急の公共事業の徹底見直しを求めます。

2012 年 9 月 5 日、国土交通省は東京外環道の準備工事着工式を開催しました。これまで私たちは、東京外環道に関して様々な機会に疑問点、問題点を提示してきました。今年 8 月初めには、国交省あてに質問書を送付し、8 月 21 日までに回答するよう求めたにもかかわらず、国交省は回答を拒否しました。住民から提起された問題点に納得のいく説明をしないままの着工に対し、抗議の意思を表明するとともに、以下の理由で東京外環道に関わる予算の撤回を求めます。

2010 年度の交通センサスによると、東京外環道に関係する道路であるか否かにかかわらず、東京都では大幅に交通量が減少している事実が明らかになっています。さらに、これまで経済成長と交通量の増加は正比例すると考えられてきましたが、1999 年以降、交通量は減少しているのに対し、GDP は上昇しています。このような事実から、東京外環道は不要不急の事業であると断ぜざるを得ません。

「必要性」の根拠となる費用便益比に関しても、過大評価ではないかなど、多くの問題点の指摘があるにも拘らず、計算根拠となるデータは示されないままです。第三者の検証を可能とするようデータを開示したうえで、再評価することを求めます。この点に関し、2008 年に会計検査院が、また 2012 年に東京高裁(圏央道裁判)が、国交省の不備を指摘しています。早急に改善するよう求めます。

各地で開催された「地域課題検討会」では、地下トンネルによる地下水脈分断のため、発生が予測される地盤の変動。飲料水を地下水に頼っている調布、三鷹、武蔵野、大泉地区での地下水汚染の危険性。4 か所に絞られた換気塔による大気汚染の悪化、東い本大震災並みの耐震性があるかなど、住民が指摘した問題点への回答がなおざりにされています。

また、世田谷の立坑掘削地点で、基準を越える公害物質が検出されたにもかかわらず、地元の声を見做して工事を進めようとしている国交省の姿勢は、直ちに正されなければなりません。このように、東京外環は問題山積です。まず、これらの問題への説明責任を果たすことを最優先するよう、求めます。

今年に入り、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の復旧・復興予算が被災地以外に使用される事実が明らかになりました。加えて、「コンクリートから人へ」をスローガンに政権を獲得したにもかかわらず、自民党の「国土強靱化法案」、公明党の「防災・減災ニューディール」に押されるように、社会保障一体改革による増税相当分をさらなる公共事業に振り向けようとしています。

私たちは、最優先すべき震災・原発事故の復旧、復興に、正しく予算を執行し、外環道の様な不要・不急の事業費を更に振り向け、復興・復旧の速度を上げること。また、日本が多額の債務を抱える現状において、増税分を債務返済に正しく充てることを強く、強く求めます。

平成 24 年 11 月 16 日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 殿
国土交通大臣 羽 田 雄一郎 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）
会長 比留間 哲生

要 請 書

横浜環状道路南線は一般国道 468 号線（圏央道）事業の一部に便乗して横浜市が地元住民を騙して道路予定地を確保し事業を開始した。戦後の復興時に策定された旧態依然の道路計画であり、完全に住環境が整った現状に全く即していない。これからの公共事業は成熟した日本の今後の社会情勢の変化を踏まえ関連する住民の参加のもとに計画されるべきでありこの観点から全て遡って下記の点につき真摯に見直すことを要請する。

記

- ①事業推進のお墨付きのための審議会形式は見直すべきである。事業評価は事業を推進する国土交通省ではなく関係住民を含めた第 3 者が公正に政策評価する評価委員会を要請する（今までの道路事業の評価では中止決定は 0 件）。
- ②横環南が計画されている地域はすでに良好な住環境を含め地域開発は完了している。後追いとなっている地方生活道路の整備を要請する。
- ③計画されたこの地域は沖積層を基盤とした大規模宅地造成地が多く、三浦活断層を南に立川活断層路を北に控えた軟弱地盤でありトンネル部分が 6 割を越す事業は危険極まりなく住民の納得する見直しを要請する。
- ④上記事情をもって震災時の避難路として高速道路網の建設が急務であるとの答申は後付の理由であり全く検証されていない。検証を要請する。
- ⑤横浜環状線と称しながら西線の計画はなく「環状」と称してミッシングリンクを暗示し市民ひいては住民に誤解を与える表記は止めるよう要請する。
- ⑥道路事業推進のために環境影響評価の手法について基準をクリアできるよう旧式の評価法を使用している。最新の技術で再評価するよう要請する。
- ⑦少子高齢化が明らかな現状で交通需要予測を過大にするために 7 年前の交通センサスから事業評価の基準である B/C を設定している。この社会情勢から平成 42 年での納得のいく需要予測の資料の公開と説明を要請する。

以上

2012 年 11 月 16 日

内閣総理大臣

野 田 佳 彦 様

国土交通大臣

羽田雄一郎 様

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之

遠藤保男

ダム事業徹底見直しを求めます

政権交代から 3 年、河川行政を「出来るだけダムに依存しない治水・利水」へと方向転換する試みは頓挫してしまいました。

「出来るだけダムに依存しない治水・利水」ことを目指すため設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、事業者による検証結果を科学的に検証することなく、「中間まとめに沿っている」として事業者の検証結果報告を追認してきました（島根県の補助ダム二事業を除く）。国交省は有識者会議の結果を全て追認しました。事業者が推進してきたダム事業は「検証したが、やはりダムで治水・利水」という結果になっています。

「検証したが、やはりダムで治水・利水」となった原因は、

- ① ダム事業を推進してきた事業体による検証であること
- ② 「出来るだけダムに依存しない治水・利水」が検証の目的になっていないこと
- ③ ダム事業の必要性について科学的な検証がされていないこと
- ④ 事業に対する関係住民からの異論を完璧に無視したこと = 住民との合意形成を基本に据えていないこと

などが挙げられます。

これらのことを踏まえ、「出来るだけダムに依存しない治水・利水」を目指すために以下のことを要請します。

- ① ダム検証システムを再構築して、全てのダム事業の必要性を徹底的に再検証すること。
- ② ダム検証にあたってはすべての情報を公開し、関係住民の意思を最も尊重すること。
- ③ 治水にあっては、ダムへのこだわりを捨て、耐越流堤防への転換を急ぎ、決壊による犠牲者を最小に留めること。
- ④ 利水にあっては、急激な人口減少を迎えながら放置された長期水需給計画を見直し、不要となる水源開発から勇気を持って撤退すること。
- ⑤ ダム中止後の生活再建支援法を速やかに制定すること。

この件の連絡先

水源連事務局 遠藤保男 045-620-2284 メールアドレス mizumondai@mvd.biglobe.ne.jp

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
国土交通大臣 羽田雄一郎 殿

スーパー堤防事業の廃止と治水対策の根本的見直しを求める要請書

スーパー堤防事業は一昨年の「事業仕分け」で「事業廃止」とされました。しかし、国土交通省は、「高規格堤防の見直しに関する検討会」の「とりまとめ」を経て、昨年末の 2012 年度政府予算編成で、6 河川約 120 km の区間に絞り事業を復活・存続することとし、同時に、同年予算では新規箇所には着手しないことといたしました。

その後、今年 1 月の会計検査院の報告では、事業の進捗率が 24 年間でわずか 1.1%であったことが明らかとなりました。会計検査院は、「事業スキームが十分機能していない」とし、「高規格堤防整備事業が、その整備に相当程度の期間と費用を要する事業である一方で、通常堤防の整備や堤防強化対策は、治水上、早期の完成が望まれることから、通常堤防の整備や堤防強化対策の優先的な実施を検討すること」と指摘しています。

昨年の東日本大震災以後、自然災害への対策については何よりも「命を守る」ことが求められています。スーパー堤防事業は、約 14 兆円という多額の費用を要する一方、完成の見通しは全く立っていない上、事業化されようとする地域では住民に多大な負担を強いるものとなっています。生活面やコミュニティ形成の観点からも大きな問題を抱える本事業について、江戸川沿川に生活する私たちは、1987 年、日米貿易摩擦を背景に創設されたスーパー堤防事業に抗議し、歴代国土交通大臣・関係機関にその問題点を指摘し、撤回を求めてまいりました。

しかしながら、江戸川区は、今なお、区内全沿川をスーパー堤防化するという無謀な計画を打ち出しています。その計画では、完成まで 200 年もの歳月と約 2 兆 6 千億円の費用を要するとし、4 万世帯 9 万人の生活に過酷な影響が予想される中、未だスーパー堤防構想にしがみついており、北小岩一丁目東部地区においては、多くの困難に遭遇している関係住民が、スーパー堤防と一体の土地区画整理事業について、取り消しを求める裁判に立ち上がるに至っています。

以上のことを踏まえ、私たちは次の 2 点を要請いたします。

1. スーパー堤防(高規格堤防)事業は廃止し、治水対策を抜本的に見直すこと。
2. 東京都江戸川区北小岩一丁目東部地区ならびに篠崎公園地区については事業化せず、関係予算は計上しないこと。

2012 年 11 月 16 日

要請者	スーパー堤防・街づくりを考える会	運営委員長	戸口素男
	18 班スーパー堤防とまちづくりを考える会	世話人	宮坂健司
	篠崎公園地域スーパー堤防と道路問題を考える住民の会	代表世話人	岩田米夫
	江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会	代表代行	堀 達雄

国土交通大臣殿

「リニア中央新幹線」計画の再検証を求めます

リニア中央新幹線事業は2011年5月、東日本大震災直後の混乱の中で、国土交通大臣より、JR東海に対してその建設主体として認可が出されました。東京―名古屋間を40分で結ぶことを目途に2014年着工とされています。

福島原発大災害は、私たちにエネルギー、環境問題について大きな認識の変化をもたらし、社会的にも私たちの生活にも転換を余儀なくさせました。

しかし、リニア計画に関しては、その膨大な電力消費について、大きな懸念があるにもかかわらず、国交省ではその小委員会においても何ら検証することもなく、震災の2ヶ月後に中央新幹線建設を認めてしまいました。環境に与える影響や技術上の安全性、電磁波の健康影響への具体的対策もまったく示されないまま推進されています。

9兆円もの建設費をJR東海が自力で捻出するということですが、南アルプスを貫通させようとする長大トンネルは難工事も予想され、また各県の建設促進期成同盟会が喧伝する新駅建設の需要予測や経済波及効果も絵空事のような過大な見込みが示されています。工期も延長され、建設費も予定額を越え、思うような収益も上がらず、過去の国鉄やJALのような経営破綻が起きて結局国税の投入へと進み、ツケが私たちそして次世代にまで回されることになる可能性が大です。

私たちはもはや原子力発電に頼る過大な電力を要するような消費生活、また速ければよいという交通手段を求めています。

よって私たちは

国土交通省はリニア中央新幹線計画をまず凍結すること。また、リニアの電力消費と環境への影響、技術上の安全性、採算上の問題点を再検証することを求めます。

2012年11月16日

リニア・市民ネット

207-0016 東京都東大和市仲原3-10-1、C-201

全国自然保護連合 代表 川村晃生

400-0014 甲府市古府中町984-2

2012 年 11 月 16 日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
内閣府沖縄担当大臣 樽床伸二 様
沖縄県知事 仲井眞弘多 様

沖縄・泡瀬干潟埋立工事の即時中止を求める要請書

ラムサール・ネットワーク日本
泡瀬干潟を守る連絡会

沖縄、中城湾の泡瀬干潟埋立工事が昨年 10 月に再開されたことについて、私たちは何度も即時中止の要請をしてきました。泡瀬干潟の埋め立ては、公金支出差し止めの判決が確定し、新計画案についても「相当程度に手堅い検証が必要」と指摘されました。民主党マニフェスト 2009 においても事業中止を約束していました。司法判断を蔑ろにして、国民との約束をも踏みにじる工事再開は、法治国家、民主主義国家として決して許されない暴挙です。

今年ルーマニアで行われた第 11 回ラムサール条約締約国会議の国別報告書には、「沖縄県の泡瀬干潟において、人工島を作る大規模な埋立計画が進んでいる等、一部において生物学的特徴の部分的な喪失が懸念されている」と明記され、国際条約の視点からも重大な懸念が示されています。

この 4 月には市民調査によって絶滅危惧Ⅱ類・フジイロハマグリが 2005 年に続き再発見され、このことが 7 月 30 日の環境監視委員会の場で報告されています。しかし、8 月 29 日に行った国、県との交渉では、①埋立地内の絶滅危惧種は保全しない ②調査による攪乱で生息環境に及ぼす影響が考えられるため、フジイロハマグリの事業者による調査は行わない ③工事は継続する という回答でした。浚渫・埋立工事を強行して泡瀬干潟・浅海域の環境を攪乱・破壊しておきながら、何という無反省かつ傲慢な行政なのでしょう。環境影響評価書では「工事中に貴重な動植物が確認された際は、関係機関に報告するとともに、その保全に必要な措置を適切に講じます。」と約束しているにもかかわらず、これを無視してひたすらに工事を強行することに強く抗議します。今年度の工事予定にはフジイロハマグリ・ウミエラ・ニライカナイゴウナの生息地周辺の浚渫が含まれており、この浚渫工事が進行し、そこにマリーナ・小型船だまり・防波堤が造成されたら、同海域の新種・絶滅危惧種は、まさに絶滅してしまいます。

私たちは、泡瀬干潟・浅海域の埋立工事再開に対して強く抗議するとともに、

- 1) 国・沖縄総合事務局、県・港湾課は泡瀬干潟埋立工事を即時中止すること
 - 2) 今年度の泡瀬干潟・浅海域での浚渫工事を撤回すること
- を強く要請します。

【連絡先】

泡瀬干潟を守る連絡会 090-5476-6628(事務局：前川)
〒904-2161 沖縄県沖縄市古謝 1171-3 コーポMK 1 階
ラムサール・ネットワーク日本 090-8179-2123(陣内)
〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

2012年11月16日

国土交通大臣 羽田雄一郎 様

平城宮跡の湿地埋立舗装工事の即時中止を求める要請書

ラムサール・ネットワーク日本
平城宮跡を守る会

世界遺産・平城宮跡で9月25日に始まった草原湿地帯を埋め立て、土とセメントで舗装する工事について、地元で平城宮跡の保全に取り組む「平城宮跡を守る会」と湿地保全を求める市民の全国ネットワークである「ラムサール・ネットワーク日本」は深く憂慮しています。

45,000平米におよぶ埋め立て面積の区域内には、万葉集にも歌われた草花をはじめ、多種多様な動植物が存在し、生物多様性が確保されています。これを埋め立て舗装することにより、工事区域内の動植物が全滅することはもとより、周囲にも悪影響を及ぼします。埋め立て予定地は2万羽とも言われるツバメをはじめとする鳥類の餌場でもあり、全体として一体化している生態系が大きく攪乱されることは必至です。

また、この湿地の地下は、1300年間にわたり、木簡などの遺物を酸化・腐敗から守ってきた貴重な保管庫の役目を果たしてきたものでもあり、環境の大きな変化により、遺物が損壊の危険にさらされる可能性が否めません。1300年間守られてきた埋蔵文化財を、私たちの世代で破壊することは許されません。世界遺産条約登録地としての責務を果たすことにも逆行するのではないのでしょうか。

ラムサール条約では、すべての湿地を保全することが目標として掲げられており、持続可能な利用が基本原則となっています。生態系や文化財を守ってきた湿地の実績を正しく評価し、埋め立て舗装を行うことなく賢明に利用することが求められます。

「歩きやすくしたい」という目的であれば、木道設置などで達成可能です。「往事の平城宮の広がりを感じさせる」ことをめざすとしていますが、「広場があって建物がない」光景は、長岡京遷都直後の荒廃した状態の再現にしかありません。それよりもむしろ「日本人の心の原風景」として親しまれてきた湿地・草原の環境を守ることにこそ価値を見出すべきです。

市民への周知についても、国交省は説明会やパブリックコメントの募集を行ってきたとしていますが、実際には工事開始まで工事の計画を知らなかった市民がほとんどであり「いきなり工事が始まった」として、その後大きく反対の声が上がったことは看過できません。周知が不徹底であったことを素直に受け止め、直ちに工事を凍結した上で、改めて市民が主役となって合意形成を図っていくことが求められます。

私たちは、国土交通省に対して、平城宮跡の草原湿地埋め立て舗装工事を直ちに止めることを強く要請します。

【連絡先】

平城宮跡を守る会 070-5024-9428 (担当・松永)

〒630-8315 奈良市中辻町 1-1-103

ラムサール・ネットワーク日本 090-8179-2123 (担当・陣内)

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

11.16公共事業の徹底見直しを求める集会賛同団体

	賛同団体名				
		38	三番瀬を守る署名ネットワーク	76	ハッ場あしたの会
1	FoE Japan	39	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	77	ハッ場ダムをストップさせる茨城の会
2	NPO 法人伊賀・水と緑の会	40	市川緑の市民フォーラム	78	ハッ場ダムをストップさせる群馬の会
3	STOPハッ場ダム・市民ネット	41	思川開発事業を考える流域の会	79	ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会
4	あすの楨尾川を考える会	42	自然の灯をともし原発を葬る会	80	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会
5	あづみの道草あかとんぼの会	43	首都圏道路問題連絡会	81	ハッ場ダムをストップさせる千葉の会
6	ウォーターワッチネットワーク	44	十勝自然保護協会	82	ハッ場ダムをストップさせる東京の会
7	オリンピックはいらないネット 2020	45	昭島環境フォーラム	83	美しい錦川を未来へ手渡す会
8	ガウスネット	46	信州ラプソディ	84	平城京跡を守る会
9	ザ、フォーレストレンジャーズ	47	森と水と土を考える会	85	平和食堂・吉田屋
10	ダム反対鹿沼市民協議会	48	水と緑の会(松本市)	86	泡瀬干潟を守る連絡会
11	とくしま自然観察の会	49	成瀬ダムをストップさせる会	87	北海道の森と川を語る会
12	ニセコの粉雪を守ろう会	50	清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会	88	有明海漁民・市民ネットワーク
13	ピースウォーク山口	51	石木ダム建設絶対反対同盟	89	遊楽部川の自然を守る会
14	まつど雨水の会	52	石木川まもり隊	90	利根川・江戸川流域ネットワーク
15	リニア・市民ネット	53	設楽ダムの建設中止！名古屋の会	91	利根川の水と自然を守る取手連絡会
16	愛知県 トヨタ自動車による21世紀世界最大の自然破壊を止めてもらう会	54	設楽ダムの建設中止を求める会	92	立川・生活者ネットワーク
17	安威川ダム反対市民の会	55	絶滅危惧種ミゾゴイの棲む森を守る署名実行委員会	93	立野ダムによらない自然と生活を守る会
18	茨城県の水問題を考える市民連絡会	56	千葉県自然保護連合	94	流域の自然を考えるネットワーク
19	横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会	57	千葉の干潟を守る会	95	築川のダムと自然を考える市民ネットワーク
20	沖縄・生物多様性市民ネットワーク	58	多摩の地下水を守る会	96	諫早干潟緊急救済東京事務所
21	沖縄リーフチェック研究会	59	太田川ダム研究会	97	北海道脱ダムをめざす会
22	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議	60	大阪府安威川の治水を考える流域連絡会	98	一般社団)北海道自然保護協会
23	海上の森野鳥の会	61	大洲市の住民投票を実現する会	99	十勝自然保護協会
24	寒霞溪の自然を守る連合会	62	滝田・霞ヶ浦の環境を守る会	100	北海道自然保護連合
25	環境会議・諏訪	63	中部縦貫自動車道計画検討会議	101	富川北一丁目沙流川被害者の会
26	環瀬戸内海会議	64	調布保谷線・府中所沢線等対策連絡会議	102	平取ダム建設問題協議会
27	吉野川・東京の会	65	調布保谷線36m公害道路ストップの会	103	苫小牧の自然を守る会
28	群馬の明日をひらく革新懇話会	66	長良川河口堰建設に反対する会	104	ユウパニコザクラの会
29	兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会	67	長良川市民学習会	105	イテキ・ウエングダム・シサムの会
30	公害・地球環境問題懇談会	68	天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会	106	胆振日高高校退職教職員の会
31	広島フィールドミュージアム	69	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会	107	自然林再生ネットワーク
32	肱川・水と緑の会	70	都道小平3・3・8号線計画を考える会	108	下川自然を考える会
33	肱川の水を守る会	71	東京外環道問題協議会	109	サンルダム建設を考える集い
34	高尾山の自然をまもる市民の会	72	導水路はいらない！愛知の会	110	環境ネットワーク旭川地球村
35	国営アルプスあづみの公園・友の会	73	特定非営利活動法人 アサザ基金	111	大雪と石狩の自然を守る会
36	最上小国川の真の治水を考える会	74	那珂川ネットワーク鶴亀隊	112	旭川・森と川ネット21
37	三番瀬を守る会	75	日本山妙法寺	113	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会

集会宣言

「公共事業徹底見直しを実現する集会」 ＝増税でバラマキを許さない＝

2009 年政権交代で圧倒的な支持を得た「コンクリートから人へ」は完全に反故にされ、ダム・高速道路・新幹線（リニア含む）・スーパー堤防、湿地埋め立てなど各地で不要不急の事業が進められている。さらに、復興予算はシロアリが群がるが如く、復興と無関係な事業にも使われている。

私たちは、不要不急な公共事業へのバラマキを狙う国土強靱化基本法案など、消費税増税法附則第 18 条第 2 項を根拠とした法案成立を許さず、公共事業徹底見直しを求める。

公共事業の見直しに当たっては次の「3 原則」を基本とすべきである。

- 一、聖域なき情報公開
- 二、住民参加の徹底
- 三、見直し中は工事凍結

私たちは、今度の衆議院選においてこの宣言に賛同する政党・候補者の躍進を大いに期待するものであり、ムダな公共事業への姿勢を投票の判断基準とするよう、有権者に対しても広く呼びかけていく。

2012 年 11 月 16 日

「公共事業徹底見直しを実現する集会」＝増税でバラマキを許さない＝

参加者一同 賛同団体一同